

目 次

○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	6
◇生方勇二君	6
◇善養寺孝君	16
◇中島由美子君	26
◇村上慎一君	43
◇川田敏彦君	56
日程の追加	66
追加日程第1 議案第90号 榛東村立榛東中学校講堂・多目的室特定天井等改 修工事請負契約の締結について	66
散 会	68

○第2号（9月2日）

議事日程 第2号	69
本日の会議に付した事件	70
出席議員	71
欠席議員	71
説明のため出席した者	71
事務局職員出席者	71
開 議	72

日程第 1	諸般の報告について	7 2
日程第 2	議案第 6 6 号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について	7 2
日程第 3	議案第 6 7 号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8 6
日程第 4	議案第 6 8 号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9 3
日程第 5	議案第 6 9 号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9 6
日程第 6	議案第 7 0 号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	1 0 0
日程第 7	議案第 7 1 号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 0 4
日程第 8	議案第 7 2 号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 0 8
日程第 9	議案第 7 3 号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 1 1
日程第 1 0	議案第 7 4 号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 1 4
日程第 1 1	議案第 7 5 号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について	1 1 7
日程第 1 2	議案第 7 6 号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について	1 2 7
日程第 1 3	報告第 3 号 令和元年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について	1 2 7
日程第 1 4	報告第 4 号 令和元年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について	1 2 7
日程第 1 5	報告第 5 号 債権の放棄について	1 2 9
日程第 1 6	議案第 7 8 号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	1 3 0
日程第 1 7	議案第 7 9 号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について	1 3 2
日程第 1 8	議案第 8 0 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 3

日程第 19	議案第 81 号	榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について……………	134
日程第 20	議案第 82 号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	135
日程第 21	議案第 83 号	村道の路線の廃止について……………	136
日程第 22	議案第 84 号	令和 2 年度榛東村一般会計補正予算（第 6 号）につ いて……………	137
日程第 23	議案第 85 号	令和 2 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	140
日程第 24	議案第 86 号	令和 2 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について……………	141
日程第 25	議案第 87 号	令和 2 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算（第 1 号）について……………	142
日程第 26	議案第 88 号	令和 2 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算（第 2 号）について……………	143
日程第 27	議案第 89 号	令和 2 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	143
日程第 28	陳情について……………		144
散 会……………			145

○第 3 号（9 月 16 日）

議事日程 第 3 号……………	147
本日の会議に付した事件……………	148
出席議員……………	149
欠席議員……………	149
説明のため出席した者……………	149
事務局職員出席者……………	149
開 議……………	150
日程第 1 議案第 77 号 人権擁護委員の候補者の推薦について……………	151
日程第 2 議案第 66 号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	152
日程第 3 発委第 3 号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改	

		善要望書の提出について……………	1 5 4
日程第 4	議案第 6 7 号	令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5 5
日程第 5	議案第 6 8 号	令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5 6
日程第 6	議案第 6 9 号	令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5 7
日程第 7	議案第 7 0 号	令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5 8
日程第 8	議案第 7 1 号	令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5 9
日程第 9	議案第 7 2 号	令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 6 0
日程第 1 0	議案第 7 3 号	令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 6 1
日程第 1 1	議案第 7 4 号	令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 6 2
日程第 1 2	議案第 7 5 号	令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について……………	1 6 3
日程第 1 3	議案第 7 6 号	令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について……………	1 6 7
日程第 1 4	議案第 7 8 号	榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について……………	1 6 8
日程第 1 5	議案第 7 9 号	榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について……………	1 7 0
日程第 1 6	議案第 8 0 号	榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7 1
日程第 1 7	議案第 8 1 号	榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7 2
日程第 1 8	議案第 8 2 号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7 3
日程第 1 9	議案第 8 3 号	村道の路線の廃止について……………	1 7 4
日程第 2 0	議案第 8 4 号	令和 2 年度榛東村一般会計補正予算（第 6 号）につ	

	いて……………	175
日程第21	議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について……………	178
日程第22	議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第2 号) について……………	179
日程第23	議案第87号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算(第1号) について……………	180
日程第24	議案第88号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算(第2号) ……………	181
日程第25	議案第89号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第1号) ……………	182
日程第26	総務産業建設常任委員会に付託の陳情第2号について……………	183
日程第27	新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告について……………	185
日程第28	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	186
日程第29	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	186
日程第30	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	186
日程第31	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………	187
日程第32	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………	187
日程の追加	……………	188
追加日程第1	発委第1号 榛東村議会基本条例の制定について……………	188
追加日程第2	発委第2号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例の 制定について……………	190
追加日程第3	発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政 の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意 見書の提出について……………	195
追加日程第4	発議第5号 榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ 碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の 設置に関する決議……………	195
議長挨拶	……………	202
閉会	……………	202

令和 2 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

9 月 1 日 (火)

令和2年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

令和2年9月1日（火曜日）

議事日程 第1号

令和2年9月1日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第90号 榛東村立榛東中学校講堂・多目的室特定天井等改修工事請負契約の締結について

出席議員（13名）

1番	中島由美子君	2番	小板橋尚君
3番	生方勇二君	4番	善養寺孝君
5番	蜂巣實君	6番	村上慎一君
7番	川田敏彦君	8番	小野関治義君
9番	清水健一君	10番	小山久利君
11番	山口宗一君	12番	岸昭勝君
14番	南千晴君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	清村昌一君	企画財政課長	早川弘行君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	山口誠一君
建設課長	久保田邦夫君	上下水道課長	狩野宏記君
会計課長	浅見英一君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 会長	井口克三君	代表監査委員	岩崎唯雄君
選挙管理委員会 書記 会長	清村昌一君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚邦守	書記	志岐英代
-------	------	----	------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が続く中、今年の夏は、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した「令和2年7月豪雨」が全国各地に大きな被害をもたらしました。

8月に入り、全国各地で猛暑日を記録し、熱中症による救急搬送も相次ぎ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策、熱中症の予防、防災対策と今までに経験したことのない夏となりました。子どもたちにとっても、夏の各種スポーツ大会等の中止や修学旅行等の学校行事の延期等もあり、様々な思いを抱えた夏だったと思います。

新型コロナウイルス感染症の発生状況に関しては、全国的に感染の拡大が続き、本県におきましても7月28日以降は連日新規感染者が発生しており、クラスターの発生もありました。こうした状況を受け、8月15日に本県独自のガイドラインに基づく警戒度が1から2へ引き上げられております。議会といたしましても、議場内の換気はもとより、傍聴席の間隔を空けるなど感染症対策を徹底し、新たに今定例会より議員及び説明のための執行の出席者の飲料水の持込みも許可いたしました。

改めて傍聴者の皆様のご協力をお願いいたしますとともに、村民皆様におかれましても、基本的な感染症予防対策を忘れず、引き続き一人一人が感染防止策の徹底をしていただきますようお願い申し上げます。

さて、今定例会では、通告により5名の議員による一般質問がございます。また、令和元年度の一般会計、特別会計並びに事業会計の決算の認定や令和2年度補正予算案等が提案される予定となっております。議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いいたします。

会期中、村長はじめ執行部各位におかれましては、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶いたします。

ただいまから令和2年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

また、本日は大変お忙しい中、岩崎唯雄代表監査委員が出席されております。岩崎代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算審査に当たられ、大変お疲れさまでした。

なお、地方自治法第121条の規定により、議長において選挙管理委員会委員長に対し出席要求を行いましたが、欠席の旨届出がありましたので報告いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。
会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。
7番川田敏彦議員、8番小野関治義議員を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。
第3回定例会の会期については、本日から16日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から16日までの16日間と決定いた
しました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。
議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

1、閉会中の議員の辞職許可につきましては、8月31日付で早坂議員から届出がございました。同
日、これを議長が許可いたしましたので、会議規則第93条第2項の規定により報告いたします。

議案書等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案24件、報告3件を受理いたしました。
陳情の受理につきましては1件を受理いたしました。

例月現金出納検査の結果に関する報告でございますが、別添資料のとおり、令和2年4月から7月
分の例月現金出納検査の結果でございます。詳細につきましては、後ほどご確認ください。

群馬県町村議会議長会及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり
会議が開催され、出席いたしました。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。

◇

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申出があり
ましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議長からただいま許可をいただきましたので、令和2年第3回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まずその前に、先ほども諸般の報告の中で話がありました、早坂議員が体調不良ということで議員辞職願を昨日に提出されました。私のほうとしても、病気の一日も早い回復をご祈念申し上げるところでございます。

本日、議員各位の出席をいただきまして定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝申し上げます。

さて、今定例会に上程させていただく議案等について、その大宗をご説明申し上げます。

議案第66号から75号までは、一般会計、各特別会計、上水道事業会計の令和元年度決算の認定をお願いするものでございます。

議案第76号は、上水道事業会計の決算に基づく剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

一般会計及び特別会計の決算の認定については、地方自治法の規定に基づきまして、また、上水道事業会計の決算の認定については、地方公営企業法に基づき、監査委員の審査意見を付して上程しているところでございます。

岩崎代表監査委員、善養寺監査委員におかれましては、例年になく長く続いた梅雨の中、現地調査も含め集中的に審査していただいたところでございます。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

議案第77号は、人権擁護委員1名の任期が本年9月30日で満了となるため、10月1日から3年間に任期とする新たな委員の候補を法務大臣に対し推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

議案第78号は、公職選挙法の一部改正に伴いまして、村議会議員及び村長の選挙における公費負担に関し、新たに条例を制定するものでございます。

第79号は、村内における土砂等の埋立ての適正化を図り、生活環境の保全及び土砂災害の未然防止を図るため、土砂等による埋立て等の規制に関する条例を制定しようとするものでございます。

第80号は、令和2年度税制改正に伴いまして、榛東村税条例の一部を改正するものでございます。

81号は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型の保育事業の運営に関する基準、これは内閣府令でございますけれども、その一部を改正されました。その基準の改正を受けまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

82号は、土地基本法等の一部改正に伴いまして、長期譲渡所得に係る国保税の課税の特例等について、国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

83号につきましては、村道の路線の廃止について、道路法の規定に基づきまして議決を求めるものでございます。

84号から89号までは、一般会計及び特別会計、これは5会計ありますけれども、その予算を補正するもので、令和元年度の決算に応じ前年度繰越金の補正を行うほか、当初の予算編成後に生じた事由について、所要事項について補正を行うものでございます。

以上、24議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決くださりますようよろしくお願い申し上げます。

なお、先月27日に執行した入札によりまして、榛東中学校の講堂・多目的室天井等の改修工事の落札者が決定し、28日付で仮契約を締結いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める金額要件に当たるため、工事請負契約を締結することについて議決を求める議案を追加上程させていただき予定でございます。

また、報告事項は3件で、令和元年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び令和元年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして報告をいたすものでございます。

また、令和元年度中に、債権管理条例の第14条第1項の規定に基づきまして債権放棄を行いました。同条第2項の規定により報告させていただきところでございます。

会期は、本日から9月16日までとたゞいま決定されました。本日から16日間よろしくお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願い致します。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時14分休憩

午前9時15分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番、生方勇二議員の一般質問を許可いたします。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君登壇〕

○3番（生方勇二君） 皆さん、改めましておはようございます。

既に皆様ご承知のとおり、今年は何といても、世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルスとの闘いが最大の課題であります。我が国でも国や地方公共団体、さらには企業も含め、この事態に全力で立ち向かっているところであります。特に医療従事者の皆様には、毎日、危険を感じながらお勤めいただいていることに対し、心より敬意を表したいと思えます。

大都市を中心に第2波が始まりつつある中、本村では、7月に議員補欠選挙が執行され、村民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。また、ご協力をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

私は、数年前までは質問を受ける側でお世話になっておりましたが、本日から質問をする側、また、トップバッターということで若干緊張しております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、4項目の質問をさせていただきますが、初めに、終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、2つ目は、私が少子高齢化に向けて重要な対策だと思っている福祉対策について、3つ目は、村の負担軽減に欠かせない補助金及び交付金の対応について、最後に、地域整備に大切な道路行政について質問をさせていただきます。

以後、自席において順次質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） それでは、初めに新型コロナウイルス感染拡大防止対策について質問をいたします。

どこまで続くのか、終息の見通しが立たない新型コロナウイルスの感染拡大防止対策ですが、先行きが不透明な中、今後、村としてどのように対応していくのか、村長の基本的な考えを伺います。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ちょっと基本的な考えということで、本当に今、世界中、日本、群馬もコロナについて相当考えておるところでございますけれども、少し長くなりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「お願いします」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） すみません。私の考え方として、住民の皆さんがどう思うか、ちょっと強烈な話も出てくるかもしれませんが、よろしくお願いをしたいというように思います。

新型コロナウイルス感染症というのは、残念ながら現時点において感染リスクをゼロにするという対策、妙案というものは、私自身も、これは全国同じだと思うんですが、持っていないところでございます。その上で感染拡大を防止するためには、住民の皆さんに新しい生活様式を実現していただくほかないと私は思っております。

一人一人の基本的な対策は、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行、この3つを徹底し

で行っていただくことでございます。日常生活を営む上で基本的な生活様式としては、1つ目は手洗い・手指消毒、2つ目はせきエチケットの徹底、3つ目として小まめな換気、3密の回避、毎朝の体温測定、健康チェックを行っていただきまして、発熱・風邪の病状がある場合は無理せず自宅で療養することなどが挙げられております。生活の場において飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を徹底して実践していただく、これは、従来の生活では考慮しなかったような場において、感染予防のために行っていただくことが重要じゃないかなというように思っております。

新型コロナウイルス感染症は、病状の関係で無症状あるいは軽症の人であっても、ほかの人に感染を広げる例があります。この感染症対策には、自ら感染から守り、それだけではなく自らが周囲に感染を拡大させないということが不可欠でございます。そのためには、一人一人の心がけが何よりも重要であると考えております。

社会生活を営む上で、全く人と接触しないというわけにはいきません。従いまして、人と身体的距離を取るにより接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。一人一人が日常生活の中で新しい生活様式を心がけていくことで、自分自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えております。

ただいま申し上げましたことについて、これまでも村広報紙、あるいはホームページにおいて広く住民の皆さんに周知しているところでございますけれども、また、5月中旬には高齢者あるいは妊婦、乳児の母親に対してマスクを配付しましたが、その際に、手洗いの仕方などを掲載したリーフレットも併せて送付をさせてもらったところでございます。今後も住民の感染予防・感染拡大防止のため、県とも連携しつつ、新しい生活様式を徹底していただくよう周知を図ってまいりたいというように思っております。

日本赤十字社が公開した動画であります、「手を洗えば、新型コロナウイルスに感染する確率は下がる。でも、心の中に潜んでいて流れないものがある。それは人から人に伝わってくる恐怖。恐怖が広がれば、人と人が傷つけ合い、分断が始まる。」というようなことも訴えております。一人一人が感染を広げない自覚を持つべきだという考えはもちろん大事なことでありますけれども、その意識が過剰になれば、ほかの人を責めることにつながる。いつ誰が感染してもおかしくないこの状況下においては、「正しく知り、正しく恐れる」ということも徹底していく必要があると考えております。

また、各地で感染者のみならず、その家族、果ては医療従事者の家族に対してもいじめは起きている。感染者の近所で怪文書のようなものをばらまかれたというような報道もあります。インターネット上では、感染者の特定をしようとする者、あるいは感染者やその家族に対する誹謗中傷、デマの拡散が行われていることも報道等でも出ております。このような報道に接する中で、私は心の底から怒りが込み上げてくる。特にデマを平気で流すというような、こういう人に対して本当に怒りを感じています。これらは、匿名性に甘えた非人道的な行為であり、断じて許されるべきものではない。私は、その嘘をやっている者に対して本当に怒りを感じております。このような卑劣な行動をする人たちは、

自分が逆の立場だったら一体どう感じるのか、聞きたいというように思います。

先週、8月26日に萩生田文部科学大臣は3つのメッセージを発表しました。1つ目は、児童生徒等や学生の皆さんへ、2つ目は、教職員をはじめ学校関係者の皆様へ、3つ目は、保護者や地域の皆様へと題するものであります。児童・生徒宛てのメッセージの中で、感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るような励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えてほしいと思います。もし自分が感染したり症状があったりしたら、友達にはどうしてほしいかということを考えて行動してほしいと願っております。私自身もそう思っております。大人も子どもも関係なく、これが行動規範であるものと強く思うところでございます。私の基本的考えはそういうところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま村長より新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、今までの対策、取組について説明をいただきました。また、今後の心構えとして、村民一人一人に新しい生活様式の実践をお願いした上で、国あるいは県とも連携した形で村民の安心できる対策を引き続きお願いをしたいと思います。

次に、財政面について伺います。

新型コロナウイルスの影響で地域経済も疲弊しており、税収の減額も予想されることから、財政的にも厳しくなるとおられます。村の財政状況は大丈夫なのか、また、今後どのような対応をしていくのか伺います。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議員のおっしゃられるとおり、今回のコロナの影響で税収の減少は予想されるところでございます。ほかにも、国は借入金でコロナ対策の施策を行っておりまして、この借入金の返済に充てるため、各種交付金の減少も考えられるところでございます。

最近の報道でも、全国や群馬県内におきましても、検査によりまして陽性者が増えている状況であります。現時点では感染症の終息が見通せない状態ではありますが、ワクチンの開発も進められており、また、個人でも感染防止に取り組んでいることから、そう遠からずに終息に向かうと考えるところであります。

どのくらいの期間で以前のような状態に戻るか、また、村財政にとりましてどの程度の影響となるか見通せていない状況ではございますが、それまでは財政調整基金の活用などで、できる限り現在の住民サービスの水準を落とさずいきたいと考えております。

今議会に提出しております令和元年度の決算におきまして多額の繰越金がありました。これにつきましても、これから予想されます収入源、財源不足に充てていきたいと考えております。もうじき

来年度予算の編成作業も始まります。歳入予算を的確に見積もりながら、歳出予算を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 令和元年度の決算において多額の繰越金があったということですが、新型コロナウイルスの影響を見越してということではなかったと思います。結果的には、この財源不足に充当でき、基金の取崩しが少なくなるということでありがたい結果になったかと思われます。ぜひ有効的な活用をお願いいたします。

次に、経済の活性化対策について伺います。

リーマンショック以上の経済の低迷で非常に心配されているところでございます。そのような状況の中で、いかに経済を活性化させるかが問われるところでもあります。村では、このような状況を踏まえて様々な経済の活性化対策を講じております。プレミアム付商品券の発行など村内事業者の支援を行っておりますが、今後どのような対策を講じていくのか、予定がありましたらお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいま議員のご質問がありました、今後の対策等について回答させていただきます。

8月の臨時議会において承認いただいた予算等により、現在、経済活性化対策事業としてプレミアム付商品券の発行に向けて事務を進めております。

また、5月の臨時議会において承認いただいた感染対策経営支援事業では、対象事業者を300と見込み、8月末現在ではございますが、130件の申請を受け付けております。また、給付につきましては125件の給付を行っております。感染対策経営支援事業は、国の持続化給付金または県の事業継続支援金の支給を受けた方が対象となっております。

今後の支援等につきましては、社会状況を見ながら考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 新型コロナウイルスの対策について、村長より村民の協力をいただきながら前向きに努力する言葉と各担当課長よりそれぞれ答弁をいただきましたが、終息の見通しが立たない状況の中で、村民とともにしっかり立ち向かい、この難局を乗り切っていただくことをお願いいたします。次の質問に移ります。

次に、福祉対策について伺います。

やはり新型コロナウイルスの影響で、いろいろな行事の自粛や中止をせざるを得ない状況が続いており、特に感染すると重症化が心配される高齢者の行事は、ほとんどが中止となっております。

そこでお聞きしますが、高齢者福祉事業でお年寄りが楽しみにしていた敬老会等の行事中止に伴う村の具体的な対応について伺います。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議員がおっしゃったように敬老会を中止いたしました。例年、敬老会においては、白寿、米寿、ダイヤモンド婚、金婚の褒賞を行い、祝詞及び記念品をお渡ししております。

今年度は、敬老会を中止としましたが、これらのお祝いについては、該当する方へ9月中旬に配付する予定でございます。また、今年度は、敬老会としてお祝いできないため、希望する方には祝詞と記念品をお渡ししながら、記念写真を撮影する予定もでございます。

また、昨年度まで敬老会に合わせて100歳以上の方には村長と議長が、80歳から99歳までの対象となる方には民生委員さんが敬老祝い金または敬老祝い品を配付しているところでございますが、こちらについては、例年どおり対象となる方々に同様に9月中旬に配付をさせていただきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 詳細な説明をいただき、ありがとうございました。

お年寄りが楽しみにしていた敬老会の中止は残念ですが、このような状況の中で、少しでも喜んでいただける対応が大切かと思えます。

次に、村では交通弱者の救済措置としてタクシー券を発行しておりますが、以前にデマンド的なバスの運行をしていた時期があったと記憶しております。利用者が少ないことから廃止になったように思われますが、あれから10年程度経過した現在、高齢者の運転免許証の返納が急激に増えてきていると思います。このような状況を鑑み、タクシー券以外の対応を検討しているか、また、検討していく考えがあるか伺います。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 高齢者を含めまして交通弱者と呼ばれている方々の移動手段、これにつきましては、全国的に多くの自治体で重要な課題と捉えており、様々な施策が展開されております。試験導入、それから実証実験なども数多く行われているところでございます。

本村におきましても、この問題は十分に認識しているところではございますが、ゼロから施策を検討するには、交通手段にもよるんですが、有償・無償によりますエリア、事業主体の法的制限等もあ

りまして検討事項や確認事項が多岐にわたるため、他地域での導入事例を参考にしたいと考えているところでございます。

しかしながら、参考とさせていただきたい先事例がなかなか本村に適合するわけでもなく、具体的な施策が見いだせていないのが現状でございます。

タクシー券のほかにも、高齢者の方限定にはなるんですが、路線バス利用の際の回数券が割引で購入できる制度もございますので、ご活用いただければと考えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 交通弱者を含め高齢者を対象とした事業につきましては、社会福祉協議会でも多くの分野を担当しております。村と社協が互いに努力していることは承知しておりますが、村は社協にお任せということにならないよう、村として何ができるか模索しながら横の連絡を密に取り、行政と社協がより一層協力して、高齢者の安心できる福祉行政に努めていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、補助金及び交付金について伺います。

国や県から支給される様々な補助金や交付金がありますが、中には使い道が自由な補助金や交付金等もあります。しかし、そのほとんどは使い道に制限があり、適切な運用が必要であります。

村では、年間どのくらいの対象件数があるのか、また、対応は適切に執行されているのか伺います。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 予算書や決算書を見ていただくと分かるんですが、国や県からの交付金は、村財政の多くの部分を占めております。この交付金がなければ地方公共団体の財政が成り立たない、このような状況でもございます。

議員ご質問の件数でございますが、毎年、数が変動するため、昨年度や今年度の状況でございますが、国・県合わせまして、使途の制限を受けない交付金が約15件、それから、使用目的が限られます負担金・補助金などが約130件となっております。金額も大きく、数も多いと。それから、制度自体も頻繁に変わるなどがあるため、難しいところはありますが、不明、不安なところがありましたら、職員間で相談したり国や県に確認などを行いまして、適正に事務処理を行っていると考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま適切に執行されているという説明をいただきましたが、実は私は、

今まで榛東村議会の審議内容をよく見ておりませんでした。今回の9月定例会に向けて参考にするため、昨年の9月議会の議決内容等を確認したところ、9月定例議会において認定された案件の中に、交付金返還未収金についてという項目がありました。私の経験からすると、会計実施検査において返還金を求められた案件かと思われます。現在の担当部署等を責めるつもりはありませんので、その事業内容について、分かる範囲で説明をお願いいたします。また、現在どのような状況になっているのか伺います。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまご質問のあった案件につきましてご回答させていただきます。

本件は、平成25年3月に地域経済循環創造事業として3,280万円の交付金の交付申請を総務大臣に提出し、同年6月に交付決定となったもので、本事業に同年10月に、村内事業者より村に対し榛東村エネルギー地域力向上経済循環創造事業補助金交付申請書が提出され、同年10月に事業者へ3,280万円の交付を行ったものでございます。

本事業は、平成25年10月10日より同26年3月31日までの期間で行われ、事業完了同日付で完成検査を実施。同年4月1日付で事業について総務大臣に対し、地域経済循環創造事業交付金実績報告書を提出し、同年4月14日、総務大臣が地域経済創造事業交付金交付額3,280万円の交付額決定通知書を本村に送付しております。

その後、平成28年12月に総務省で事業全般について会計検査院実地検査の実施予定の連絡があり、同29年1月に、平成24年度から28年度までの内閣府、総務省、財務省所管会計実地検査調書の提出を行い、29年2月に役場庁舎において会計検査院による会計実地検査が行われ、実地の冒頭、「事前に送付いただいた証拠書類からでは実績報告額の確認ができない」との指摘があり、検査の結果、実施報告書等に添付した領収書等の根拠書類の全てを追加提出するよう調査官から指示を受け、同年3月6日、点検後の実績報告書を会計検査院に提出いたしました。

また、同年6月23日には、会計検査院から院へ出向するよう要請があり、院での打合せの冒頭、調査官より、「本事業については、適切に事業報告が行われていないため、交付決定の取消しに当たる事案であると思う」との所見が示された後、村の見解や当時の担当者、事業者と担当者間などについて質疑があり、これに対応いたしました。質疑応答の後、調査官から「点検後の実績報告書・整理表の提示があり、交付決定の取消しではなく、ある程度は認めたい」との発言があり、今後、院と総務省とで協議を行い確定される旨、説明を受けました。

その後、総務省、会計検査院との協議等を経て、平成30年6月、村長宛て会計検査院第1局総務検査課会計実地検査について通知があり、6月21日、22日、本村役場及び県庁にて、第2回の会計検査院会計実地検査を受検いたしました。会計実地検査後、返還金となる額が333万円と決まったことか

ら、同年8月24日、臨時村議会において返還金333万円の歳入歳出補正予算成立を受け、返還のための各種事務手続きを行い、平成31年3月、総務省へ交付金の一部返還を行いました。

第2回目の会計実地検査後、事業者へは、平成30年9月に会計実地検査結果とこれに伴う実績報告の修正等について説明をさせていただきました。また、同年11月、2017年度会計検査院検査結果報告が公表され、同年12月、事業者に対しては実績報告の修正等を改めて依頼いたしました。31年2月、事業者に対し、再度実績報告の修正等について説明、同年2月、総務省へは交付金額返還申請書を提出。3月、総務省へ訂正後の実績報告書の提出。3月、総務省から村長に対し交付金返還命令、3月、事業者に対し村補助金返還命令333万円の返還命令通知書を通知、併せて交付金決定の一部を取消して補助金額を2,947万円に確定する旨、通知をいたしました。また、同年3月、村は総務省へ交付金の一部を返還しております。

交付金決定の一部取消しに伴い、返還金333万円が発生したが、返還に応じてもらえないため、平成30年度決算において未収金として333万円を報告いたしました。令和元年度予算においても、30年度からの未収金であるため、333万円については過年度未収金として計上しております。

また、本件につきましては、令和2年2月、事業者から提訴され、第1回口頭弁論の期日が令和2年3月11日を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症のため取消しとなり、改めて5月13日に第1回口頭弁論の期日が定められましたが、この日も取消しとなったこととなり、現在は9月16日に第1回口頭弁論が行われる予定となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましては、私どものほうもいろいろ内容を調べさせてもらい、会計検査院のほうから、もう初めから計算ができていないと。足す・引くができていない、こういうことまで言われました。当初に、先ほど課長のほうから話がありましたけれども、全額の返還もあり得るということだったんですけれども、これらについては、担当がそれはよく分かっていることだというように私も思っております。これらについては訴訟になっておりますので、もちろんこの推移も見守るけれども、会計検査院とかそういうものに対して、はっきり言うと総理大臣だって会計検査院に対して文句が言えるところじゃないんだと。村長が会計検査院に言ってなんてできっこない。私も会計検査院がどこにあるのか分かりませんが、それぐらいの会計検査院がよく精査してやったこととでございます。これらについては、村としては本当に残念なこととでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。

補助金返還や交付金返還につきましては、不適切な事業の執行と判断され、後々の各種事業の申請に影響が出るおそれもございます。このことを十分参考にして、今後の事業執行に取り組んでいただくことを切にお願いいたしまして、次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、道路行政について伺います。

道路の維持管理についてですが、今年度は新型コロナウイルスの影響で春の道路愛護は延期、その後、中止ということで村道の維持管理は思うようにできていない状況かと思われまます。道路環境の悪化が懸念されるところでありますが、村はどのような対応を考えているのか伺います。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 議員もご存じのとおり、村では道路愛護による道路清掃を年に2回実施いたしまして、住民の皆様、環境美化活動と連携した共助による道路の維持管理を実施しているところでございます。本年度の春の道路愛護は、新型コロナウイルス感染症対策ということで、やむを得ず中止とさせていただいたところでございます。

こうした社会情勢の中、村道の維持管理ということでございますけれども、例年、大雨の影響による側溝の詰まりや夏草の繁茂等により、歩行者や自動車等の通行の妨げになる箇所が見受けられるところでございます。村では、年内を通して、シルバー人材センターに村道の維持管理や村建設業協会のボランティアによりまして除草等の対応を図っているところでございます。また、個人の所有する土地からの繁茂等につきましては、地権者等に対しまして除草等の依頼通知を発送しておるところでございますけれども、なかなか全てに対応し切れない状況でございます。

今後につきましても、日頃のパトロールや通報等によりまして危険箇所の早期把握に努め、通学路を中心とした生活道路の安全確保、通行車両等の安全確保が保たれるよう、道路管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 道路の維持管理につきましては、子どもたちの通学にも影響いたします。安全第一で管理をお願いしたいと思います。

また、秋の道路愛護が実施できることを期待しているところでございますが、実施に当たっては、これまでどおり新型コロナの状況を見ながら、村民の安全を最優先に実施の判断をお願いしたいと思います。

今年度は、新型コロナウイルスの対応で大変な状況が続いており、職員の皆様も今までと違ったご苦労をされているかと思えます。村民の奉仕者として健康には十分留意して、日々の業務の執行に努めていただくことをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。ご協力大変ありがとうございます。

いました。

○議長（南 千晴君） 以上で3番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前9時53分休憩

午前10時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番、善養寺孝議員の一般質問を許可いたします。

4番善養寺孝議員。

〔4番 善養寺 孝君登壇〕

○4番（善養寺 孝君） 皆さん、改めましてこんにちは。4番善養寺孝です。よろしくお願ひします。

また、本日はお忙しい中、猛暑の中、お疲れのところ傍聴にお越しくさださいまして、ありがとうございます。

榛東でも新型コロナウイルス感染症防止対策中の中、県内でも感染者が440人と大分増えてきました。村民の皆さんは感染しないように気をつけていると思いますが、今後も一人一人が自覚を持って対応し、一日も早く終息してもらいたいと思います。

また、猛暑の中、各地で豪雨による被害が出ております。また、被災された方々には謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。

これから台風が来るシーズンになります。災害が起こらないように願うとともに、また、本村でも昨年、避難準備が出ました。本当に災害がもし起きたときの準備を万全にしておくことも重要と考えます。

本日は、4項目の質問を掲げさせていただきます。

1つ目に、村の観光施設管理について、2つ目に、ゴミ収集時の管理について、3つ目に、新型コロナウイルス感染症対策と支援は、4つ目に、婚活・縁活についてです。

以後、自席に戻りまして質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 1つ目に、村の観光施設管理について質問します。

初めに、ふるさと公園の管理についてお伺ひします。

ふるさと公園は、既に開園から30年以上経過しています。施設の管理状況について伺ひます。30年以上経過していますので、遊具の老朽化とか心配になっております。遊具等の管理はどのように行っているか、お教えください。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまご質問ありました、ふるさと公園の遊具の管理についてお答えさせていただきます。

公園内には複数の遊具があり、この中で上野幹線を横断する歩道橋に設置されておりますローラー滑り台、また、屋外ステージ側に設置されております複合遊具やターザンロープなどの遊具につきましては、年に1回、専門の業者による安全点検を行っております。安全点検を行う中で遊具に不具合等が発生した場合には、適宜、修繕を実施させていただいている状況となっております。

また、ミニ鉄道やバッテリーカーなどについても点検を行っております。

なお、本年におきましては、コロナウイルス感染症対策の一環から、ミニ鉄道、バッテリーカーにつきましては、非常に人気があり、密集・密接となる可能性が高いため、こちらの遊具については今現在、運休という状況となっております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） ありがとうございます。

ふるさと公園も小さいお子さんが多いので、ぜひとも遊具の管理は徹底してもらって、けががないように管理のほうをよろしくお願いします。

また、園内には多くの木々が生え茂り、夏の炎天下では日陰を作り、公園利用者の憩いの場となっておりますが、中には古い木など枝の折れているものも見受けられますが、管理はどのように行っていますか、お教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 園内の樹木等についての管理でございますが、公園開園以来、様々な木々を植栽し、管理を行ってきております。中でもソメイヨシノなどの桜につきましては、てんぐ巣病の症状が見られるものや、衰弱して枝の枯れているものなどがございます。こういったものにつきましては、適宜剪定をお願いしております。

また、昨年度におきましては、台風19号の影響により公園内のケヤキが倒木いたしました。これにつきましても、倒木確認後、速やかに撤去を実施しております。

今後につきましても、枝の落下などによる来園者へのけが等の事故が発生しないよう、注意しながら管理を進めてまいりたいと考えております。

また、樹高が高く、管理しきれないものにつきましては、枝の剪定などの委託も含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 分かりました。

くれぐれも、枝が頭上から落っこちてくると、視界から外れているので大けがをする可能性がありますので、引き続き管理のほうをよろしくお願いします。

続きまして、ふるさと公園の管理に対するコロナウイルスの影響は今出ていますか、お教えください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 本年度は、例年に比べますと、コロナウイルスという前代未聞の災害と申しますか、感染症が発生している関係で、影響は全国的に様々なイベント等に波及しております。

本村におきましても、村で毎年実施しております春の公園まつり、夏の公園まつりともに中止となってしまいました。祭りを楽しみにしていた方々に対しては、大変残念なことだと思っております。また、公園を楽しみにしていらっしゃった方には、来年ぜひとも開催をしたいと考えておりますので、その際にはぜひともご来園いただければと考えております。

ふだんの施設管理につきましては、コロナウイルス感染症は目に見えるものではございませんが、施設の管理をする上で管理人の方に施設内の清掃や除草作業、日常の管理をお願いしておりますが、特にトイレなどの消毒薬の設置、手指消毒等、掲示物により感染防止の啓蒙・啓発を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） クラスターにならないように、感染予防のほうをよろしくお願いします。

続きまして、ふるさと公園の衛生器具、トイレ等の設備状況についてお伺いします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ふるさと公園につきましては、上野幹線道路を挟んだ2カ所に、敷地としてトイレを整備させていただいております。それぞれのトイレにつきましては、洋式・和式のトイレが設置されており、男子トイレにつきましては大と小のトイレが設置されております。また、西側の敷地には多目的トイレが併せて設置されてございます。

また、旧レストガーデン内ではございますが、こちらには「赤ちゃんの駅」が設置されており、乳

幼児の授乳、またおむつ等の換えに利用できるようになってございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） ありがとうございます。

トイレは、利用者が多いときに結構使いますんで、いつもきれいでよろしくお願ひします。

続きまして、創造の森の管理についてお聞きします。

初めに、創造の森キャンプ場の管理、利用状況について質問します。

創造の森キャンプ場も開場以来、多くの利用者がありますが、近年の大雨による施設の損傷やコロナウイルス感染症の影響など、施設を運営する上で何か問題はありますか、お教えください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 施設の日常管理の中でございますが、施設管理につきましては、シルバー人材センターにより管理人を派遣いただき、日常の管理をお願いしております。

キャンプ場内の芝生広場の透水性が低下している場所があり、近年の大雨や急な雷雨等により、キャンプ場内を利用されている方にご不便をおかけしている状況も見受けられます。また、キャンプ場内の古木の立ち枯れなども散見されるため、施設の修繕を検討してまいりたいと考えております。

本年度は、コロナウイルス感染症の影響もあり、ゴールデンウィーク期間中の施設の休場やその後の利用者の制限など、その都度対応している状況となっております。

また、キャンプ場を利用される方につきましては、利用者名簿を作成いただき、住所等連絡先を記入いただくとともに、当日の利用につきましては、体温測定も実施させていただき、利用をいただいている状況となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） キャンプ場内でくれぐれも事故がないように、引き続き管理をよろしくお願ひします。

また、キャンプ場利用者が増えることで来村者の増加が見込まれると思いますが、役場周辺からキャンプ場への案内板の設置は利用者の利便性の向上につながると思われませんが、設置の予定はありますか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） キャンプ場への案内板等についてでございますが、本年度におきま

しては、キャンプ場内の施設案内の看板につきまして補修をする予定となっております。

また、キャンプ場までの経路用の案内板の設置については、今のところ予定しておりませんが、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 案内板を設置すればキャンプ場の宣伝にもなると思いますので、ぜひとも設置をお願いします。

また併せて、キャンプ場内に村の施設や観光案内などの大きな看板も立ててもらえればありがたいと思うんですけども、それも一緒に併せて検討してください。お願いします。

続いて、昨年度の一般質問でキャンプ場の開場期間の延長について質問した際の回答で、「今後検討したい」とのことでしたが、開場期間の延長についてはどのような状況になっていますか、お教えください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 本年度の開場につきまして、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、コロナウイルスの感染症拡大防止の関係もございまして、ゴールデンウイーク中、休場していた期間がございます。

榛東村創造の森設置及び管理に関する条例施行規則において、キャンプ場の開場期間については4月5日から10月31日までと定めております。本年度の開場につきましても、4月5日から開場はしていましたが、コロナ禍の影響により利用者の制限や感染防止対応を図り開場している現状を踏まえ、これまでの開場期間、10月31日までをめどとしたいと思います。また、延長するかにつきましては、今後のコロナ感染症の影響を考慮しながら検討したいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 再度、期間延長のほうを検討してみてください。

また、創造の森については、夜景がきれいなところなので、もうちょっと夜景とか桜、花見シーズンなどのPRを併せてお願いします。

質問事項の2つ目なんですけれども、ゴミ収集時の管理についてをお聞きします。

ごみ集積所に指定ごみ以外が出ている原因と対策はということで、ごみ集積所に収集日でないごみや粗大ごみなどが出されているケースが見受けられますが、その原因についてどのように考えていますか。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ごみ集積所に指定以外のごみなどが出ている原因ということなんです、お答えしたいと思います。

まず、収集日を守らない、収集できない粗大ごみを集積所に出す、また、村指定のごみ袋に入れて出さないなど、ごみ出しのルールを守らないケースの連絡が年に数件は当課に寄せられています。原因としましては、単純にごみ出しのルールが分からない方がいるということ、それから、意図的にごみ出しのルールを守らずに搬出している場合もあると考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） そうしたルールを守らないごみへの対応はどうしていますか、お教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ルールを守らないごみに関しましては、まず、すぐには回収をせず、搬出されたごみが収集できないものであることをお知らせするシールを貼っています。ちょうど今、1枚サンプルを持っているんですが、こうしたシールですね。このシールを貼り、まずはごみを出された方がルール違反に気づき、撤去をしてくださるよう促しております。それでも撤去されない場合には、当課の職員により搬出ごみを調査させていただき、ごみを搬出された方が特定できた場合には、直接伺って、ごみの撤去依頼とごみ出しのルールについて説明や指導をしています。

また、事業系のごみ、それから悪質なもの、あとは事件性があるもの、そういったごみに対しては、榛東駐在さんにもご協力をいただいて調査をさせていただいております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 今後のごみ出しのルールの周知方法についてどういう考えがありますか、お教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） これまでと同様の対策にはなりますが、全世帯に配布しておりますごみの収集計画表による周知、それに加え、村の広報紙やホームページを活用したお知らせなどを行っていきたいと考えております。

また、生ごみ処理容器、いわゆるコンポストの利用についても、ごみの減量化に効果があるものと考えておりますので、購入費用に対する村の補助金や利用の推進について引き続きPRを行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） ぜひとも村民に分かりやすい周知のほうをよろしくお願いします。

続きまして、搬出ごみの量が多いときの対処はということなんですけれども、今年の春は、政府から外出自粛要請などから、各家庭から搬出されるごみの量が例年に比べて多かったと報じられています。村の廃棄物の搬出量の状況はどうでしょうか、お教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 渋川地区広域組合清掃センターへ搬出された4月から6月の搬出データをいただいておりますので、一般家庭ごみの状況についてお答えをさせていただきます。

まず、可燃ごみについてお答えをいたしますが、前年同月の搬出量との増減、それから前年比でお答えをさせていただきます。まず4月です、前年より5.1トンの増、前年比では102パーセントです。5月、前年より31トンの増、前年比では111パーセントでした。6月、前年より66.7トンの増、前年比では129パーセントとなっており、3カ月分の搬出量の合計では102.8トンの増、前年比では113.4パーセントという結果でございました。

続いて、不燃ごみですが、可燃ごみと同様に前年同月の搬出量との増減と前年比でお答えをさせていただきます。まず4月です、前年より5トンの増、前年比では120パーセント。5月です、前年より18.2トンの増、前年比では176パーセント。6月です、前年より4.3トンの増、前年比では118パーセントとなっており、3カ月分の搬出量の合計では27.5トンの増、前年比137.8パーセントという結果になっております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 各家庭から出された一般ごみの量が多かった状況は分かりました。

村では、住民や収集業者に対してどのような対策を講じていますか、お教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 春からこの間、村が講じてきました廃棄物処理に関する主な対策等について、3点ほどお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目です。4月ですが、村広報紙4月号に「ご家庭でのマスク等の捨て方について」を掲載

し、啓発をしております。

2点目です。5月の初旬になりますが、村内の収集業者2社に対し、環境省から提供のあった廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A、これを印刷したものとマスクをお渡しし、ごみの収集業務に当たっての感染防止の取組について徹底していただくよう依頼をしました。このQ&Aでは、新型コロナウイルス感染症の概要や感染防止策、廃棄物処理における感染防止策や業務継続のために取るべき措置などが記載してあるものでございます。

3点目ですけれども、村地方創生臨時交付金事業福祉施設等緊急支援事業として、村内のごみ収集業者に対し、10万円の給付とマスクを配付してございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 分かりました。ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大が広がっている状況にあります。村内のごみ収集業者も連日の猛暑の中、感染症対策を講じながら収集業務を実施しています。収集ごみの減量化が図られるよう、ごみ出しルールの遵守や搬出ごみの軽量化などについて、住民に向けてPRを行っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

3番目に、村の農業、商工業等の現状と対策はということですが、村のコロナウイルス感染症拡大防止の各種施策を既に実施している現在も感染の終息が見えない中、農業や商業等にコロナウイルスの感染症の影響はあるかお聞きします。最初に農業のほうをお教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまご質問ありました新型コロナウイルス感染症による影響でございますが、農業面では、観光ぶどう園がただいま最盛期を迎えておりますが、6月の長雨によるブドウの実割れなどがあり、その後では、コロナ感染症の拡大防止等により県をまたぐ移動の自粛などにより、例年に比べ来園者が少ないと聞き及んでおります。

また、その他農業生産物等につきましては、今後の出荷等に影響が出る可能性があるかと思われませんが、今のところ、近いところでは観光ぶどう園の来園者が非常に少ないということで聞き及びをしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） ありがとうございます。

今後も農業者への支援、またコロナウイルスもそうなんですけれども猛暑もありましたので、いろ

いろな支援を農業者の人に周知をお願いします。

引き続き、商工業者はどうですか、教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 続きまして、商業関係、工業関係も含めてとなりますが、商業におかれましては、村内の小売業また飲食店などの利用者が減っているということをお聞きしております。そうした中、今後につきましては、プレミアム付商品券等をご活用いただき、村内での消費拡大、消費の活性化につながればと考えております。

また、製造業や運輸業の関係でございますが、コロナウイルス感染症の拡大防止で県をまたぐ移動等の制限、また流通等にも影響がございまして、製造業などでは製造した部品等を次の施設へ移動する際の運送業務、こちらを請け負う運輸業の方が仕事の関係で、なかなか流通が回らないといった状況での流通の停滞による影響が出た業種があるということは聞き及んでおります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 引き続き、農業者、商工業者の方の支援を村のほうでもよろしく申し上げます。

最後になりますが、縁活・婚活について伺います。

最初に、2年前に婚活の質問をさせてもらったんですけども、新たに2年前から縁活をさせていただいているんですけども、農業後継者には喜ばれていると思いますけれども、今後の縁活についてどのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 縁活事業の現状と今後の支援ということでお答えをさせていただきたいと考えております。

昨年度におきまして農業後継者不足解消の一助として、観光客・消費額の増加を図るため、前橋の縁活プロジェクトチーム協力の下、独身男女を対象としたマナー研修を行い、「しんとう創造縁活交流会」を開催いたしました。縁活の内容、考え方としましては、農業生産者また流通者、商業をやられている方、様々な業種の方が交流会の中でそれぞれの情報交換等をしていただき、今後の生産また流通等いろいろな部分でのつながりを持っていただければということも含まれての活動と理解しております。

本年度においても、同様な縁活交流会を開催する場合であっても、コロナウイルス感染拡大防止の観点、現在、終息の見込みも立たないことなどから、昨年度と同様な実施が可能かどうか、難しい状

況となっております。そうした中で、今後実施が可能であるかどうかの検討を含め考えていきたいと思いを思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） よろしくをお願いします。

農業後継者もぜひともそれを願っていますので、この時期なのでちょっと開催は無理かもしれないんですけども、ぜひともこれからも企画・計画してください。お願いします。

続いて、婚活事業の現状と今後の支援についてお伺いします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 婚活事業の現状と、それから今後についてお答えをさせていただきます。

まず、婚活事業の現状につきましては、こちらは村社会福祉協議会が実施している「であい♡夢プロジェクト」という事業がございます。この事業につきましては、平成24年度に村と村社会福祉協議会で策定しました「榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中の基本目標の4「協働による安全・安心な村づくり」、交流活動の推進を図る村社会福祉協議会の活動事業として計画されているものでございます。現在まで平成25年度から令和元年度まで計8回の交流イベント、それから、1回の講座を開催してきております。現在までの成果としましては、2組の方がご結婚をされております。

今後の実施計画につきましてなんですが、こちらにつきましては、今年度の計画につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、現在は白紙の状態となっているというふうになっております。村の支援策としましては、これまでと同じく、参加者募集などの面において支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 分かりました。

期待している人がいっぱいいるんですね。ぜひともまたいろいろ計画を立てて実行してください。よろしくお願いします。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で4番善養寺孝議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位3番、中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君登壇〕

○1番（中島由美子君） 皆さん、こんにちは。去る7月26日の議員補欠選挙で議会の一員になりました5区5班の中島由美子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めての一般質問となりますので、私が昨年4月に村長選で政策を訴えたこと、その数年前は村役場にて生涯をかけて役場の職員、課長としてむらづくりに邁進してきたこと、また、近年では原子力発電所の大震災による水素爆発、その際にはいち早く国の原発の代替エネルギー政策に未利用村有地を生かし、自主財源の確保を行うとともに、ふるさと納税の新制度が創設に対応した事業など成功に導くために、このご尽力をいただいた皆様が今回この傍聴においていただいているものと思います。この席をお借りいたしまして、心よりそのときの事業へのご尽力に対しまして感謝を申し上げさせていただきます。どうもありがとうございました。

現在、榛東村村議会は、早稲田大学マニフェスト研究所による村議会ランキングでは、国内約1,780の自治体の中で、アンケートに回答した1,750自治体の中で、情報共有において1,327位、住民参画において1,255位、議会の機能強化につきましては1,222位となっております。総合ランキングでは1,352位と公表されております。

ここ議場にいる皆さん、一致団結して活発に村議会活動を行っているわけでございますが、村民各位が自慢できる議会活動のさらなる必要を感じた次第でございます。

先の見えないコロナ禍にありまして、いま一步議員の力を発揮して経済の回復や村民の暮らしに必要な自主財源の確保、それらの政策を迅速に行う必要があります、議員の役割でできる村民の皆様の声を村へ届け、一つでも多く、少しでも早くそれを実現するために、私を皆様が議会へ送っていただいたものと承知しております。日々、持続可能なむらづくりで村民の暮らしを豊かにするため、精いっぱい取り組んでまいる所存でございます。

自席に戻って一般質問させていただくわけですが、本日は、村政は村民の暮らしがよくなるよう努めているか、コロナ禍における村民への責任をいかに果たすか、榛東村を輝かせる村づくりについての3項目について質問させていただきます。それではよろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） それでは、村政は村民の暮らしがよくなるよう努めているかでございます。

（1）といたしまして、地方自治法182条の5の委員の政党等の確認及び公職選挙法第6条の遵守

について、順次聞かせていただきたいと思います。

地方自治法では、選挙管理委員会は、選挙権を有する者で人格は高潔で政治及び選挙に関し、公正な識見を有する者のうちから普通地方公共団体の議会において選挙するというところでございますが、委員または補充員は、それぞれその中の2人が同時に同一の政党、その他の政治団体に属する者となることとなつてはならないという決まりがございます。あわせて、公職選挙法の中でも投票立会人について同じような決まりがございます。

議員の補欠選挙において、それがどうなっているのかということを選管の委員長にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 選挙管理委員会、清村書記長。

〔「暫時休憩お願いします」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時5分休憩

午後1時8分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

書記長、引き続き答弁をお願いします。

選挙管理委員会、清村書記長。

〔選挙管理委員会書記長 清村昌一君発言〕

○選挙管理委員会書記長（清村昌一君） 選挙管理委員につきましては、議会において選挙をされるものでございます。この際に党派等確認されているものと承知をしております。

また、投票立会人につきましては、投票立会人になっていただく際に党派等を確認しております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） じゃ、続きまして、公職選挙法の第48条の2期日前投票でございますが、選挙の当日といいましょうか、期日前投票所を設けた場合には48条の2の7で、市町村の選挙管理委員会は期日前投票所を設ける場合には当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保、その他の選挙人の投票の便宜のための必要な措置を講ずるものとするがありますが、今回の選挙、今後の選挙において、どのような交通手段の確保をされるか、タクシー券等、移動投票所等のお考えがあるかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 清村書記長。

〔選挙管理委員会書記長 清村昌一君発言〕

○選挙管理委員会書記長（清村昌一君） 今お尋ねいただいている公職選挙法第47条の2の第7項で

ございますけれども、市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮してという条件がございます。

平成21年以降、期日前投票所につきましては、この庁舎1階で行っておりますけれども、この期日前投票所が投票に特段の支障はないものというふうに考えております。

○1番（中島由美子君） それでは……

○議長（南 千晴君） 挙手をして。

1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 失礼しました。

公職選挙法、そのような期日前投票所するときには配慮するという法律でございます。

そして、今回、時間短縮がございました。投票時間の時間短縮ということでございましたけれども、それについて県の選管は、極力時間短縮を避けるようにというお願いをしているというお話を聞いております。今後も村政の選挙の場合は時間短縮を行う予定でしょうか。

○議長（南 千晴君） 書記長。

〔選挙管理委員会書記長 清村昌一君発言〕

○選挙管理委員会書記長（清村昌一君） 今回の選挙につきまして、その投票時間の繰上げ、2時間ほど繰上げということで実施をしたわけですが、これにつきましては、これまでの選挙において午後6時以降の投票が少なく、選挙人の投票に支障を来さないという理由で繰り上げたものでございますが、今後の選挙につきまして、県選管のほうからもそういったことも言われておりますので、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

それでは、（2）選挙結果の村民の周知は今後どのようにしていくのかと。

今回たまたま7月ということで、夜中まで選挙の結果を待っていらっしゃった村民の方がいらっしゃると、その時々において公表の仕方が異なると、現状において。

今後、正確に統一をしていけばいいことだと思いますが、インターネットでする、インターネットがどのくらい広まっているのかということも含めて、やはり防災無線で結果のみについて知らせる必要があると思いますが、今のお考えをお願いします。

○議長（南 千晴君） 書記長。

〔選挙管理委員会書記長 清村昌一君発言〕

○選挙管理委員会書記長（清村昌一君） 今お話いただいたように、今回の選挙につきましては村のホームページのほうで投票結果、それと選挙結果のほうを掲載させていただいております。

選挙の結果についての周知方法ということに関しては、法律等で具体的な定めはありませんので、

それぞれの選挙管理委員会の判断ということになるかと思えますけれども、今お話いただきました防災無線につきましては、整備された当初は各世帯、ご家庭にそれぞれ戸別受信機もありましてという状況だったわけですが、その後、もう機器も古いものですから修理も利かないということで、戸別受信機の数も相当減ってきているというような状況もございます。

また、今回の選挙は開票が早く終わったわけですが、それ以外、通常ですと例えば夜10時ですとか11時ですとかになってしまうということがございます。そういった時間に、先ほど申し上げた屋内の受信機が足りていないという状況でございますので、どうしても屋外、野外の放送をせざるを得ないということになりますと、ちょっとそういう時間帯での放送はいかなものかなということもございます。

基本的にはホームページをご覧いただければというふうに考えておりますけれども。

また、開票所は参観もできます。1分でも早く知りたいという方は参観、ただ、今こういう状況でするので、人数制限はさせていただくような場合もあるかと思うんですけれども、開票所には参観という方法もございますので、そういった方法もご検討いただければというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 分かりました。

選挙ごとに対応が異なる、選管の委員ごとに対応が異なるということのない公職選挙法でございますから、公平性、公正性が保てるような決まりをつくっていただいて運営していただければよろしいかと思います。ありがとうございました。

じゃ、それでは次の、前年度までのふるさと納税の純利益約7億円を使った年度・事業は何かということでお尋ねをしましたが、決算書も出ておりますので、私、計算いたしますと、平成26年の途中から平成31年までで約4万件、そして寄附金額が22億かな、そして約7億円というところだと思うんですが、21億か、そして経費が14億で純利益が7億円強というところでございます。

この7億円でよろしいでしょうか。産業振興課長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまの中島議員からご質問のありました7億円の内容でございますけれども、平成26年11月から令和元年末までの寄附の総額で頂いているものが、トータルで失礼します、経費等を除いて返礼品、また、返礼品を送る際の送料等、あと委託費を除いた純利益としては7億420万となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） そうしましたら、その7億円につきまして、総務省は寄附者に対してどのような形で寄附をしたいかという希望を取ったり、また、村民の皆さんにどうに使ったということを知らしめるというような通知、通達がかねて出ておりました。

実際どのようにその7億円が使われたのかお答えをお願いします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ふるさと納税につきましては、全国多くの方々から、先ほど申されておりましたように多額のご寄附を頂いているところでございます。

このふるさと納税につきましては、毎年一般会計におきまして榛東村のために広く活用させていただいているところでございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

広く一般会計ということだと、約7年近くあったんですが、どうもそのふるさと納税で何に使われているかと、どういうところが村がよくなった、どういうところに村民にそういった財源が使われたということが分からないという状況が今まであったわけですが、一般財源に、普通のお財布に入ってしまったという形なんだろうと思いますが、実は今朝、ふるさと納税をしてまいりました、榛東村へ。寄附を、八州高原みそを寄附したところ、寄附の使い道についてというのが5項目村から示されておりました。

そのような中で、その示された中で私は何を選んだかということなんでございますけれども、そのように選ぶんですね。寄附をする方も村の観光に対してどうしたいとか、健康に対してどうしたいという希望を取ります。その希望に基づいてぜひ使っていただければと思うんです。それは総務省のふるさと納税制度の根幹のものですから、そういった方法が必要かと。

今後、どのようにふるさと納税枠というようなもので使っていただくのがいいんかと思うんですが、よろしくをお願いしますというところです。

続いて、それについて12月にもお聞きしますので、どのようになったかお知らせください。

そうしまして、次なんですけれども、一般質問といたしまして、なぜ今ふるさと納税の使い道を聞いたかといいますと、現村政で村の基幹産業と位置づけているぶどう郷への支援政策、2本の立派な案内看板があるんですけども、もうほとんどぶどうの内容が分からない状態になっております。多分15年ぐらいたっているんだと思いますけれども、村で建てたものなのでしっかりメンテナンスをして、その財源はふるさと納税の財源を使ってしていただけたらと思うんです。

そして、あと洪高バイパスができたことによって仲原交差点へ、あそこからどうも間違っ沼田まで行ってしまうと、なかなか榛東村のぶどう郷に車が入れないということで、看板もございしますが、

仲原交差点に道路の余剰地がございます。高崎土木事務所で榛東村ぶどう郷というような看板を建てるのであれば協力ができるというようなお話もいただいています。

公的案内看板、こっちが榛東村ぶどう郷というものを造られたらいかがかと思えます。以上質問です。産業振興課長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまご質問ありましたぶどう郷の看板について回答いたします。

現在、村道金古広馬場線沿いに広馬場地内に1基、上野幹線長岡地内でございますけれども、こちらに1基、それぞれぶどう郷の看板が設置されております。高崎渋川線バイパスの立畦交差点と下新井交差点の間に村内の観光案内の看板が設置されております。

既存のぶどう郷の看板につきましては、先ほど中島議員おっしゃったとおり劣化の状況等も見受けられますので、修繕等については今後検討していきたいと考えております。

また、高崎渋川線バイパスが開通したことにより、旧群馬町地籍になりますが、余剰地があるということですので、こちらについては内容等を確認した上で考えたいと思えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ぜひよろしく願いいたします。

あわせて、今度、村民の暮らしがよくなるよう努めているかというところですが、私、選挙カーでリバーサイドという団地に参りましたら、かなり裏の川の雑木が生えておまして、その団地全体がイメージが悪くなっておりました。これ何とかならないものかということで渋川土木のほうに一村民としてお願いしましたら、早々に、9月中にその伐採をしてくださるということでございました。

そういつて村民一人一人が確認することも必要かと思えますが、一級河川等、今、建設課が管理はしておらないかと思えますけれども、常時外に出た折に、村民に言われる前に見ていただいて、というのは大きくなり過ぎてしまいますと、今度は費用もたくさんかかります。それから対応するのは大変ですので、順次回っていただいたときにそれを見ていただいて、渋川土木のほうに、または高崎土木のほうに切っていただくようなことをお願いできないものかということでございます。お願いします。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 一級河川の維持管理ということでございます。

今お話あったように、河川法の規定によりまして、原則、群馬県知事が一級河川については維持管

理することとなっております。

村では、県が管理する一級河川の危険箇所、こういうものが確認された場合は、遅滞なく管轄の土木事務所に対しまして改善の要請に努めているところでございます。

村の管理する普通河川でございますけれども、同じように竹木等により生活に支障があるというようなお話でございますけれども、村では日頃のパトロール、それから通報等によりまして危険箇所を把握し、早期に対応するよう心がけております。

一級河川、普通河川の別を問わず、住民の安全・安心な暮らしのために良好な河川環境を保つ必要があると認識しているところでございます。引き続き、危険箇所の早期把握及び危険箇所の改善に向けまして、県とともに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） どうもありがとうございました。力強い、建設課長がきれいに見回ってくれるということで、村民もきっと安心できると思います。

続きまして、新住宅団地、今5,900世帯、大変あつという間に世帯数が増えたと私は認識しておりますが、新しい住宅団地と村道なりの接続というのでしょうか、せっかくいいお宅を造って、その前の道路がぐちゃぐちゃといいましようか、仕方がないんですけども、そういう初めて家を建てるのでそういうこともあるかと思いますが、今、建設課長、今後そういった宅地開発委員会等で極力道路との接続する部分の団地のところについては、きれいになるように村の制度の話の中でご指導いただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 建物の建築につきましては、原則として幅員、認定幅員が4メートル以上の認定道路や建築基準法で規定する位置指定道路等に当該敷地が2メートル以上接していなければ建物を建築することができない、これは災害等の避難路や消防車両等の通行を確保し、村民の生命・財産を守るというために必要な道路幅員を確保するものでございます。

村の土地開発指導要綱でございますけれども、開発区域の面積が1,000平米以上の開発事業や5戸以上の住宅建設等につきましては、地域の計画的な発展と良好な土地利用を確保するため、法令の定め以外の技術的基準を定め、本村の保全と秩序ある開発を図っておるところでございます。

開発等による既設村道との接続等の不具合の解消につきましても、この土地開発指導要綱の下、対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。

時間の関係もございますので、教育の問題は次に出てきたときに一緒に質問させていただきたいと思えます。

第6次総合計画で、令和2年、45台の設置が目標値となっておりますが、既に74台が設置されている、何台設置されているかちょっと分からないんですが、今現在設置されている防犯カメラの台数と防犯カメラが具体的に役立った事例、件数を数字のみでお答えください。

以上です。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 防犯カメラの設置数というお尋ねです。

通学路、幹線道路等に合計で52基、それから教育施設に22基、合わせて74基が設置されてございます。

また、具体的に役に立った事例ということでございますけれども、防犯カメラ、そもそも防犯という名のとおりに犯罪を抑止、未然防止する目的で設置をしてございます。特に通学路に重点的に設置をしていて、子どもたちの見守りを行うということも行っております。この犯罪抑止効果がどの程度あったかを数値で示すということは、ちょっと困難でございます。

また、警察署からデータ提供の依頼が毎年10件程度はございますが、こちらにつきましても捜査情報は提供されませんので、実際にそのカメラがあつて検挙につながった件数というのは、村では承知をしております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 詳しい数字ありがとうございます。10件役に立ったということでよかったです。

そうしますと、昨年、真塩村長さんが掲げられた74基までという公約の防犯カメラは設置ができたことになるわけですが、費用対効果を考えますと、車載の全方位ドライブレコーダーですか、村内の自動車修理販売業者の方が2万円もしくは3万円ぐらいで搭載できるというようなことをお聞きしました。

先ほどのふるさと納税の安心・安全なむらづくりのところで、今後ドライブレコーダーの補助金を出して村内に普及するようなお考えがあるかどうか、お願いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 防犯カメラの代替ということでのご提案であるとしますと、先ほど申し

上げたとおり犯罪抑止、未然防止するということがドライブレコーダーでは達成できないのかなど。また、村内だけに、その各家の車が村内だけを走るわけではないということもございますので、防犯カメラの代替としてということでしたら、これはそういった補助制度をつくる必要はないのかなというふうに思っております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。また新たな政策として提案していきたいと思えます。

そうしましたら続きまして、中央公民館と学校給食センターを複合した防災拠点設置ということなんですが、今は防災中枢施設というような名前が変わっているようでございますが、一応中央公民館という立ち位置になりますと図書室というものがございました。

これについて、図書館的なイメージは今から造ろうとしているものに機能はないんでしょうかという質問、まずさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） では図書館につきましてお答えします。

現在のところ、建設委員会のほうを開催しまして、建設委員さんの知見の下に公民館の役割また提案等を今検討しているところでございます。現在のところ、具体的に図書館、図書室を造るところの議論にはなっておりませんので、今後、建設委員会でそういう話になりましたらば、またご報告させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 回答ありがとうございます。

そうしますと、今のところ新たにできる中央公民館等の中には、図書館的な機能は議論されていないということよろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） その件につきましても、今後の、まだ建設委員会が始まったところでございますので、これから数回行う中でそのあたり明確になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。ぜひ図書館と呼べるようなものが機能としてあるといいと考えております。今後、議会活動の中で考えていきたいと思えます。

続きまして、コロナ禍における村民への責任をいかに果たすかということでございます。

コロナ禍の休校による家庭学習、今後のスタディサプリの導入など、家庭学習の法的根拠、学習評価の考え方の一貫性、教員の意見・保護者の意見は踏まえているか。財源の無駄遣いにならないようにというか、初等教育は非常に大事だと思います、義務教育。そういう観点の中でどのように生かしているのかということ、お示してください。

以上です。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） コロナ禍における家庭学習につきましてご報告いたします。

休校時の家庭学習では、中学校ではプリントを配布するだけでなく、教員による自作による授業動画をホームページなどから視聴できるようにして、切れ目のない学習機会の確保に努めております。

今後は、予想される第2波、第3波に向け、小学校でも授業動画を提供できるように動画作成に関する研修会を今、村の教育研究所等で行っているところでございます。

また、補正予算で導入されましたアプリケーションでございますが、中学3年生を対象に、インターネット上の授業動画を実際に見ることで、学校での学習内容を予習したり復習したりできるようなもの、これを考えてございます。生徒の実態や保護者の要望を踏まえ、学校との調整を進める中で、自分のペースで学習を進められること、また繰り返し視聴して学習内容を確かめられることなどのよさから導入を決めたところでございます。

学校では、放課後の時間を中心に、中学3年生へタブレットを貸し出して日頃の授業に対する補充学習として使用する予定でございます。

これらの法的根拠は、定められたものはございませんが、これらの取組を教科等の成績に直接的に反映することはございませんが、生徒たちが有効活用して学力向上が図られるよう願っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） どうもありがとうございました。今の意見を保護者各位でもう一度聞き直

しまして、榛東村の教育に安心をもって進めていけることを喜んでおります。ありがとうございます。
続きまして、(2)は飛ばします。

(3)日銀短観、皆さん短観を見るまでもなく、今年度の村民の収入減によりまして来年度の税収が大幅に減収することと思われませんが、その見込額、今税務を担当されている課長、どのように税収が減じるのかというようなこと、今考えているところをお示してください。

○議長(南 千晴君) 岩田税務課長。

[税務課長 岩田彦一君発言]

○税務課長(岩田彦一君) 令和3年度における住民税額算定の基礎となる令和2年中の所得額や控除額の把握は、年明けの確定申告などの終了後となりますことから、住民税調定額の減収額など数値での予測は現状では困難であるため、減収の見込額は申し上げることができません。

以上です。

○議長(南 千晴君) 1番。

[1番 中島由美子君発言]

○1番(中島由美子君) ただいま確定申告後というようなことがございました。見込みというのは税務課長の腹の中にはあるのでしょうかけれども、今は正しい数字といいましょうか、そういったものは確定申告後と、そうなりますと、次の企業の固定資産税の据置き、毎年少しずつ評価替えといいましょうか、上がっていく制度になっておりますけれども、来年ある一定の企業の固定資産税の据置きなど検討していただく必要があるのではなかろうかと思いましたが、今言う様々な税収を見てからということになりますと、これはそのときに併せてご検討いただければと思います。

続きまして、5番にいきます。

村には高齢者の娯楽施設等がありません。温泉センター、ふれあい館ですね、ふれあい館の優待の期限が25日削減されたままです。これ使用ができないという苦情がたくさんあります。施設へそのまま休業補償を村民の血税でするんでは、村民の方にも使っていただくのがいいんじゃないかなと考えております。

また、社会福祉法人といえども国の持続化給付金を申請し、受領後は村に返還をしなければならないかというのが。私がこの質問をつくったときには、社会福祉法人なので持続化給付金の申請をしないというようなお話を聞いておりましたので、このように質問した次第なんですけど、現状はどうなっていますでしょうか。担当課長、お願いします。

○議長(南 千晴君) 村上住民生活課長。

[住民生活課長 村上 誠君発言]

○住民生活課長(村上 誠君) 議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、持続化給付金の関係でございますけれども、こちらは、ふれあい館につきましては村の社会福祉協議会さんのほうに指定管理をしてございますので、今申請について、村、社会福祉協議会さん

と協議をしているところでございます。

また、無料優待券、これにつきましても25日間期限が削減されたということでしたが、コロナ禍の影響により3月2日からふれあい館につきましてもは休館とさせていただきます、その間、緊急事態宣言の延長などもあって、結果、5月25日に開館をしているわけなんです、そのため無料優待券使えなかったというお話だと思いますが、これにつきましても、一度4月に開館を準備したわけですが、その際には1か月間延長ということで皆様にもお知らせをしております。

また、今年度の無料優待券につきましても、村民の方からのお声を参考に、広報の4月号において配布をさせていただきましたので、昨年に配布しました無料優待券の期限につきましてもは延長しないという考えでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） いずれにしても25日村民の権利が失われたという考え方もございます。たくさんふれあい館が使われて収益が上がった際には、1枚でも2枚でもいいので優待券を出していただければと思います。

そして、さらに3密を避けるという意味では、ふれあい館の足湯が最適であると考えますが、温泉を加温するなどの方法、新たな自然エネルギーを取り入れるという方法もありますので、200万円もらえたらいいでしょうか、今後3密で、コロナ禍で、どこも出られない状況が高齢者にはあるということを見ると、足湯の再開等をご検討いただければということで、質問はいたしません。

そして、じゃ、続きまして、3番、榛東村を輝かせる村づくりについてということでございます。

先頃、関東圏で東京よりの移住先に吉岡町が第1位と報じられました。本来であれば榛東村であると思いますが、なぜ1位になれないのか。なれるよう村づくりをしているか、外から来たいと思われる暮らしを村民の方にもしていただきたいと思うのでということで、一言でなぜ1位じゃないかということをお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ちょっと1位ということに何かこだわりをお持ちのようですけれども、ちょっと一言でいってなかなか言い切れないものがあります。

実際に吉岡町で行われた調査でございますが、町の魅力といたしまして、自動車で移動しやすいとか、商業施設へ行きやすい、それから医療、福祉施設へ行きやすい、緑や自然が豊かであると、こういった意見が多かったようでございます。

前橋伊香保線、吉岡バイパスと言われているものですが、これが整備されまして大型商業施設の立

地が進み、かつ駒寄スマートインターチェンジ、これによりアクセスのいい吉岡地区でも大久保地区で特に人口が伸びているようでございます。他の地区と比べまして平坦で自動車交通の便もよく、開発が進んだことが人口増加の背景にあると考えております。

榛東村も都市部近郊の地理的条件を下地に、保健、福祉、教育、それから道路整備などに力を入れているところでございます。企業誘致等、難しい課題もありますが、住んでみたい村、そして住み続けたい村、こう言っていただけるようむらづくりに努めているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 企画財政課長ということで、村のお金を握ったり企画を握ったりする課長がそのように答えていただいたということでございます。1位にならなくても2位になれるように頑張っていたらと思います。

続いて、そういった1位になるときに、行って見たこともない吉岡町、行って見たこともない榛東村を見るときに、やはりホームページ、広報というものがネット社会であると思うんですが、広報のカレンダー等、何もないんですね。コロナ禍だから何もないということより、いろんな情報を村民の方にアナログ発信していただいて、書けるときは村の情報以外のものも書いていただいたほうがいいんじゃないのかなと。ここ6年間、ホームページ作成に大変な多額な費用かけていると思うんですが、今のホームページは課内の様子、どんな仕事をしているかということはまだいま工事中ですね。

もうちょっと頑張ってホームページを作っていたらかないと、外からは全く榛東村はイノシシ村みたいなイメージになってしまうのではないかなと思うんですけども、ホームページ、広報について今後のお考えをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 初めに、広報で村主催以外のイベント等のお話でございましたけれども、カレンダーには記載はないんですけども、広報紙の記事でいろいろな各種講座なり、そういったイベントを開催される場合にあって、特に主催者側から村の広報紙で掲載をしてほしいというような依頼も多数ございます。そういったものについては掲載しております。

ただ、ご承知のとおりといたしまししょうか、今こういう状況ですので、そういったイベント等もなかなか行われていないというのは今の現状でございます。

また、村のホームページでございますけれども、ご指摘のとおり工事中みたいなところはちょっと多数あるというところはもうそのとおりでございまして、必要な箇所を随時更新をしまいたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 一生懸命進めると言われると、ぜひお願いしますという質問しかできないと思うんですが、やはり村の顔です。この大きいきれいな庁舎を50年ぶりに村民に造っていただいたわけですから、それに見合うホームページで榛東村を発信していただければと思います。

続きまして、（3）自然と太陽に恵まれ農業を食料供給産業として、環境を生かしながら、農業の安定的高額収入を模索しているかという質問なんですが、実はネギ、タマネギ、ブドウ、そういった基幹産業を兼ね合わせると、約1,000万クラスの農業収入って得ることは、近隣でそんな難しくない時代になっております。いいブランド化をしていくと農業収入、粗収入ですけれども1,000万を超えてくる形というのが模索できる時代が来ております。それだけ食料供給というのは難しい時代になっているということですが、榛東村の将来を大きく左右する村長推薦の農業委員会の委員さん等が農協の理事・監事を兼務されていますと。それに当たり、推薦に当たり農業政策を打ち合わせていらっしゃると思いますが、今年、農協は、榛東支所を撤退までを決定したようです。

……………ここへ来て農産物直売所を閉鎖し、Aコープを閉店し、今度は農協の灯を消そうとしておられるように見えるんですが、これでいいのでしょうかということをお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 初めに、ご質問の内容の中で農業委員、推進委員の方々が農協の理事や監事の役職をしていらっしゃる件ということで、こちらにつきましては、農業委員会委員の改選等に伴い、地元や地域推薦をいただいた方の中に理事や監事の役職をされている方がいらっしゃり、この方が委員になられたという経緯でございます。

また、榛東支所の件でございますが、廃止等につきましては、こちらには伺っておりませんのでお答えすることはできません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） そうですね、農協からそういうお話があるのかないのかというところは、榛東村民としてはAコープがなくなってしまって、皆さんがこんだけ困っているのかということをお考えますと、アンテナを高くして農協が今後どうなっていくのかと、先ほどのネギも広馬場からですと約10キロかかって農協の出荷所へ出している次第ですが、今まで4キロで済んだものが10キロになっているというような不都合がございます。

農地もたくさんございまして、山もあるということをお考えすると、今後その農協が榛東村にあるということは非常に大事なポイントになっていると思うんです。今後その榛東農協を再現するかというよ

うな考え方が起きるかどうかわかりませんが、先の未来、10年後、20年後、榛東村がなくなっているかもしれませんが、農協が農林中央金庫として日本最大のメガバンクになるということは農協改革の中で分かっていることだと思いますので、やはり農協、相馬農協、桃井農協等が合併してできた貴重な財源、貴重な施設でございます。

(4)です。農協が指定金融機関として費用対効果がないと撤退を計画しているが、撤退を計画しているということですが、実際指定金融機関としてのメリットがなければ、ある一定程度の組合法人でございますから撤退ということがあるんですが、全く突然撤退をされるのか、撤退後の跡地の金融機関、撤退後、他の金融機関へ提示する条件等提示して、さらに交渉をして、どうしても榛東村の農家のために残っていただくことが必要なのではないかと思うんですが、今の指定金融の関係で分かるところをお教えてください。

○議長（南 千晴君） 浅見会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） ただいまの撤退という事案でございますが、今現在、撤退という事案については確認をしております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 指定金融機関を降りたいという話はないということですか。

○議長（南 千晴君） 会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） はい、今のところそういった話は聞いておりません。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 議事録に残りますので、指定金融機関が撤退といいたまいますか、じゃ、逆に指定金融機関で、費用対効果がないので費用を工面してくれというような申出は過去にありましたか。

○議長（南 千晴君） 会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） そちらについては、今現在、指定金融機関と締結している契約内容につきまして変更協議の申出がありました。こちらについて現在慎重にお互いに協議している段階です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 変更協議しているということで、撤退でないという認識でよろしければあ

りがたいなと思っておりますが、万が一指定金融機関、農家のための農協を置くために指定金融機関という考え方もあろうかと思っておりますので、実際どのくらいの方が農協の金融機関、保険、アグリ等使っ
ていらっしゃるかということも踏まえて、今後指定金融の変更については柔軟に条件をのんでいただ
くといいでしょうか、そういったもの、もろもろを考えながら検討していただく必要があると思うん
ですが、全く単純なA銀行とC農協みたい、K農協みたいな形でお考えなさるのか、それとも若干農
協ということに重きを置いて検討されるのか、そこの考え方があったらお答えください。

○議長（南 千晴君） 会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） ただいまおっしゃるようなトータルの部分も慎重に考えながら、今後
検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） そういった際に、農業委員会という組織もございますし、もともと農協と
いう組織もございます。農家の方々とともにトータルのにご検討いただくような形で結果をお出し
いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） 先ほども申し上げましたが、トータルのいろいろな方のご意見を賜り
ながら考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 農協は、最終的に榛東支所が撤退をするというようなところまで決まっ
ているというお話を聞いております。それがガセであればよろしいんですが、そうにならないように、
例えば今榛東村に基金が四十何億円あるわけですけれども、榛東村、榛東の農家が積んでいるお金が
約150億円と聞いておるんですが、支所で残るためには200億円、あと50億円足りないというよう
なお話もあります。これは見た目の数字ですので、それがそのままであるとは思えないんですが、私
ども新人の一議員が申し上げるより、執行の皆様、農業委員会の皆様、そういったところをどう
やってそこを通過できるかといひましようか、解消できるかということをお考えになりながら
村の財源を慎重に有効かつ効果的に使っていただけたらと思います。

それは意見ですので、あと残り3分ございますので、（5）の、本村は、水がおいしいと言わ
れていますが、ここ数年約7,000万円分、7,000万円分というのがどのような表記の仕方が分
かりませんけ

れども、不明水の発生を監査委員会から指摘されていると、今は亡き監査委員さんからもお話を伺っているところなのですが、たまたま代表監査委員さんお席にいらっしゃるので、水道料金、この7,000万円を毎年村民に還元すれば水道料金を下げることができるのではなかろうかと思うんですが、実際この7,000万円という数字が独り歩きをしておりますが、どういうものなのかというのは、どなたかお答えいただければと思いますけれども。

○議長（南 千晴君） 狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 独り歩きという7,000万でございますが、不明水について監査委員が有収水量、有収率について意見を述べてございました。この不明水、その多くは管の老朽によって発見されない漏水が大半だと思います。しかし、不明水の中に家庭等のメーターをくぐらない水、火災や訓練、また防火水槽や消火栓で有効に使用された水も含めて有収水量の中に入っております。

よって、中島議員が言うように7,000万という金額は、販売、メーター機をくぐってお客さんが飲み水として買った場合の金額に換算するとというようなことでしょうか。すみません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 上下水道課長が今細かく詳しく説明していただいたので、それが不明水であるということであれば、販売した場合7,000万円ということだったですかね。販売する水も販売しない水も同じ上下水道だと思われまので、できたらその分を販売してといいたまうか、販売、買っている人の料金から減らしていただくような努力はできるのかなと思って、私の初めての一般質問を終わるわけなんです、教育長さんには榛東村の通知表ですね、1学期の通知表について小学校1年生全て丸がついている、おおむねできるに丸がついているということがございましたが、本当におおむねできるんならいいんですけども、字が書けない、自分の名前が書けないのに、おおむね文字ができるということがあったようでございます。通知表、保護者とともに初等教育を大事に進めていっていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で1番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時54分休憩

午後2時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位4番、村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君登壇〕

○6番（村上慎一君） 皆さん、こんにちは。議席6番、18区の村上です。

挨拶の冒頭に当たり、午前中知らされましたけれども、昨日急遽榛東村議会を退任された報告がありました早坂議員に対し、長年の議員生活では様々な角度からの村政に対する提言や問題提起をされたことに対し、敬意を表しますとともに、身体の不調による任期途中での退任ということですので、さぞ無念のことだと察します。これからもぜひ一村民目線としてでも榛東村の将来に対し、アドバイスをいただけたら、温かく榛東村の将来を見守っていただければ幸いと思うところです。長年の議会活動に対し、誠にありがとうございましたと労をねぎらいたいところであります。

さて、今日9月1日ですけれども、旧暦の長月になります。8月7日の立秋や23日の処暑を迎えた頃から逆に猛暑に見舞われている日本国内ではあります。自分が子どもの頃は四季の様子が大幅に変更したとを感じる最近の気候であります。気温でいくと昔は30度と聞くとたまらなく暑い感じがしましたが、最近ですと40度に届きそうな猛暑が続く現在で、30度と聞くと何か少し安心するような気さえます。昔は梅雨が明けたら夏本番のように感じていましたが、今では梅雨でなく、まるでゲリラ豪雨のような勢いで日本各所にダメージを与えてしまうような雨の降り方にも、ここ最近では例年となってしまうことがうかがえます。以前、会社に訪れたお客さんが、今の日本では梅雨ではなく、雨季と呼んで、昔は夕方になると子どもの頃涼を与えてくれた夕立はゲリラ豪雨へと変わり、日本は亜熱帯地域になったんだということは冗談で言われていましたけれども、まんざらあり得ない話ではないような気がしました。

さて、昨年12月に中国の武漢から発生した新型コロナウイルスによるパンデミックですが、既に9か月の経過をもってもいまだ収束する気配が見受けられない今です。その間、政府主導による国民の生活行動の規制から、産業界においても様々な自粛や営業規制が与えられ、国民に対する様々な影響は多大だと思えます。

日常生活では、感染防止を喚起するための3密を避ける生活習慣や県外をまたぐ移動の自粛ムードなどが言われて、盆休みにでもふるさとへの帰省を諦めたり、先祖の墓参りをタクシー会社に代行してもらおうようなおかしな現象が発生していました。さらに、出産をふるさとで予定していた妊婦さんが、ふるさとでの近所の目線を気にかけたために帰省ができないなんていう報道も見受けました。

学校では、卒入学式が恒例どおりに行うことが国よりの一斉休校によって行えず、通常時とは違う、先生や両親に対する感謝や大勢の友達との惜別や、新たな出発と出合いでの大きな希望感までも十分に味わうことができませんでした。

私たちの身近な生活環境への影響も様々な視点から大きな痛手がうかがえていますが、産業、経済界への影響も多大なダメージを与えていると思えます。

内閣府が先月発表した20年4月から6月期の国内総生産、GDPですね、速報値は戦後最大の落ち込みとなり、年率換算では27.8%の落ち込みで、リーマンショック後の17.8%減をはるかに超える戦

後最大の落ち込みとなりました。約6割が個人消費で、約4割が輸出です。所得環境が悪化し、幅広く消費が落ち込んだことが要因だと考えられますが、お盆の帰省自粛や夏休み旅行の中止、また、仲間や仕事関係での集いもなくなり、7月から8月期でのGDPはさらに悪化したものと予想されます。6割の個人消費が悪化したということは、身近な消費状況にもはっきりと見てとれることがあります。

私たち榛東村にも大勢の来客を予定した観光事業を展開する企業もありますし、外部の発信ではなく、受け身で商売をしている飲食店の来客減は、売上げ減少はもちろんですが、その生活そのものを与えているダメージは想像以上だと推測されます。

新聞やテレビでの読んでや見て感じる現象が、ここ私たちの榛東村でも事実としてあるわけです。それはあると認識しているわけですから、議員としての行動では何らかの施策を巡らせ実行していかなくてはならないわけですが、なかなか私の考えの中ではよい策は思い浮かんでいません。申し訳ありませんが、能力のなさや情報収集力の乏しさにじくじたる思いを強く感じている毎日であります。

国からの感染防止策によって、自由に行動や活動ができないジレンマに置かれた現状は、多分誰もが歯がゆくじれたく思い、強く思っていることだと思います。ソーシャルディスタンス、3密を避ける、マスクの着用、消毒液の使用義務、そんな科学的な根拠もない、誰がいつの間にかつくり出したものか了解しないおまじないのような行動を、真面目な生真面目な日本人は従順な態度で従っている状態です。多分、常にこんなことがいつまで続くんだろうとか、マスクは嫌いなんだけどもとか思いながら皆さんは生活をしているのではないのでしょうか。そして、このままでは日常生活も仕事も我慢の限界に近いことも脳裏には浮かんでいるはずだと思います。

国や地方自治体の財政面に目を向けると、国はコロナ対策として一次補正予算成立後から1か月半で再び大型補正を過去最大の31.9兆円、コロナ対応の経済対策の事業規模が234兆円と、国内総生産GDPの4割に達する中、国債の追加発行により財政は悪化の一途をたどっています。2次補正の財源は全て国債の追加発行で賄うため、20年度の新規国債発行額は、先ほどの31兆円をプラスした90.2兆円、一般会計予算の歳出総額は160.3兆円、公債依存率は56.3%とそれぞれ過去最高を更新し、その結果、20年度の基礎的財政収支、プライマリーバランスは66.1兆円の赤字となる見通しです。

そのような状況下でも、先月30日の上毛新聞の掲載では、新型コロナウイルス対策で国が配分する計3兆円の地方創生臨時交付金について、群馬県が不足額を30億円超と見込んでいると記載されていました。全国知事会では不足額が約5,000億円に上がるとし、政府に増額を求める提言をまとめているそうです。

ここまで話してきた内容の全てが暗く希望もなく、将来に不安ばかりを想像させるネガティブな話ですが、その原因は一体何だかと思えますと、新型コロナウイルスが起こしたパンデミックがその原因だと思います。このままだと日本人の心も体も経済も潰れてしまうように感じます。何が本当の脅威なのかを模索している中で、期待してくれるようなレポート、日本総研が発表した7月13日のビューポイントで、新型コロナ感染が拡大、本当の脅威は何かというものを見つけました。

ここからは私の私的な意見ではなく、情報として皆さんに紹介をしたいと思います。

要点では、新型コロナの本当の脅威は、感染者の増加よりも、むしろ国民の間に浸透した萎縮心理、根強い自粛ムードが活動再開の足かせに、結果、膨大な需要不足による倒産、失業の増加、子どもの成長障害を通じて長期的な潜在成長率を低下させるおそれがあります。また、活動再開を軌道に乗せるために政府は一つのメッセージを発信することが必要だとも言っていました。

1番として、若年、壮年者にとって、新型コロナウイルスは脅威ではない。2番、感染者が増えるのは心配いらない。3番、日常生活を取り戻そうとありました。新型コロナを冷静に恐れ、日本独自のウィズコロナ社会を設計することが重要です。そして、我が国で解明された科学的エビデンスやそれを基に構成された社会的取組を世界に向けて積極的に発信するべきだとありました。

私たちが生活する、ここ榛東村を含めた地方自治体では、独自の戦略をもってこのコロナに対戦することも収束することもできませんし、ましてや生活や事業にあえぐ村民にこのままずっと資金を投入させられる原資もありません。

日本人は、基本的に生真面目というか、自己主張はせずに誰かの判断に対して疑問を持ちながらも順応してしまう国民性があると私は思っています。政府の発表に知事の自粛要請判断に対し、もうこれ以上自粛してられないんですと答えた店主は、次の日のテレビでは、やはり言うとおりに自粛を決めましたと答えている場面を何度も見受けました。

コロナで騒いで痛めつけられているのは、自分の意思が通せない、強制力はありませんけれども、常に発信しているのは、やはり政府や知事が発したことに対して従い、苦渋をのんでいるのは私たち国民です。その判断や発令が正しいことがエビデンスされている間違いのない事実ならば仕方ありませんが、どうもそればかりとは言えないようです。

先ほどの日本総研や京都大学大学院医学研究科特任教授の上久保靖彦さんを含め、多くの専門知識を持ち得ている研究者たちが、今まで私たちがコロナ禍、コロナ対策と言っていることに対して、実際のデータや数値を基に、日本におけるコロナウイルスの捉え方が変わってきているという表現をしていました。

初めに、日本では、欧米諸国やヨーロッパに比べると極端に死亡者の数が少ないことです。死亡者では、若年層や壮年層の死亡者がほとんどいないことなどがデータとして打ち出されていました。

2020年7月における国内の死亡者ですが、死亡原因とすれば、交通事故、インフルエンザ、肺炎、餅の窒息死、自殺、コロナというものが挙げられていましたが、交通事故は3,532人、インフルエンザは3,323人、肺炎9万4,654人、餅の窒息死1,300人、自殺者2万840人、コロナでの死者はこの時点では981人です。

10万人当たりの人数でいくと、交通事故が2.94人、インフルエンザが2.77人、肺炎が78.88人、餅の窒息死が1.08人、自殺が17.37人、コロナでの死亡者は10万人当たりでいくと0.82人です。こういったデータを見させていただいて比較すると、妙な話ですが、餅を喉に詰まらせて亡くなった方より

か、コロナで亡くなった方のほうが少ないというエビデンスがあります。

そして、コロナの死亡者の内訳ですが、29歳以下とか30代、40代、50代、60代、70代、それと80代以上がありますが、29歳以下はゼロです。30代もゼロです。40代が0.01、50代が0.03、60代が0.08、70代が0.22、80代以上が0.46という数字になっています。

この説明では、日本を含むアジア諸国での死亡者の少ない原因は、コロナの原因のS、K、武漢、G型と変化してきたコロナウイルス、それをもって日本国内では既に集団免疫に達しているんじゃないかという意見を発しています。ですから、第2波とか第3波とか言われていることに対しても、感染者の再暴露ですよ。すぐに証明するものではないと、心配いらなうと言っています。

よって、今国内で言われているソーシャルディスタンスや3密対策はエビデンスがないので不要と言われ、マスクも必要ないと言われています。

PCR検査に対してですが、今安全を証明するために数多くのPCR検査が必要との動きがどこでも言われていますが、PCR検査は本当に必要かというオピニオンも見つけました。PCR検査の感度、要するに正確度ですよ。感染者に対して正しく陽性と判断される割合が、何と50から70%です。また、感染していない人を正確に陰性と判断される割合ですけれども、特異度といいますけれども、これが日本では99%だそうです。

例えば10万人の検査を実施して、結果が陽性になるのは不病率が今のコロナに感染したという方のパーセンテージからいくと0.1%しかありませんから、100人なんですけれども、100人のうちの先ほどの正確率でいくと70人が感染したということになります。また、30人は陽性にはなりません。この人たちは感染しているのに検査結果は陰性と出てしまうんです。

一方、30人は陽性になりませんから、この10万人を対象として検査した場合は9万9,900人の感染していない人も全員検査を受けますので、PCR検査の特異度は99%ですから、このうちの1%、999人は病気ではないのにもかかわらず、陽性と診断されています。10万人の検査をしても、結果が陽性になるのは、実際に感染している100人のうち70人と、感染していない9万9,900人のうちの999人、合わせて1,069人です。ただ、この中で実際に感染しているのは70人だけです。

検査結果は陽性になった人のうち、僅か6.5%しか本当の感染者はいないと表現しています。

この方は、既に安倍総理にも会って、この持論をエビデンスをもって説明したんですが、あるチャンネルで見たところによると、政府の専門者会議のメンバーではないために、このような発言が今国内ではされていません。

安倍総理のアナウンスの途中で変わったなと思ったのが、最近マスクをしていないですよ。あと国内では、コロナ感染者という表現をしています。ただ、先ほど企画財政課長も表現したように、これは陽性反応です。感染じゃないんです。調べて50から70%の割合で陽性と判断されただけで、そのうちのまた40%ぐらいは発症もしていないという、だからそういう数字をデータとして見させてもらうと、本当に私たちは午前中からほとんどの皆さんがコロナ禍に対する対策ですとか、村長のお考え

とかを質問しているわけですが、これは誰が、いつ終わるとかということがないんですよね。人間終点が決まっていれば我慢もできます。ただ、その終点を言われないうちに、ただ自粛だとか、外出してはいけないとか、そういう言葉だけで手の打ちようがありません。

私も、村のほうに財調を使いながら、なるべく村民の方にいろいろな施策を施してくださいと言いましたけれども、これも先ほど言ったように、財調は、これは私は災害だと思っているんですけども、限りなくあるわけじゃありませんから、お金をずっとそのまま使っちゃうわけにはいかないわけなんで、正確に、先ほどある先生が言ったように、真面目にコロナのことは恐れながらも普通の生活に戻れるということ、皆さん今日を機会にぜひ考えていただければ、それが経済対策にしても、私たちの日常生活にも一番近道でお金もかからず実行できる方法かなと思っています。

午前中から、皆さん今まで3名の方の質問を聞くと、私が質問しようと思ったこととかなり同じことがあります。多分今日は質問時間は短時間で終わると思いますので、ここですごく長く話をさせていただきましたけれども、これから自席に戻って通告した内容に対して質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） まず第1問目として、ふるさと納税についてご質問をさせていただきます。

先月の20日付の上毛新聞ですか、ふるさと納税最高49億円という記事が掲載されていて、この記事の中に、寄附件数が4万件と突出している榛東村は、上州牛やチーズなど1口1万円程度までの小口の寄附の返礼品を充実させたとあって、表がありますけれども、4億2,049万6,000円、件数が4万790件、これは大変すばらしい数字だなと皆思いながら見させていただいたんですけども、果たしてどのような返礼品によってこの件数を伸ばせたんでしょうか。お伺いします。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまの村上議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

納税件数で4万790件、寄附総額で4億2,000万円ほどでございますが、先ほど村上議員もおっしゃったとおり、寄附の金額でいきますと、やや1万円の寄附金の方が大半、ほぼほぼ4割ほどを占めております。寄附金が1万円ですと返礼品としては3,000円相当額の品物の返礼となります。

こちらの返礼品につきましては、加工品が主なものになりますが、地場で作られておりますバターであるとかパン、また加工のハム、ソーセージ等、あと農協を通して販売しておりますが、精肉、こういったものが喜ばれていると思われまます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 金額もさることながら、この件数が突出して大きいということが榛東村に対してはすごいプラスだと私は感じているんですけれども、村内の企業には、村内だけでなく、県内だけでなく、海外にまでも商品を出している企業さんもありますけれども、先日ちょっとお会いして話を聞いたら、ふるさと納税のこの参入はしていないということです。参入はされたいですかと聞いたら、ぜひ参入はしたいと。

村で考えて、まだこのふるさと納税の制度に参入されていない商店、企業等がやはり今現在、何度も言われているコロナ禍の中で、いろいろ厳しい状況ですので、ぜひ村のほうからも商工会と一緒になってでも声をかけてあげて参入をしていただければ、さらに件数も増えて納税も増えるのかと思いますけれども、それに関してのお考えはいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのふるさと納税の参入の事業所さんのお話ですが、今現在ふるさと納税のほうに登録いただいております事業所さんは14店舗ございます。この中には加工品であるとか、物産等をふるさと納税の返礼品ということで掲げられている方もいらっしゃいます。

また、先ほど議員がおっしゃったように、今現在ふるさと納税のほうに参入はしていないけれども、今後したいといった企業さんいらっしゃれば、まずは役場のほうに一度ご相談いただければと思います。

参入するに当たりましては、ふるさと納税の契約委託をしております運営サイトとの契約等の手続等も必要となりますので、まずは役場のほうにご相談いただく形がより速い対応になるかと思っておりますので、今後まず商工会さん等もお話をさせていただいて、ふるさと納税に参入したいといった企業さんいらっしゃればご相談いただければと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ある情報の中では、ふるさと納税、返礼品なし、寄附2倍という記事を見つけてきました。コロナや災害、地域応援の意識が高まっている機運からだと思います。

先ほど中島議員も質問されましたけれども、これだけの件数があって、榛東村に、返礼品を目的のかもしれないけれども、注目を集めてくれている現実がありますので、いろんなことに対して、方法論は選択できても構わないいんでしょうけれども、中には単純に榛東村を応援したいという方もいらっしゃるかもしれないので、そういったメニューなりを考えられて、さらに件数を増やすということはどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 返礼品を希望されない方、こういった方のお申込みにつきましても、インターネット等でふるさと納税をお申込みいただく際には選択肢としてはございます。

また、ふるさと納税につきましては、納税を希望される方の選択肢といったところでの事案もございますので、こちらについては内容等を精査させていただきたいかと思えます。

また、30年度と令和元年度を比較したときのふるさと納税の納税者の割合が約2倍となっておりますが、こちらにつきましては、ふるさと納税のサイトの掲載品目の選択肢というんですか、見栄えをよくしたりといった内容について、サイト運営と担当で調整を細かくした結果も反映されているかと思われま。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 分かりました。

今、村では、コロナ対策として100%還元のプレミアム商品券を実施していただくところですが、高崎市ですとか前橋市ですとか同じ県内でも、観光業とか飲食店、商業がかなりの痛手を被っているという現状があるみたいです。

そこで、高崎市、前橋市がやっているのは、当初寄附をしていただいて、落ち着いたときにはその額を使える、プレミアム商品券は期限が有限ですけれども、なかなか期限を定めずに、榛東村の例えば飲食店に協力したいとか、3密を避けて解除になったときには榛東村にぜひ出かけて何かを買いたいとか、そういった工夫もできれば、なおさら件数が増えると思うんですが、一般にはクラウドファンディング形式で、そういったことをされているグループなり市があるんですけども、榛東村ではそんな取組ができるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問でございますが、他の自治体等で行っているもの、その中には特定の店舗であるとか施設が利用できる券等を使われている、ふるさと納税に商品として使われているといったケースもございます。

その中で、先ほどお話ありましたクラウドファンディング形式といった内容でございますけれども、クラウドファンディング形式のふるさと納税につきましては、主に目的、具体的な施策、計画ですね、例えば建物を建てるとか、そのときの予算の財源に充てますとか、そういった意味でのふるさと納税を財源として対応したいといったものもござい。

本村におきまして、特定の店舗等で利用できる商品券などに置き換えた場合ですと、こちらの食事券等を利用した場合は、こちら金券と判断されかねない事情もございしますので、ふるさと納税での対応というのはちょっと難しいかと思われま。

また、村内の飲食店の方々、個々の営業、大変厳しい状況になっているかと思われます。そういった状況の中、営業方法や地域の店舗事業者の皆さんが自助、また、同業他社の方との共助を進める中で、営業活動されて、最後、公助にもつながってくるのかなとそう考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

先ほど言ったように高崎、前橋とか近隣を見ますと、このプレミアム商品券なり、吉岡は違うみたいですけども、8月の臨時会で決定されたことが、いち早く広報なりホームページで紹介されていて、前橋は面白いようにこの中でもうたっちゃって、この中に申込みのこんなのが入っているんですね。それと、もういきなりはがきで出せば購入する手続きができると。

榛東村も、せっかくの住民を思っの施策ですので、やっぱり早くしてほしいというのは誰もが望むところだと思うので、それはぜひ努力して進んでいただければと思います。

2問目ですが、村税など納入アプリの決済導入についてということでお聞きしたいんですが、やはりこの身近な県内各地、例えば富岡市ですとか沼田市等で行っているようなアプリを利用した各種住民サービスが今の時代必要かと思うのですが、本村での計画予定はどのようでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 現在、本村における納税手段としましては、金融機関、コンビニエンスストア、日曜税務窓口を含む役場庁舎及び口座振替の利用による納税機会を設けております。それらのことから、納税義務者に対する納税機会の提供は確保できているものと考えております。

また、本村の令和元年度における口座振替対象者率は57.8%、口座振替対象税額に占める口座振替率は98.6%で、口座振替率は過去5年間で2.1%上昇しております。ここ数年来における徴収率の上昇に寄与しているものと考えております。

そこで、さらなる徴収率向上を図るべく、スマートフォンアプリ決済の導入検討についても必要不可欠であると考えておりますが、他の納税手段に及ぼす影響や導入に関わる効果及び課題については、参考とすべき県内導入市町村の導入開始がここ数年であるため、把握できていないのが実際です。

よって、今後につきましては、導入に関わる効果及び課題、コスト、導入市町村の実態などを総合的に勘案しながら、導入するか否かについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 議員になってから今まで、岩崎監査委員の報告の中で、本村における納税の納入率はアップしていて、決してそれも低い数字ではなくて上の収率の高いところでさらにアップしているのは、先にお聞きしたように、今、課長が説明してくれた中の口座振替と、一度口座を登録していただければ、うっかり忘れるとか自分で操作をしなくても納入をしていただける、それは先にお聞きして非常にありがたいことだと思っています。

納税に関しては、今の方法が私も説明をいただいて、いいのかなと思うんですけども、今年の5月、特別定額給付金の申請に当たり、マイナンバーカード保有率は、マイナポータルを利用して申請したほうが受付が早いといった政府のPRもあり、多くの自治体で窓口が大変混雑になったことが報道がありました。

そこで、村のマイナンバーカードの交付方法について何うとともに、住民票や印鑑証明書など各種証明書の交付時間についてお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村上議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの交付事務についてお答えをいたします。

個人から申請のありましたマイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構で作成をされ、完成されたマイナンバーカードが村に送付をされてきます。村では、マイナンバーカードが到着した方に通知をお送りして、カードの交付については予約制で行っております。

この交付の時間は、平日の9時から午後5時までとさせていただきます。

また、住民票や印鑑証明書など各種証明書の交付時間につきましては、平日の午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

今、マイナンバーカードの交付は予約制で行っているということでしたが、どのような理由から予約制を取っているのでしょうか。お伺いします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） マイナンバーカードの交付につきましては、予約制とさせていただきますということですが、この理由につきましては、まず、この交付事務に当たっては、予約者の顔認証やパスワード設定など、それを行う専用の端末が本村には1台となっております。

また、交付に際して、その端末の操作方法を説明しながら、また、カードについても内容説明をし

ながら交付事務を行っているため、お一人当たり30分の時間を設けさせていただいて予約受付をしているところです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

現在、村では、マイナンバーカードの交付や各種証明書の交付についても平日の開庁時間のみの対応となっていると思います。

他の自治体では、先日も沼田とか幾つか県内の自治体も紹介されていましたが、平日の時間外や休日の交付、本庁に限らず支所とか公民館とか、各種証明書を交付していただけるということも実態が見受けられます。

役場開庁時間外の交付や役場以外での施設の交付などは、これから本村では実施できないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ただいま議員から、例えば本庁に限らず他の施設で交付ができないのか、それから、また、時間外等の交付ができないのかというご質問だったかと思います。

これにつきまして、まず、役場以外の施設での交付につきましては、まずマイナンバーカードや各種証明書の発行など、それぞれに対応したシステムを当然整備をしなければいけません。また、職員の配置やまた費用対効果など十分な検討と準備が必要となると思っております。

また、住民生活課窓口での交付時間の変更につきましては、実際にこの年明け以降はマイナンバーカードの新規交付に加えて、カードの有効期間満了による更新などで来庁する方も実際に増えている状況もございますので、今窓口の担当者レベルではございますが、検討を始めているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 分かりました。

各種証明書等の時間外交付は、単に住民サービスの向上につながるだけではなく、私が先ほど挨拶で言ったこととは違いますが、今現状コロナ禍の中、役場へ来庁する方が分散されて、窓口を密にさせないという対策も今も効果があると感じているところなので、ぜひ実施されるように望むところでございます。お尋ねします。いかがでしょう。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 十分前向きに検討させていただきます。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 3問目なんですけれども、コロナ禍の影響もあって、3年前からですか、政府が進めているG I G Aスクール方針についてお尋ねします。

本村におけるG I G Aスクール方針に対するパソコンやタブレット、その他の機器類の配置状況や今後のタイムスケジュールも併せて予定はどのようになっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 今、議員ご質問の内容についてご説明いたします。

現在、全ての小・中学校の教職員に対して教授用タブレットPC、1人1台が配置されてございます。また、小学校におきましては児童用40台、中学校におきましては生徒用170台のタブレットPCも配置済みでございます。さらには、中学校においては各教室に大型モニターも配置がされているところでございます。

小・中学校ともに全ての教室が無線LAN工事は終了はしておりますけれども、今後1人1台端末に対応するものではございませんので、改めて工事が必要となっております。

今後については、まず、小・中学校3校に対する無線LAN工事を行いたいと考えています。その後、既に中学校へ導入済みのタブレットPC170台に追加して、小・中学校合わせて約1,000台のタブレットPCを新たに配置して、本村児童・生徒1人1台端末の実現を今年度中に図りたいと考えています。あわせて、小学校の普通教室並びに特別教室への大型モニターの配置も予定してございます。

今後、入札を経て工事が行われます。工事や配置できる時期につきましては、現在のところ未定でございますが、できるだけ早く導入できますよう努力したいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 我が榛東村は、県内でも先駆けてタブレット、パソコンの導入をされて、かなり先進的な教育ができていかなと視察等々を含めても感じるころなんです。従来、先生が全員に共通の授業をしています。ただ、今回AIを活用することによって、児童・生徒ごとの理解度を分析しながら、基礎的な授業から理解度別の教材での授業、さらには探求型の授業、要するに物事に対して、その生徒レベルによって先生が対応できるというすごい利点があるんだと思います。

そこでなんですけれども、県内に先駆けて、先駆者としての榛東村は、このG I G Aスクール等に

関しても、この教育に関して、どのような方針でこれから進めていくのかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） ただいま議員さんがお伺いの点、回答いたします。

本村のGIGAスクール構想におきましては、学校教育においてICTの効果的活用で大きく次の3点について教育効果を期待してございます。

1点目は、授業における効果的な活用でございます。

これは、タブレットPCを用いて児童・生徒の考え、気づき等を視覚化、見える化しまして、児童・生徒がその考えを比較・検討することで対話を促し、思考や表現力が高まるようなそのような授業の実現を図りたいと考えてございます。

2点目につきましては、補充学習等における効果的な活用でございます。

児童・生徒の一人一人の進度に合わせたドリル等のアプリケーションを用いて補充学習の場を設けることで、全ての児童・生徒の進度やニーズに応じた学習ができることで、基礎的な学習内容の定着を目指すものでございます。

3点目は、家庭における効果的な活用でございます。

コロナ禍の中、今後予想される第2波、第3波の際に、小学校高学年から中学生まで、学校で作成した授業動画等を家庭内でも視聴できるようにすることで、切れ目のない学習機会の確保を目指したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

国が求めているICT活用の学びの転換という日経のきょうのことばというのを見ると、全国1人1台のパソコンが配置されて、先ほど言ったように、1人から全体でなくて一人一人の個性に合わせた教育ができるんだと思います。

コロナ禍で国が考えているのが、家庭でのオンライン学習環境の整備、やはり個人の能力が違いますので、決められた学習要綱の時間にのっとりた中では理解できなかった方たちはうちへ行って持ち帰って復習をすると、そんなことも必要なんだと思いますし、モバイルルーターなどの貸出しですよね。

あとは、学校のカメラ、マイクなどの整備をその予算で支援ができるのか。

あとは、前に教育長言われていましたけれども、先生も十人十色ですから、得意、不得意分野がありますので、GIGAスクールサポーターの配置をされるのか。

また、ICTに詳しい、中学校でいくと野口先生ですか、前からいろいろメディアとかにも紹介さ

れていますけれども、そういった技術者、村内在住を含めてなんですけれども、これから1人1台の時代が来るわけですから、そういったものを村内に派遣等考えられているのかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） ただいまの件でございますが、家庭での動画視聴につきましては、先ほどお話いたしましたように、ホームページからのダウンロード及びデータを保存したUSBメモリーの配布にて対応したいというふうに考えてございます。

モバイルルーターの貸与及び通信料の契約については、現在のところ考えてございません。

また、GIGAスクールサポーター等につきましては、現在、国の配置等もございまして、中学校に1名、この9月より配置という形で考えてございます。

また、教職員の中のコンピューターに関する技能の温度差というんでしょうか、そういうものにつきましては、今後、研修会を定期的開催いたしまして、全職員が十分に使えるように研修のほうを進めていきたいと考えております。

また、今回、前回の補正予算で、カメラ、マイク等は各学校、授業動画を作成できるような準備については果たしてございます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

教育問題というのはいろいろ難しくと私は思うんですけれども、ここで1人1台のパソコンが準備されて、道具はそろると。教育長言われるように、いろいろな先生方いらっしゃるから、それを先ほど局長言われるように、定期的な講習等受けて、うまく使いこなしていただいて教育現場に生かしていただくと。最終的に残るのは、先生と生徒がどのぐらい本気に向き合って、その教育ということですね、このコロナ禍の中で何かで読みましたけれども、児童・生徒は食べること、学ぶこと、遊ぶこと、この3つが最大の必要な要素だと何か書いてありました。

このコロナのせいで、子どもたちは楽しみにしていたことがほとんどなくなってしまったので、その教育の場面においても、ぜひとも先ほど事務局長言われたように、先生方がぜひ一人一人の生徒と対峙して真剣に進んでいただければ、この榛東村の将来は明るい方向に行くかなと思います。

前々から言っているように、もう先進国の中でも日本が極端な少子高齢化で、あと40年後には65歳以上の人が40%、もう住民も減っていくしかない時代に入りましたので、子どもたちにはこの榛東に育って、旅立っていくんか分かりませんが、ぜひまた榛東を思い出して、どこかへ行っても例えばふるさと納税で応援したいとか、そんなことが思えるような活発な子に、ぜひ教育で導いてあげ

てください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で6番村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を3時20分といたします。

午後3時休憩

午後3時20分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位5番、川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君登壇〕

○7番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。質問順位5番目、川田敏彦です。

今日は、産業廃棄物の鉄鋼スラグの問題について質問をする予定です。6月に1回したんですが、その続きです。今日は、ソフトバンクのソーラーパーク、あそこの鉄鋼スラグと、それから、それに対応する村の対応について質問をしていきたいと思います。

8月に渋川の市道で鉄鋼スラグの裁判の判決が出ました。これは前橋地裁で出たんですけども、その裁判官の発言の中に、鉄鋼スラグの入っている、産業廃棄物が入っている渋川の土地、価格が下がるんだと、これを言っているんです。商品価値が下がるんだと。それはそうですね、そこに土地を売ろうと思ったら、その下に産業廃棄物が入っていたと、これは売れなくなります。売るにしても安くなってしまいます。私たちの住むこの榛東村の本当のいいところを出せるように、産業廃棄物などを早く撤去するように力を合わせてやっていきたいと思います。

以下自席で質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 質問の1番目、ソーラーパークの造成地のスラグの撤去に向けてということです。

6月議会の総務産建の常任委員会で、これを、ソフトバンクのソーラーパークのスラグの調査、ボーリングの調査をするということになりました。これは大きな前進だというふうに思います。

最初に、何でこんなに前にもやっているのに、またやっていくかと、やっぱり必要があるからなんですけれども、佐藤建設工業がここを造成をしたんです。佐藤建設工業は525万で請け負ったんですけれども、25万は消費税ですから500万で請け負って、そしてソフトバンクの造成地やりました。これは、1週間前の村の積算では5,422万だったんです。これはまだ精査もこれからやるというふうのもあったのかもしれないんですけども、そういうのでなっているところです。

それから、佐藤工業がやったんですけれども、最初に佐藤工業がどういう会社かと、ちょっとこれ確認してみたいと思います。

これは、平成28年、2016年、ソーラーパークをやってから2年後なんですけれども、県から行政処分を受けて、産業廃棄物としての業者の資格を3つも取り消されたんです。その取り消されたのは、どういう理由で取り消されたか、それも県の指摘も非常に厳しいんです。情状が特に重いと、廃棄物処理法から見て非常に悪質だということなんです。それは例えばこういうことなんです。スラグの鉾津の免許を得ていないのに、2009年7月から14年1月までスラグを運搬したというのがあるんです。その後もちょっと運搬していたんですけれども。

これは、平成21年から平成26年の間なんですけれども、佐藤建設工業はスラグを扱う資格を持っていなかったんです。産業廃棄物の業者は県に許可を得るわけです。それで何を扱っていいんだと、あなたの会社はこれとこれというふうにあるわけです。それは燃えがらだとか汚泥だとか廃油だとか木くずだとか、いろいろあるわけです。県がこれを処分したのは、佐藤建設工業は瓦礫類しか扱ってはいけなかったんです。鉄鋼スラグを使っては駄目だったんです。これは、瓦礫類というのは建物を壊したときに出るコンクリートだとかいろんな壁だとか、それから道路のアスファルトを壊したときの、それだけしかなかったんです。それがないのに、いろんなことをやりましたということで、それもそんなの誰だって分かるわけです。鉄鋼スラグは、例えばここは大同のを持ってきましたから大同へ行って持ってきたわけですよ。この瓦礫の許可があると、これは瓦礫かスラグかなんていうのは、そんなの素人だって分かることなんです、こんなのは。それを分かっているがやっていると、そして県からも処分を受けたと、そういう会社だということなんです。それを前に前提としてやっています。

ボーリング調査の進捗調査について、まずお聞きしたんですけれども、一定の広さもありますし、それから前にも1回やっていますし、どんなふうに今それをボーリング調査やるか、これをお聞きます。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） スラグ問題については、本当に村民の安心・安全のため、健康管理のため、そういうものを含めてちょっと相当の大きい問題じゃないかということで、私のほうからこれからはほとんどのことについては答弁させてもらいたいというように思います。

ただいま川田議員のほうから質問をされました造成地ボーリング調査、その結果とかそういうものについての質問でございます。

造成地のボーリング調査、これについては旧榛名カントリー跡地において造成工事、その後の災害復旧補強工事等において、大同特殊鋼由来によるスラグ砕石が使用され、環境基準を超えるフッ素の値が検出されたことは、私から申し上げるだけじゃなく、もう皆さんもご存じのとおりでございます。

平成27年1月と28年3月に現地の太陽光発電施設の外周路等の環境調査を実施いたしまして、平成27年12月には太陽光発電施設のパネルヤード内の環境調査を実施いたしました。フッ素の値が環境基準値を超えたことを確認いたしまして、また、平成28年1月には滝沢川、八幡川の水質調査を実施いたしました。この表流水の調査をしたんですけれども、これについては異常は確認されていないというような状況でございます。

また、今年の2月、これは14日なんですけれども、榛東村と吉岡町の議会、合同の現地視察が実施されました。一部の議員からは、土の中に大量の鉄鋼スラグ投棄の疑惑あるいは指摘がありました。

こうした中で、村では旧榛名カントリー跡地の現在の状況を確認する必要があると判断し、環境調査を実施することとしたものでございます。

調査対象物質は、六価クロム化合物、それとフッ素化合物、土壌の採取方法については、土壌汚染対策法で定められた土壌の溶出量の調査及び土壌の含有量調査を実施いたします。

土壌の採取箇所は5か所を計画しております。この5か所のところについては、またさらに詳しく、この議会が終わったら確認しながら5か所を決めたいというようなことを思っております。

調査深度については、10メートルまでということを考えております。

土壌汚染調査は、溶出量と含有量調査について深度の1メートルごとに試料を採取し、調査を実施する予定でございます。

なお、土壌調査の採取ポイントは、現存の資料や現地の状況等を参考に選定したいというように考えております。

これから本格的な調査が行われるということでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 非常に丁寧に説明してもらったので、こちら側の言うことが省けました。

調査の結果、これからまた深度10メートルまで5か所でやるということで、また結果が出るかと思えます。これも、もう2016年9月16日の広報しんとうでも既にもう7倍のフッ素の溶出量、基準値の7倍、6.75倍ですけれども、もう既に出ているわけです。フッ素は、これは少量ならいいんですけれども、基準値を超えればこれは毒物になりますから、これ基準値を超えたらもう駄目なわけです。これは人間だけじゃなくて、植物にもみんな影響しますから、そういうのが地下にあればこれは桜も育たなくなるということもあるんです。

それから、ソフトバンク自身も調べて、これももうフッ素の溶出量、これは溶出量というんですから、溶け出していくわけです。雨が降ればどんどんその毒素が下の土壌に溶けていくわけです。これソフトバンクの調査でももう6倍、そのパネルの下ですね、これソフトバンクがやったんですけれども、この6倍がもう既に出ているところ。

それから、先ほど村長からありました榛東と吉岡の合同の調査のときに、あのときもスラグを持っ

てきたんです、そこに落ちているのを。そうしたらフッ素の溶出量が28.75倍だったんです。それから含有量は2倍だったんです。ですから、もう既にこういう結果も出ていますので、この後の結果を見て対処していきたいと思います。

それから次に、これは6月の総務産建の常任委員会の中で出されたんですが、佐藤建設工業へ修補請求を出しました。そうしたら回答が来たということです。簡単でいいんですけども、内容を言ってください。

○議長（南 千晴君） 村長。

暫時休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時35分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 佐藤建設工業においては、初めに3月18日付で工事の目的物の瑕疵に係る修補工事の請求についてということで、私のほうから連絡を、通知を出させてもらって、さらに3月26日には事務連絡が私宛てに佐藤建設工業のほうから、それをありました。これらについて私のほうは、その回答についても納得いかないというようなところで今やっているところでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 3月18日に修補請求を佐藤建設工業へ出して、佐藤建設工業から事務連絡という返事が来ました。これは3月26日に来たんです。今時間がないから詳しくはここでは発言できませんけれども、佐藤建設工業の回答というのはもう非常にお粗末です。これはまた委員会ができれば委員会の中で詳しくやると思いますが、ちょっとスラグ問題のスの字も知らないというんですか、非常に幼稚な回答をよこしました。これは村にとっては今後非常に有利です。話にならないぐらいの内容なんです。

それで、佐藤建設が瑕疵はないんだとこうに言ってきましたけれども、もう瑕疵を挙げれば幾らでもあるわけです。大同の鉄鋼スラグは、群馬県が産業廃棄物だともう認めた、もう2015年には認めて、2001年に遡ってこれは産業廃棄物ですと言ったんだから、そこに置いておいてはいけません。県外の最終処分場に持っていくしかないんです。

それから、土壤汚染対策法に見てももう有害物質が出ていると、これも大同自身が認めているわけです。大同がもう2015年の平成27年の1月、2月に榛東村にちゃんと報告に来ているんです。ですから、もう大同も認めた土壤汚染の対策の毒物がもう入っている。

それから、希釈処理もこれは佐藤建設工業はしていたというんですけれども、混合、スラグと碎石を混ぜるんですけれども、もともと基準値を超えたスラグを碎石と混ぜる、そのものがもう駄目なんです。これはもうちゃんと国の基準で駄目なんです。それを佐藤は知っていてやった。これも渋川の小野上のエコ処分場の裁判で佐藤社長が知っていてやったんだともう言っちゃったんです。

それから、高渋バイパスでも例がもうあります。もうこれは施工業者にまず修補請求をするのが順ですから、それで県は、高渋バイパスのあのスラグもあれは東邦亜鉛のんですけれども、それは施工業者の岡田工務店でやったんです。岡田工務店はもうすぐそこは修補したんです。もう環境基準値を大幅に超える鉛やヒ素が出ているからやらざるを得ない。

それから、極めつけは、先月渋川市で行政訴訟で、これは渋川市のところにある大同のスラグのことでの裁判なんですけれども、これも最初に言った前橋地裁の判決が出たんです。それは、簡単に言うと、産業廃棄物の処理法にも違反しているし、土壤汚染対策法にも違反しているけれども、その前に民法の妨害排除請求権があるんだと、もうこれは日本には明治からあるんだということなんです。これは前橋地裁でちゃんと判決文に出たんですけれども、人のうちにですよ、そんな汚れたようなもの、毒物のあるようなものを置いたら、そのうちの人は、これは持って行って帰ってくれと、こうに言う権利があるんだということなんです。

ですから、榛東村は有利なんです。今有利な状況がどんどん出ているんです。もうこんなものは持って帰ってくれと、こうに言っていんだという判決ももう出ているわけです。ですから、もうどんどんやってほしいというふうに思います。

それから、榛東のこのソーラーパークのスラグの問題で、この間、私もいろいろ前の議事録も見ていました。それで、私は、議事録の範囲なんですけれども、このスラグ問題に対する村の対応と、これで私は村に確認したいことがあるんです。

これは、平成27年、2015年、今から5年前のことなんですけれども、そのときの議事録、12月議会の議事録なんです。議会全員協議会の会議録というのがあって、私はこれ見ていたら、何だこれとは、こういうことが報告されているんです。

その報告はどういうのかというと、大ざっぱに言うと、大同特殊鋼が榛東村に来た、それを報告するんですけれども、大同は2015年、平成27年、真塩村長が5月18日に就任されるんです。そして、就任されて11月27日に大同が来たんです。それは大同は何で11月27日に来たんですかと、それを細かく大同の報告を、大同が言ったことを言っているんですけれども、じゃ、大同は何を言い榛東村役場に来たのかと。これは役場に大同は副工場長や環境室長や幹部が来ているわけです。それで、15年1月8日、1月27日、1月28日、2月10日ともう4回来ているんです。それで、大同の誰が来て、榛東村は誰が対応して、どういう話をしたか、事細かく大同が報告したというのがここに出ているんです。

それで、最初の2015年、平成27年1月8日が初めて来たんですけれども、それはソーラーパークに埋まっているのは大同のものに間違いありませんと、そのほか何か所、8か所と言ったんですかね、

ここにあるけれども、あの産業廃棄物、スラグは大同のものでとこういうふうに言いに来たんです。そして、27、28日には、じゃ、どこを、検査をして、それでどこを検査するかというようなところで現地確認なんかをしているんです。

それで、一番問題なのが2月10日に来たことなんです。大同はこれを言っているんです。私どもは2月10日、2015年の始めに榛東村に来ましたと、そして、あそこの重金属の8種類を検査しましたと、これは1月27日、28日あたりです。カドミウムだとか鉛だとか六価クロムだとかヒ素だとか水銀とかフッ素とか検査をしたんですと。溶出量、含有量の検査をしたんですと。そうしたら、ソーラーパークの跡地はフッ素が基準値を超えていましたと。これを言いに来たんです、大同は。

そうしたら、村の担当者がそれを受け取らないで、大同は受け取ってくれないもんだから帰ったというんです。そして、大同が11月27日に来たのは、このままじゃ済まされない、大同はこれは県の指示で来ているわけなんです。これはもうちゃんと検査をして報告をしろというのが出ていますから。大同は榛東だけじゃないんです。ほかのところもみんな回っているんです。

それで、そこでフッ素の溶出量が、溶け出している溶出量です。これ0.8ミリのところが1.5ミリグラム出たという報告をしたんだけど、村の担当者が受け取ってくれなかったんだと、これは大同としては困るんだと、私どもは隠していたんじゃないやありませんとちゃんと言ったんですと、これを言いに来たんです、大同は。これを見ると。

こういうふうにあるんですけれども、この報告、議事録で言った大同のこの報告は間違いないんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） はい、全く間違いはございません。担当者については、その報告を受けて、そのときの証拠書類もみんなありますけれども、2段書きの表であって、1段のほうは内容について、それについては逆にスラグが検出されないと、しかし、下のほうには、これについては、この箇所については少なくとも何倍かのものが入っているということをそれを持ってきたわけです。その担当者は逆にこれは受け取れないということで、容量が入っていないほうだけ受け取るということでやったそうでございます。

これについても、ちょっと時間がないんで悪いんですけれども、大同特殊鋼は榛名カントリーについて、時系列にちょっと申し上げますけれども、26年9月議会で、ここにおります小山議員の一般質問において鉄鋼スラグの使用について質問があって、その中でスラグ碎石は使用されていない回答を村のほうはやっております。しかし、そのときはもう出ているわけです。27年1月になって大同からスラグ碎石使用の情報を受けて、大同とともに路盤材の環境調査を行いました。

その結果、容量試験においてフッ素の値が環境基準を超えたというものが出てきました。担当室長は試験報告書を確認すると、大同に対して報告書類を2つに分けて提出するよう指示をしました。こ

れははっきり私のほうからいくと、もうこれは改ざん、隠蔽に値すると私は思っております。

また、27年の6月になって、群馬県の大同特殊鋼調査結果に基づく納入情報から村内のスラグ碎石の使用についての情報提供がありました。書類等では室長から村の報告書等は一切確認できなかったというところがございますけれども、同じ11月27日に大同特殊鋼担当者が事実確認の聞き取りを行い、当時の担当室長による書類の改ざん、隠蔽があったことを確認したところでございます。

また、12月9日には全員協議会において、私から当時の担当室長による書類の改ざん、隠蔽について議会に報告をさせてもらったところでございます。これは、そのときの聞いていた議員さんも私のほうからの報告を全て時系列に説明しましたので、分かっていることだということだと思っております。

私とすると、このような行為というのは住民の信頼を著しく裏切る行為であり、誠に遺憾だということに私は思っております。

当時の担当室長は、検査結果改ざんの指示をしたということは大変大きな問題であると、決して許される問題じゃないと私は思っております。村民に対する背信行為と言ってもいいんじゃないかな。

これは、大同特殊鋼のほうで全てこれが出ておりますので、その時系列的にも、担当あるいはその後については、一番初めは27年1月8日の日に大同特殊鋼が来たんですけれども、そのときは村として副村長とか、あるいは担当、建設課長、上下水道課長が担当しました。27日になって、それ27日から28、29、2月10日ということで、その結果等を持ってきたんですけれども、これらについては全て担当室長が一人で対応をしている、これらを我々のほうも確認しておるところでございまして、これらについて本当に私どものほうも怒りと村民の健康とかそういうものをどう思っているんだと。

そして、その内容については、水は吉岡町で使っているのがほとんどでございます。それでもいいんかということをおしは言いたいところでございます。

以上が時系列の問題です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 真塩村長は5月に就任して、その担当者という人からその報告は受けたんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） その報告等を受けるべく内容的にはやったんですけれども……、ちょっといいですか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後3時53分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 担当者からはフッ素の基準値を超えているというような話はございません。

しかし、その後において、いろいろな面で調査をすべく我々もやったんですけども、そのときも本人はもちろん、そのほか2名村民が来て、その事情聴取をすべく、そのことを、完全に我々は、無視というのか、大きい声とか張り上げていろいろやられました。それで、私のほうからもそのことについては、もうやれる状態じゃないということでその事情聴取を中止するというんですか、そういう宣言をして、そのようなこともやられました。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） ちょっと前に戻るんですけども、大同の報告というのを12月議会でやっているんですけども、大同の報告というのはちゃんとした文書とかそういうふうに残っているんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 大同からの報告については、大同自身がこのようなものを担当のほうに持ってきました。しかし、それは受け取れないで下の半分だけ、上の半分か、だけを出せと言われて、もうその溶出量は出ないものを改めて出させられたということで、それについてはこういうものをいつ言った、誰に出して、そのときに拒否されて、その後拒否されたものを1枚1枚に変えて、また出したということがこれは確認を取っております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 大同が、この報告読むと副工場長以下が来て、そして、これ見ると署名押印をしているというのがあるわけです。これ大同はこれは引かないと思います。これは大同の大事な仕事ですから、うちはちゃんと言ったんだと、これはもう引かないということだと思います。

これについて、12月議会でこれを言うわけです。そうすると、そこでも議員はいろんな意見を言うわけです。ある議員はこうに言って、ここにはもういないです。これは15期の議員だから、私たちの1つ前の議員ですから、ある議員はこうに言っているんです。

今、村長の報告からいくと、少なくとも村側は今年の2月6日、3日、ちょっとこれなんですけれども、2月の最初にこういう速報が出ているんですけども、総含有量が2倍から約2.8倍くらいの基準値を超えていた数値が報告されているので、これちょっと第二の報告が2.2というのがあるから、それとちょっと混同しているのかもしれないんですけども、続けますと、村はこういったことを知

っていながら3月の定例会や全協の場で事実を報告していませんでしたが、なぜこれが報告されていなかったのかと、これ1月の話ですから、3月議会も6月議会もないわけです。9月もなく、それで12月で出るわけですから。また、これが事実だとすれば、議会軽視とともに住民に対する重大な背信行為でもあり、村にとっても重大な問題であるわけなんですけれども。ここに書いてあるとおりに言うと、また、一職員が行った不正な行為でもあり、隠蔽工作であったと言っても過言ではないと思うんですけれどもとまだ続くんですけれども、こういう意見が出るのは私はもう当然だと思います。

私もそこにいれば、こういうふうにしたと思います。これが事実だとすれば、やっぱりこれは重大な村民に対する背信行為だと思います。これは村の執行がやったんです、これ。これはやっぱり榛東村民に対する重大な背信行為です。これは村民の健康だとか安全を守るという立場に反して、そして、これは榛東村民だけじゃないです。先ほども出ましたけれども、吉岡の水源にもなっているところなんです。そういうところの村民や町民の健康をないがしろにしているんです。

また、大同や佐藤の違法行為を隠して助けた。

それから、榛名カントリー跡地の開発にも障害を残したと思います。

それから、先ほどの前橋地裁の判決じゃありませんけれども、跡地の風評や価値を落としたとあるんです。

それから最後に、一番大きいのは、これをソーラーパークに佐藤建設工業に入れて、そこに産業廃棄物が入っちゃって、それで大同が、毒素がフッ素が基準値を超えて入っていましたと言ってきたところで、これ自分たちの失態を隠蔽したということなんです。自分たちがやってきたことを隠したんです。これを村民に隠した。地方自治法にもこれは執行機関の義務というので、もうはっきり書いてあるわけです。これは138条の2条だけれども、普通地方公共団体の執行機関は、途中略して、当該普通地方公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負うということなんです。

ですから、このとき大同からその結果を受けた者は、すぐこれを村民に知らせなければならなかったんです。こういう危険なものがあそこにはあるんだと聞いたんだから。恐らくですけれども、その人は分かったから受け取らなかったんです。分かってなければ受け取っちゃうんです。向こうがはいって持ってくれば、はいって受け取るんです。分かった、これはまずいと、ここはこの数値を出されちゃったらまずいと分かったから受け取らなかったんです。佐藤建設工業と同じ悪質と言われてもやむを得ない面があります。

私は、こういうのが事実だとすれば、これはもう5年前ですけれども、こんなことはもう二度と起こしてはならないんだというふうに思います。

これだって、本当に吉岡のこの前町議会が来て、吉岡は水源、ウツボ沢の船尾滝の水源のソーラーパーク跡地、あそこを早く危険なスラグは取ってくれと言っているわけですから、こういう話を吉岡の執行や町議が聞いたらどう思うか、私自身もこういうのは大同が隠していたと思っていたんです。

そうしたらとんでもない、榛東村の職員が隠していたんです、これは。こういう重大な情報を村民に隠していたんです。これを知ったらすぐ言わなければならない義務があったわけ。こういうことがあったわけです。

こういうことを二度と起こさないというためには、やっぱり住民本位の視点に立った村政運営の執行というのを村長にもしっかりやっていただきたいというふうに思います。何といたってこのときに、そういう状況を許した体質があったんじゃないかと思うんです。それは私には分かりませんが、そういう条件というんですか、そんな黙っていたって分からないと、そんな黙っていたって、隠しちゃっておけるんだと、そういうのを村の執行が思ってやったわけですから、こういうのを戒めにして今後の職員の教育というのをしっかりやってほしいというふうに思います。

憲法の15条の2項には、全ての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないとあるわけです。これは地方公務員法のそれは言っているし、そういう立場で村政を運営していくということですかね。

それから、全体の奉仕者ということですから、ちょっと一言言わせてもらおうと、これは低所得者も含めて全住民ということですよ。税の滞納している人なんかもありますけれども、そういう人にも生活再建を含めて、そして滞納がなくなるようにしていくと、そういう低所得の人も含めて全体の奉仕者であるというふうにしっかりと教育をしてほしいと思います。

この状態、村のこのときの対応、それから今後どうに生かしていくか、これ村長の意見をお伺いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員のおっしゃるとおり、これからも、これからというのか、あつてはならないことだと思います。

さらに、先ほどのことを付け加えさせてもらえば、その当時、大同特殊鋼が持ってきたことが、逆にその人のところで私は滞ってしまったと、そのときの首長に対して、それは報告しなかったと。その首長は議会においても、この中にはスラグが入っていないということをずっと言い切ってきてありますから、本当に私はそれは知らなかったんじゃないかな、知らなかったからいいという問題じゃないんですけれども、私はそういうような思いもいたしました。

また、係る事態を再び起こさないような、引き起こしたようなそういう職員は、今現在はいないというように考えております。そういう職員はいないというように考えています。各所属長に対して法令に沿った、のっとり適切な事務処理の励行について訓示をしているところでございます。

この件に限らず、省庁や他の地方公共団体における不適切事案が報道された際には、他山の石とすることなく、それぞれの所属で改めて法令にのっとり事務処理をするように指示をずっとしているところでございます。

行政事務を適切に執行するためには、そういうことがあった場合には、賞罰、そういう信賞必罰で臨んで、職務上の義務違反については訓告や懲戒処分を行っていきながら、今後も引き続き公務員としての自覚を、責任を強く求めてまいりたいというふうに思います。

何といっても、私は何回言わせてもらっても、これをやったこと自体が、もうそれを自分がやっていないといったって、これはもう証明されておりますし、さらにはいろいろな書類がなくなりました。段ボールで持ち出されました。これについては、後々その段ボールがはっきりと榛名カントリー跡地のところから見つかりました。これは今後のいろいろなところで、それは我々も出していくということで今やっておりますけれども、そんなことやっていいんですか、だけれども。私は本当にかっかしていますけれども、本当にだけれどもこれがいいこと、悪いことに決まっていますよ。そんなことのないように、これからも注意しながらやっていきます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 細かくいろいろ言ってもらえたので、村の対応、これからの対応は村に任せますけれども、スラグを撤去して、そして本当にまた榛東村のいいところを出していくというところ、それから、今後こういうことを起こさずにいくということ、いろいろ戒めにして、そして進んでいってもらいたい、また、私たちがいきたいというふうに思います。

今日は4分前で終わりましたので、これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 以上で7番川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時11分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第90号 榛東村立榛東中学校講堂・多目的室特定天井等改修工事請負契約の締結について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、議案第90号 榛東村立榛東中学校講堂・多目的室特定天井等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第90号でございます。榛東村立榛東中学校講堂・多目的室特定天井等改修工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めるものでございます。

工事の名称でございますが、先ほど申し上げたとおり榛東村立榛東中学校講堂・多目的室特定天井等改修工事。

契約金額は、9,328万円。

契約の相手方は、前橋市に所在します佐田建設株式会社代表取締役社長、土屋三幸でございます。

議案参考資料1ページをご覧ください。

工事の概要でございます。

特定天井改修工事、施工面積1,452平方メートル。LED照明更新工事、138機。空調ダクト設備改修工事・仮設工事、一式でございます。

工期につきましては、来年、令和3年2月26日までということでございます。

今回、追加上程をさせていただいて、初日にご審議いただくということで大変申し訳ございませんが、工期確保のために本日の日程に議会運営委員会において追加をしていただいたものでございます。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第90号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第90号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第90号 榛東村立榛東中学校講堂・多目的室特定天井等改修工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で本日予定されていた日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時14分散会

令和 2 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

9 月 2 日 (水)

令和2年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

令和2年9月2日（水曜日）

議事日程 第2号

令和2年9月2日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告について
- 日程第 2 議案第66号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第74号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第76号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第13 報告第 3号 令和元年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第14 報告第 4号 令和元年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第15 報告第 5号 債権の放棄について
- 日程第16 議案第78号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第82号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第83号 村道の路線の廃止について
- 日程第22 議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について

- 日程第 2 3 議案第 8 5 号 令和 2 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 議案第 8 6 号 令和 2 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 8 7 号 令和 2 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 8 8 号 令和 2 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 7 議案第 8 9 号 令和 2 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 8 陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	中島由美子君	2番	小板橋尚君
3番	生方勇二君	4番	善養寺孝君
5番	蜂巣實君	6番	村上慎一君
7番	川田敏彦君	8番	小野関治義君
9番	清水健一君	10番	小山久利君
11番	山口宗一君	12番	岸昭勝君
14番	南千晴君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	清村昌一君	企画財政課長	早川弘行君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	山口誠一君
建設課長	久保田邦夫君	上下水道課長	狩野宏記君
会計課長	浅見英一君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 会長	井口克三君	代表監査委員	岩崎唯雄君

事務局職員出席者

事務局 局長	飯塚邦守	書 記	志岐英代
--------	------	-----	------

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の会議は議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第1、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

〔議会事務局長 飯塚邦守君発言〕

○議会事務局長（飯塚邦守君） お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

早坂議員の辞職に伴い、9月1日開催の議会運営委員会において副委員長を互選し、別紙のとおり選任されましたので報告いたします。

以上です。



◎日程第2 議案第66号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第66号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅見会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） おはようございます。

それでは、一般会計決算についてご説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第66号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは、決算書3ページをお開きください。

令和元年度榛東村会計決算総括表です。一般会計についてご説明いたします。

初めに歳入です。

予算額60億5,253万8,000円に対し決算額58億8,052万3,561円。予算額に対する決算額の比較増減1

億7,201万4,439円の減、予算額に対する決算額の率97.16%。

次に歳出になります。

予算額60億5,253万8,000円に対し決算額55億7,961万9,608円。予算額に対する決算額の比較増減、4億7,291万8,392円の減。予算額に対する決算額の比率92.19%。

次に、歳入歳出差引額は3億90万3,953円です。

続きまして、決算書5ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書です。

1、歳入総額58億8,052万3,561円、2、歳出総額55億7,961万9,608円、3、歳入歳出差引額3億90万3,953円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中(2)繰越明許費繰越額4,736万円、計、同額でございます。5、実質収支額2億5,354万3,953円、次の6については該当がございません。

引き続き、6ページ、7ページをご覧ください。

こちらからは一般会計歳入歳出決算の歳入です。

款の合計につきまして、7ページの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外で数値のある箇所を朗読させていただきます、説明とさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較は、比較と略させていただきます。

それでは、1款村税、調定額16億3,838万581円、収入済額15億8,990万5,846円、不納欠損額1,424万663円、収入未済額3,423万4,072円、比較2,251万2,846円。

2款地方譲与税、調定額8,000万7,008円、収入済額、同額です。比較24万1,008円。

3款利子割交付金、調定額145万5,000円、収入済額、同額です。比較4万5,000円の減ということ
です。

4款配当割交付金、調定額717万1,000円、収入済額、同額です。比較217万1,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、調定額430万3,000円、収入済額、同額です。比較30万3,000円。

6款地方消費税交付金、調定額2億4,184万1,000円、収入済額、同額です。比較1,684万1,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,007万760円、収入済額、同額です。比較107万760円。

8款自動車所得税交付金、調定額1,215万5,083円、収入済額、同額です。比較15万5,083円。

9款環境性能割交付金、調定額357万円、収入済額、同額です。比較57万円。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額7,365万3,000円、収入済額、同額です。比較3,000円です。

11款地方特例交付金、調定額4,320万円、収入済額、同額です。比較492万9,000円。

12款地方交付税、調定額13億4,177万7,000円、収入済額、同額です。比較528万2,000円。

13款交通安全対策特別交付金、調定額178万7,000円、収入済額、同額です。比較1万3,000円の減。

14款分担金及び負担金、調定額4,278万9,754円、収入済額3,317万1,567円、収入未済額961万8,187

円、比較77万3,567円。

続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。

15款使用料及び手数料、調定額5,292万150円、収入済額3,208万1,361円、収入未済額2,083万8,789円、比較78万361円。

16款国庫支出金、調定額7億2,463万2,242円、収入済額、同額です。比較166万6,758円の減。

17款県支出金、調定額4億5,875万7,794円、収入済額、同額です。比較34万1,794円。

18款財産収入、調定額4,171万6,455円、収入済額2,953万6,606円、不納欠損額1,217万9,849円、比較28万3,394円の減。

19款寄附金、調定額4億2,149万5,716円、収入済額、同額です。比較2,950万5,284円の減。

20款繰入金、調定額3億3,740万3,945円、収入済額、同額です。比較1億3,754万1,055円の減。

21款繰越金、調定額1億8,889万7,208円、収入済額、同額です。比較208円。

22款諸収入、調定額7,438万1,425円、収入済額7,105万1,425円、収入未済額333万円、比較189万6,425円。

23款村債、調定額1億7,260万円、収入済額、同額です。比較6,083万1,000円の減。

歳入合計といたしまして、予算現額60億5,253万8,000円、調定額59億7,496万5,121円、収入済額58億8,052万3,561円、不納欠損額2,642万512円、収入未済額6,802万1,048円、比較1億7,201万4,439円の減ということでございます。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

ここからは歳出の説明とさせていただきます。

支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外で数値のある箇所を朗読し、説明とさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額の比較は、比較と略させていただきます。各款の合計を朗読し、説明とさせていただきます。

1款議会費、支出済額8,528万1,916円、不用額335万8,084円、比較、同額です。

2款総務費、支出済額9億388万7,057円、不用額9,212万9,943円、比較、同額です。

3款民生費、支出済額20億3,235万96円、不用額9,084万6,904円、比較、同額です。

4款衛生費、支出済額3億452万6,518円、不用額1,696万4,482円、比較、同額です。

5款労働費、支出済額545万6,966円、不用額3万2,034円、比較、同額です。

6款農林水産業費、支出済額3億8,281万5,546円、不用額2,602万4,454円、比較、同額です。

7款商工費、支出済額1,234万7,195円、不用額194万2,805円、比較、同額です。

8款土木費、支出済額4億6,057万2,818円、翌年度繰越額909万6,000円、不用額3,812万3,182円、比較4,721万9,182円。

9款消防費、支出済額2億9,086万2,743円、不用額705万5,257円、比較、同額です。

10款教育費、支出済額6億7,620万1,826円、翌年度繰越額1億2,935万1,000円、不用額5,351万2,174円、比較1億8,286万3,174円。

続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。

11款災害復旧費、不用額3,000円、比較、同額でございます。

12款公債費、支出済額4億2,531万6,927円、不用額89万3,073円、比較、同額です。

13款諸支出金費、不用額1,000円、比較、同額です。

14款予備費、不用額358万5,000円、比較、同額です。

歳出合計でございます。予算現額60億5,253万8,000円、支出済額55億7,961万9,608円、翌年度繰越額1億3,844万7,000円、不用額3億3,447万1,392円、比較4億7,291万8,392円です。

なお、決算書14ページから197ページまで歳入歳出決算事項別明細書ということで表記させていただいております。

また、198ページから202ページまで、こちらにつきましては財産に関する調書ということで記載させていただいております。

また、203ページにつきましては、地方債ということで記載をさせていただいております。こちらの説明につきましては、時間の都合上省略をさせていただきます。

以上、令和元年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、令和元年度榛東村決算等審査意見書をお開きください。

まず、3ページをお願いします。

審査対象であります。

地方自治法第233条第2項の規定により、榛東村長から審査に付された次の会計に係る令和元年度歳入歳出決算について、同法の定めるところにより審査を実施した。令和元年度榛東村一般会計、同じく国民健康保険特別会計、同じく後期高齢者医療特別会計、同じく介護保険特別会計、同じく住宅新築資金等貸付特別会計、同じく公共下水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく学校給食事業特別会計、同じく太陽光発電事業特別会計。以上でございます。

審査の期間でございますが、令和2年7月16日から以下の6日間行いました。

審査の方法であります。村長から審査に付された各会計に係る歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて、関係職員から直接説明

を受けるとともに聞き取りをし、審査を行いました。

また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果についても本審査の参考といたしました。

審査の結果であります。

村長から審査に付された各会計に係る歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類を照合した結果、誤りでないことを確認いたしました。予算の執行及び関連する事務は、農業集落排水事業特別会計において、翌年度繰越財源に係る事務処理の誤りにより赤字決算となっている。その他の会計については適正に行われているものと認められました。

次に、一般会計で申し上げます。

一般会計決算額は、歳入は58億8,000万円、歳出55億7,900万円、形式収支で3億円、実質収支が2億5,300万円、単年度収支は1億400万円、各黒字でございます。

決算収支の状況は下記の表のとおりでございます。

次に歳入でございますが、最終予算に対する収入率は97.16%、調定に対する収入率は98.42%となっております。また、不納欠損額は2億6,000万円、収入未済額は6,800万円でございます。前年と比較しますと、収入済額で3億5,200万円、不納欠損が1,600万円それぞれ増加、収入未済額は2,900万円減少しております。

款別の決算状況は以下の表のとおりでございます。この中で大きなものを幾つか説明します。

まず、村税でございます。

収入済額は15億8,900万円、最終予算に対する収入率は101.44%、調定に対する収入率は97.04%でございます。

税目別に見ますと、住民税が700万円、固定資産税が2,800万円、軽自動車税が100万円、村たばこ税が200万円、それぞれ増加している状況でございます。

次に、収入未済額は3,400万円で、前年度に比較して1,800万円減少しております。不納欠損は1,400万円、前年度と比較して300万円増加しております。

税目別の決算状況は表のとおりでございます。

次に、次のページのオの使用料及び手数料について申し上げます。

収入済額は3,200万円で、前年度と比較して300万円減少しております。収入未済額は2,000万円で、前年度と比較して100万円増加しております。

次に、ケの寄附金を見てください。

収入済額は4億2,100万円、前年度と比較して2億円増加しております。

次に村債でございますが、収入済額は1億7,200万円、前年と比較して2,100万円の減少でございます。

次に、歳入の過大・過小について申し上げます。

最終予算と収入済額に500万円以上の差が生じている科目について審査を行いました。額の確定は年度末ということで、補正予算に計上することは困難と認められる事案がほとんどでございますが、年度中の予算の執行状況の管理によって、過大、過小が縮小できると思われる案件も見られたことから、予算管理の精度を高めるよう努めていただきたいと思います。

次に、収入未済・滞納整理についてでございます。

滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況について審査を実施しました。いずれの科目についても滞納整理の実施、関連帳票の管理が適切に行われているものと確認した。

収入未済額は6,800万円、前年と比較して2,900万円減少しております。

村税については、税務課による効果的かつ効率を追求した滞納整理を継続し、また相続財産管理人を選任というような新たな収納対策に取り組んでいる。これらの結果、収入未済が減少、収納率が向上すると、毎年大きな成果を上げております。大いに評価するものであります。

収入未済額については、全体的に解消への取組が進められ、その全体額は近年大幅に減少しております。取組の成果が表れてきておりますが、徴収体制、収納対策等を常に考慮しながら、財政の健全化を進めていただきたいと思います。

次のページでございます。

収入未済の状況について見ていただけると、大部分は前年三角でございますが、下のほうの住宅使用料、これは突出して増加しているという状況でございます。

次に、歳出について申し上げます。

支出済額は55億7,900万円、執行率は92.19%、翌年度繰越額は1億3,800万円、不用額は3億3,400万円となっております。前年と比較いたしますと、支出済額は2億4,000万円、不用額は9,900万円それぞれ増加している状況でございます。

款別の歳出決算状況は以下の表のとおりでございます。

この中で大きなものを2つ申し上げます。

まず、総務費でございます。

支出済額は9億300万円、前年と比較して1億7,000万円増加でございます。総務費の項別の決算状況は以下のとおりでございます。このうち支出済額が大きい総務管理費を目別で見ますと、財政管理費が4,500万円、企画費が9,100万円、コミュニティー供用施設費が1,800万円増加している状況です。

総務管理費のうち、目別の決算状況は表のとおりでございます。

次に、民生費でございます。

支出済額は20億3,200万円、前年と比較して1億500万円増加でございます。項別に見ますと、前年と比較すると社会福祉費が2,900万円、児童福祉費が7,600万円、それぞれ増加しております。社会福祉費、それから児童福祉費の目別決算状況は次ページの表のとおりでございます。参考していただ

ればと思います。

それから、16ページに飛んでいただきまして、クの土木費でございます。

土木費は4億6,000万円、前年と比較して7,900万円の減少でございます。道路橋りょう費が9,300万円、河川費が400万円減少、都市計画費が1,700万円増加している状況でございます。

次に、高額の不用額について申し上げます。

事務事業の節単位で250万円以上の不用額が生じているものについて審査を実施いたしました。不用額が生じた理由は、額の確定が年度末ということで安全値を考慮したものというのがほとんどであります。予算の補正により減額可能と思われる事案も見受けられました。予算管理に注意し、より有効に予算を執行していただきたいと思っております。

次に、抽出審査でございます。

消費的事業は以下のとおり実施いたしました。投資的事業についても以下のとおり実施いたしました。投資的事業については、現地踏査を実行しております。

次に、交際費でございます。

議長、村長、教育長及び農業委員会長の交際費の執行状況について審査を実施したところ、いずれについても適正に管理、執行されていることが認められます。状況は表のとおりでございます。

次に、53ページにお進みください。よろしいですか。

公有財産の状況でございます。

土地は700平米、それから建物は17平米増加しております。明細は表のとおりでございます。物件はしんとう温泉の源泉権でございます。有価証券は前年と変わりません。

それから、出資、出捐その他全部で1億1,700万円ございますが、当年度は前年と増減がございません。

物品についてであります。介護保険特別会計において車両1台が増加しております。

その他については増減がございません。

次に、基金の状況でございます。

当年度における全会計の基金残高は53億700万円、前年と比較して1億3,000万円減少しております。明細は表のとおりでございますが、一般会計にある森林経営管理基金124万4,000円、これは令和元年度から始まった森林環境譲与税の分配金であります。

次に、村債の状況について申し上げます。

当年度における全会計における村債は60億2,400万円、前年と比較して3億5,800万円減少しております。各会計による村債の状況は以下のとおりでございます。この表を見ていただくと分かると思うのですが、公共下水とそれから農集です、これで37億円。6割は下水関係で占められているという状況でございます。

次に、財政分析を行いました。これは普通会計で行うものでございまして、普通会計とは当村にお

いては一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計、学校給食事業特別会計の合計から繰入、繰出等を控除したものが普通会計でございます。普通会計の決算額は、歳入が59億4,800万円、歳出56億4,600万円、形式収支で3億100万円、実質収支で2億5,400万円、単年度収支は1億500万円の黒字となっております。

歳入の構成は、一般財源と特定財源の構成比は75.39対24.61、前年と比較して一般財源が3億7,700万円増加、特定財源が3,100万円減少しているという状況でございます。

歳出の構成については、義務的経費が前年と比較して1,700万円増加、投資的経費は1億700万円減少、その他経費で前年と比較して3億2,300万円増加している状況でございます。

次に、主要財政指標について申し上げます。財政力指数は0.56%で、前年度と増減がございません。経常収支比率は91.8%で、前年と比較して2.4ポイント減少しております。依然として財政状況は硬直した状況と言えますが、3年連続で数値が減少していることから改善の傾向にあると考えられます。

実質公債費率は10%で、前年と増減はございません。

なお、財政力指数は1になれば普通交付税の交付がなくなるということです。経常収支比率は、町村においては75%程度が妥当とされるというふう伺います。実質公債費率は18%以上になると起債の許可が必要ということでございます。

では、審査意見を申し上げます。

令和元年度における一般会計及び特別会計を合わせた総計決算額は、歳入で94億1,200万円、歳出90億5,900万円、形式収支で3億5,200万円、実質収支で3億300万円。単年度収支で1億3,000万円、おのおの黒字でございます。

歳入を見ますと、一般会計における歳入決算額の27.04%を占める村税の収入額は15億8,900万円、収入率は97.04%、前年と比較して0.93ポイント上昇しております。収入未済額は過去10年間にわたって減少、収入率は平成26年度以降上昇を続けている。毎年度、効果的な徴収対策、新たな取組を実践して前年度を上回る実績を達成しているということは、大いに評価するものでございます。

全ての収入未済額について、債権管理の徹底はもとより、現在の収納の取組を点検して収入未済額の解消及び歳入の確保に努めていただきたい。また、各事案について、榛東村債権管理条例に基づく処理などを検討して、適切な対応をしていただきたい。

次に、歳出を見ますと、一般会計が55億7,900万円、特別会計で34億7,900万円でございます。前年と比較して一般会計において2億4,000万円の増加、特別会計においては9,500万円減少しております。

次に、不用額について申し上げます。

一般会計で3億3,400万円、特別会計で1億7,200万円、合わせると5億600万円。前年と比較して1億800万円増加しております。

抽出による事案審査の結果、不用額を計上した理由はやむを得ないと認められますが、限られた財源により有効かつ効果的な活用をするために、さらに精度の高い予算編成と計画的な予算執行に努め

られるとともに、不用額が明らかになった場合は速やかに補正措置を行うなど、適切に予算管理をしていただきたいと思います。財政指標を見ると財政力指数は0.56、経常収支比率は91.8%、実質公債費比率が10.0%となっておりますが、公債費比率の10%というのは近年の臨財債の借入れについて借入れ率を低く設定し、支払利子総額を抑制するために、償還期間をこれまでと比べて短く設定している影響から、単年度の償還額が増加していることに起因していると考えられます。また、公営企業債の償還財源を充当する一般会計繰出金も年々増加している。今後も村債の償還は続くことから、指標の推移に十分注意して健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

農業集落排水事業特別会計において、翌年度繰越財源に係る事務処理の誤りから赤字決算となっておりますが、職員の認識不足、また確認不足によるもので、経営状態の悪化を示すものではないとはいえ、単なる誤りと看過することはできません。事務の執行に当たっては関係法令や制度を当然熟知の上、細心の注意を払って再発の防止に努めていただきたいと思います。

ここまで見た決算状況、財政状況等を勘案すると、当年度において適切に財政運営がなされ、財政状況は健全に維持されている。しかし、過去5年間の財政指標を比較してみると、前年度と同様に決して楽観視できる状況でないことを示しています。限られた財源の中で既存資源の活用を図りながら、職員一人一人が常にコスト意識をもって創意工夫に励み、より効果的でより効率的な執行に取り組んでいただきたい。

最後となりますが、社会情勢や経済情勢を敏感に感じ取り、その変化を的確に把握しながら、第6次榛東村総合計画が示す村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を実現するため、村民の満足度が高まる施策を数多く展開されることを期待して、審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、対象は一般会計のみでございます。また、質疑は1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

岩崎監査役には大変ご苦労いただきまして、ありがとうございました。改めてお礼申し上げます。

質問の内容は、冒頭会計課長からお話があった件で、基本的なことなのですが、6ページ、7ページから9ページにかけての中の、まず款で14款の分担金及び負担金、それから次のページの15款の使用料及び手数料、それからもう1件が18款の財産収入。これの予算現額と調定額の差が大きく出ているというのですか。この理由をちょっとお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前9時48分休憩

午前9時49分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ご質問のありました14款の分担金及び負担金、それから15款の使用料及び手数料、それから18款の財産収入、それらにつきまして予算現額と調定額、この差につきましては、その3つの款におきましては、ちょっと多めの収入未済というかが、平成30年度から令和元年度についてありました。収入未済につきましては、予算を立てるときに入ってくる見込みである額を予算には上げますが、調定額につきましては収入未済額をそのまま載せますので、実際の未収額と入ってくる見込み、これの差でこの予算現額と調定額の差ができていますところでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに。

11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 私もまだ勉強が足りないので企画課長の説明が十分理解できないのですが、例えば14款の分担金及び負担金、これに関しての収入未済額がそっくり児童保育費の負担金がここに載っているのですが、この額というのは予算現額を作るときには考慮されなかったのかどうか、その辺はどうなのですか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） すみません、お尋ねの款のところは資料がないもので、私のところで所管しています18款の財産収入、これを例にしてちょっと説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧くださいまして、ほぼ真ん中、18款財産収入の欄がございます。ここで見ていただきますと、結果なのですが、不納欠損額というところで1,200万円が載っております。これは今回報告事項で出させてもらっているのですが、昨年以前からの収入未済でございます。この1,200万円を予算編成する際には、入ってくる見込みがないということで、取りあえず名目だけの1,000円だけしか予算のときには立てさせていただいておりません。ただ、調定、これにおきましては、調定書類におきましては未収額1,217万9,000円、これを調定額のほうには載せてあります。そういうときの差でございます。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） それでは、1問目でございますが。

ふるさと納税の収入未済が2,900万円と。委託料の歳出不用額が4,100万円ということがございます。この監査というのは関係法令に基づいて準拠して監査されているというお話がございましたが、ふるさと納税につきましては、寄附者の意向を酌んでその使い道を決められるというメリットがあるという総務省の通達等がございます。そのようなふるさと納税制度の的確な運用が本村でなされていないために、納税者の寄附意識が減ってきたのではないかと思いますので、監査委員におかれまして関係法令についてどのようにふるさと納税の歳出、歳入未済ということでしょうか、2,900万円起こったかということをお尋ねしたいと思います。1点目です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時54分休憩

午前9時57分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、中島議員よりご質問ありました監査報告資料、監査意見書の8ページをご覧ください。

中ほどに②歳入過大・過小という表記の下段にございます表示の中、19款一般寄附金ふるさと納税過大・過小額ということで、2,950万4,284円の減という記載がございます。この内容につきましては、歳入を見込んでおります決算書42、43ページをご覧ください。

42、43ページ、19款寄附金、下段のところになります。節で1節一般寄附金、予算現額が4億5,100万1,000円となっております。歳入調定につきましては、4億2,149万5,716円ということがございます。歳入予算額、現額を作成する際には、当初予定させていただいておりました予算に対し、寄附者が増加傾向にございましたので、寄附を増える見込みということで補正を一度組ませていただきました。その後、年を明けまして災害であるとかコロナウイルスの関係で、若干寄附者の納税、寄附金の金額も含めて減ずる傾向となっております。そのため、12月の補正を組んだ際には増加するであろうということで現予算額を増やさせていただきましたが、その後寄附者が減っていったという結果がございます。また、寄附者が増えた場合には当然返礼品が増加となりますので、その部分について歳出についても12月に予算を増額補正させていただきましたが、結果として1月以降の寄附者が少なかったため、返礼品等に係る費用も減ったので、歳出に係る不用額も結果として金額が大きなものになったということがございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 総括質疑ですから、次は2問目でよろしいですか。2回目になるのでしょうか。2回目。1回3問ということですね。

それでは、続いて基金のページを見ていただきたいと思うのですが。

○議長（南 千晴君） ページ数を言ってください。

○1番（中島由美子君） 56ページです。

○議長（南 千晴君） 監査意見書でいいですか。

○1番（中島由美子君） はい、監査意見書です。

監査意見書の56ページ、農業用水維持管理基金、元年度末ということで12億4,791万6,550円となっております。比較のところ8,344万5,581円の減と記載がされているわけですが、総括の中の2問目の1点目です。この農業用水維持管理基金というのは、関係法令に準拠しているということですが、基金の原資は農業用水渇水補償契約により東日本旅客鉄道株式会社から支払われる補償金を原資としていると。基金の額は24億円とあります。

1問目です。この基金の額は24億円とあるのですが、現在元年度末12億4,791万6,550円ということは約半額、半金になってしまっているのですが、これについて監査委員はどのような見解をされているか。関係法令に準拠しているということで、ここについてのご発言がなかったので、1問目としてお尋ねします。

そして、基金条例、皆様のお手元、議員の引き出しに入っていると思いますけれども、第4条で村長は基金の設置の目的に応じ、基金の安全かつ効率的な運用に努めなければならないとありますが、この運用をしているけれどもこのように減少しているのか、運用という形が見受けられるのかどうかということ、監査の中で関係法令に準拠して監査をされているかどうかお尋ねするのが2問目でございます。

3問目です。

3問目は、比較増減が8,344万5,581円となります。来年も約1億円近いお金がかかるのか。来年は運用がされてこれが改善するのか。それとも、逆にもっと減少額が増えてしまうのかという見込み、3点を総括質疑の2回目としてさせていただきます。お願いします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） お尋ねの農業用水維持管理基金ですが、ご指摘ありましたように、まず条例を見てみますと、確かに3条の第1項で基金の額は24億円とあります。ただし、その2項のところに、またはその処分をできると、必要であるときは予算の定めるところにより基金を追加して積立てをし、またはその処分をすることができるというところがありますので、ここ何年間事業に充たせて使わせていただいております。

それから、2点目のご質問の今年度以降の見込みですが、お配りされていると思うのですが、2年度予算書のところにおきましても、繰入金のところでは農業用水維持管理基金の9,300万円ほど取崩し、同じように取り崩す予算となっております。以降もこのようになるかと思えます。

○議長（南 千晴君） 運用がされているか。安定的かつ運用がきちんとされているか。どうぞ。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 追加ですけれども、運用につきましては定期預金を積んでおりまして、こちらの予算書のほうの利子配当のところでは、これまでは予算なので、先ほどもそうなのですが、予算なので120万円ほど利息が積まれる予定です。なお、決算書につきましては43ページで、令和元年度につきましては同じく定期預金に積んでいましたので、その運用利子として142万7,000円ほど利子歳入がございました。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 3回目でございます。

今、聞き違いだったかと思うのですが、9,300万円を使うのに120万円しか収入がないということだと、この法の根拠たる効果的な運用と言えるのかどうかということが疑義あるかと思いますが、そういったものに資するために、今度10ページです、3回目です。

収入未済額の状況ということがございます。土地建物貸付収入、元年度はゼロということでありまして、30年度に1,200万円やっていたと。元年度は全くそういったものをしなかったと。不納欠損等なかったという認識なのでしょうか。それでよろしいでしょうか。土地建物収入の未済額は管理条例に基づき不納欠損処分がなされていると。だからなくなったという考え方ででしょうか。少しここについて先ほどの産業振興課長のように細かく説明をお願いします。

○議長（南 千晴君） 審査意見書の10ページということでよろしいですね。

○1番（中島由美子君） はい、そうです。10ページの土地建物貸付収入、昨年は1,200万円分の不納欠損をしたのかということと、それに合わせて今年はしなかったからゼロなのかというような、ちょっと細かい説明をお願いします。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 18款の財産収入で1,200万円ほどの未収金、30年度にありました収入未済額の今年度についての状況というところでございますが、まず、決算書の43ページを見ていただきたいと思います。そこで、18款の財産収入のところ、不納欠損額1,217万9,849円不納欠損したというふうに決算書にはなっております。それから、同じく監査意見書の、先ほど10ページでご指摘ありましたが、まずその前の9ページを見ていただきますと、下から10センチぐらいのところですか、土地建物貸付収入の未済額は榛東村債権管理条例に基づき不納欠損処分がなされていると監査委員も書いていただいております。それから、今回定例会に上程してあるところの報告第5号で債権の放棄と、これもこの件に関連するものでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 決算書の141ページ。

中ほどに土木費の道路維持管理、これの使用料及び賃借料、これが700万円ほどの不用額ということになっておりますが、使っているものを見ると重機の使用料ということで、48万円ほど使っています。余りが770万円ということで、これはこれだけの不用額が出たということは、除雪費等がなかったというような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 今ご指摘ございました道路維持費の使用料ということで、不用額が771万5,149円ということでございます。議員のおっしゃるとおり、この予算につきましては、除雪等の重機使用料ということで予算建てをしてございまして、今年についてはその使用が少なかったということでこういう決算となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第66号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第66号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定いたしました決算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に清水健一議員、副委員長に小野関治義議員が就任いたしました。

ここで就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、決算審査特別委員会委員長、清水健一議員、よろしくお願いいたします。

9番清水健一議員。

〔決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） 委員長を務めさせていただきます。

決算審査で重要なことは、住民のためにどのような仕事をしたか、その仕事の出来高と出来具合を見ることが主眼であることを十分理解して決算審査を行っていきたいと考えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、副委員長、小野関治義議員、よろしくお願いいたします。

8番小野関治義議員。

〔決算審査特別委員会副委員長 小野関治義君登壇〕

○決算審査特別委員会副委員長（小野関治義君） 副委員長を仰せつかりました小野関ですけれども、委員長の清水議員をしっかりサポートしていきたいと思っております。

どうぞ皆さんよろしくお願い致します。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくお願いいたします。

◇

◎日程第3 議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳

入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書は2ページをお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書205ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額14億8,504万5,145円、2、歳出総額14億5,247万2,091円、3、歳入歳出差引額3,257万3,054円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、206、207ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款国民健康保険税、調定額4億446万2,030円、収入済額3億1,767万124円、不納欠損額2,130万7,954円、収入未済額6,548万3,952円、比較1,197万124円。

2 款一部負担金、比較4,000円の減。

3 款使用料及び手数料、調定額1万2,167円、収入済額、同額でございます。比較1万1,167円。

4 款国庫支出金、調定額231万円、収入済額、同額。比較1,000円の減。

5 款県支出金、調定額10億2,878万9,287円、収入済額、同額。比較1,960万713円の減です。

6 款財産収入、調定額24万8,941円、収入済額、同額でございます。比較1万5,941円。

7 款繰入金、調定額1億1,654万6,825円、収入済額、同額でございます。比較1,609万6,175円の減。

8 款繰越金、調定額74万6,100円、収入済額、同額。比較100円でございます。

9 款諸収入、調定額1,894万1,904円、収入済額1,872万1,701円、収入未済額22万203円、比較173万8,701円。

歳入合計、予算現額15億701万1,000円、調定額15億7,205万7,254円、収入済額14億8,504万5,145円、不納欠損額2,130万7,954円、収入未済額6,570万4,155円、比較2,196万5,855円でございます。

次に、208から209ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額1,019万1,097円、不用額357万7,903円、比較、同額でございます。

2 款保険給付費、支出済額9億9,443万1,700円、不用額1,536万4,300円、比較、同額でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、支出済額4億1,885万1,757円、不用額3,243円、比較、同額でござ

ざいます。

4款財政安定化基金拠出金、不用額1,000円、比較、同額でございます。

5款保健事業費、支出済額1,923万329円、不用額401万2,671円、比較、同額でございます。

6款基金積立金、支出済額99万4,941円、不用額6,059円、比較、同額でございます。

7款諸支出金、支出済額877万2,267円、不用額163万8,733円、比較、同額でございます。

8款予備費、不用額2,993万5,000円、比較、同額でございます。

歳出合計です。

予算現額15億701万1,000円、支出済額14億5,247万2,091円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額5,453万8,909円、比較、同額でございます。

210ページから235ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、236ページは財産に関する調書を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁でございますが、令和元年度国民健康保険特別会計決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、意見書の22ページをお開きください。

まず、特別会計について申し上げます。

決算収支は歳入は35億3,100万円、歳出34億7,900万円。形式収支、実質収支ともに5,000万円。単年度収支は2,500万円の黒字でございます。前年度と比較すると、歳入決算額は6,800万円、歳出決算額で9,500万円、それぞれ減少しております。

決算収支の状況は下記のとおりです。

なお、一般会計からの繰入金は全体で6億5,500万円、昨年度と比較して3,300万円増加しております。繰入金の状況は下の表のとおりでございます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

決算収支は、歳入14億8,500万円、歳出14億5,200万円。形式収支、それから実質収支ともに3,200万円。単年度収支は3,100万円の黒字でございます。

決算収支の状況は表のとおりでございます。

次に、歳入でございます。

収入済額は14億8,500万円、最終予算に対する収入率は98.54%、調定に対する収入率は94.47%となっております。不納欠損額は2,100万円、収入未済額は6,500万円となっております。前年と比較しますと、収入済額が1億2,200万円、収入未済額は3,800万円、それぞれ減少しております。不納欠損

は1,000万円増加して処理されております。

歳入の過大・過少について申し上げたいと思います。

最終予算に対して500万円以上の差がある科目について審査を実施しました。いずれの項についても額の確定が年度末ということで、補正予算に計上することは困難な事案であると認められました。

以上、4件ございました。

収入未済及び滞納整理について申し上げます。

滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況等について審査を実施しました。

滞納整理の実施、関連帳票の管理は適正に行われていることを確認し、前年度と比較すると収入未済額は3,800万円減少しております。

国民健康保険税については、賦課徴収を所管する税務課によって様々な収納対策をあげたり、大いに評価するものでありますけれども、今後とも収入未済の縮減に取り組んでいただきたいと思います。一般被保険者返納金、こういったことについては収入未済額が増加しております。所管する健康保険課において、関連事務の進め方を改めて確認するとともに、今後増加することのないように管理執行に努めて、収入未済額の解消に取り組んでいただきたいと思います。

収入未済額の状況は、以下の表のとおりでございます。

次のページの一番下に、一般被保険者返納金、これだけが対前年増加しているという状況でございます。

次に、歳出でございます。

支出済額は14億5,200万円、執行率は96.38%、不用額は5,400万円。前年と比較しますと、支出済額で1億5,300万円、不用額は2,300万円、それぞれ減少している状況でございます。

款別の歳出決算状況は表のとおりでございます。

高額不用額について申し上げます。

節単位で250万円以上の不用額が生じている件について審査を実施しました。不用額が生じた理由は、各月の医療費等の請求金額が、医療を受けた翌々月ということで安全値を考慮したものということで、予算管理は適切に行われているものと認められました。

次に、抽出検査は特定健康診査等事務費について、抽出によって行いました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） それでは、決算書の207ページをご覧ください。

ここで国民健康保険税の予算現額が3億5,000万円とあります。調定額が4億円と約1億円跳ね上がっているわけですが、予算現額、本来であれば国保税が3億円で済むはずだったのか。それとも、高額所得者が来たので国保税額が跳ね上がったのか。榛東の国保税は高いとかねがね言われておりまして、どのようなからくりがあるのかというようなことも言われておりまして、ここの数字、十分予算現額の3億円という形で国民健康保険税を賦課していただければ、今より1億円分安くなるのかと。そして、なぜかと言いますと、その下の7款の繰入金ですか。他会計の繰入金と基金からの繰入金が、いずれも本年度は予算現額に対してマイナスになっていると、減少している。ということ、不納欠損、収入未済額等もあるでしょうけれども、国保税額、国保税率というものを若干安くしてもできるのか、できないのかという、この表だけを見ますとそのようなことが見受けられると思うのですが、そこについて予算現額を3億円にして、そのまま国保税を約1億円高く賦課したというようなことについてお答えをお願いします。

○議長（南 千晴君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） それでは、最初の質問にお答えします。

予算額に対して調定額が多かったということなのですが、最後の補正予算、3月定例会の積算をするに当たり、1月にその積算を行いました。当初見込んでいた数字を1月に補正をしたわけなのですが、それから出納検査の5月31日までの間に職員が大変頑張ってくれまして、収入額が増額しました。併せて私の数字の見込み違いというのもございました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 職員が頑張ったということで、大変よいことだと思います。

収入は確かにそのように、税務課長のお話のとおりだと思いますが、調定額におきましては、例えば国保の方の新規住宅の方が増えて税額が増えたとか、調定額でございますが国保を賦課したということですから、どのような要因があった、時間的に補正ができなかったということでございますが、その期間においてどのくらいの転入があったのでしょうか。国保の方に対して、1億円も伸びるほどの国保の転入者があったということなのか、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 調定額につきましては、納税義務者の前年度の所得、あと被保険者の所得に応じて計算するものなので、議員がおっしゃるように、後から高額の人が入ったとかといったも

のではなくて、あくまでも納税義務者に対する賦課額が調定額になります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 3 回目になります。

今税務課長が、当然納税義務者に対する賦課額というお話をされましたけれども、ですので、当初よりの納税義務者の調定額が増えたのであれば、補正予算が1月なり3月にできたのではなかろうかということをお尋ねしているのですが、調定額と予算額の差が期間の差だということであると、納税者がその期間から増えたというふうに捉えられるのですが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 予算額につきましては、調定額に対して予算額を立てるものではなくて、収入額に対して予算額を立てるということです。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

7 番川田敏彦議員。

〔7 番 川田敏彦君発言〕

○7 番（川田敏彦君） 決算書の歳出208ページ、209ページなんですけれども、予備費の使い方、使い道というんですか。予備費が2,993万5,000円とあって、今回支出がなくて、そっくりこれが残っているということですか。これはどういうふうに使う予定かと、国の制度が変わって補填するのだとか、国保の都道府県下によってこういうものが予想されるのだとか、それからこういうコロナのことで医療費だとかそういうもの、どういうことでどのくらい予想して、この2,993万5,000円というのが出たのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 予備費につきましては、主に予測できない事態が起きたときに使うということで予算建てをしております。主に保険給付費で高額な方なり医療費が発生したとか、予算内で収まらないところが起きた場合とか、先ほどおっしゃったような今回のコロナのような関係、災害等において予測できないものが起きたりとか、そういったことに対しての予備費としております。

○議長（南 千晴君） 7 番。

〔7 番 川田敏彦君発言〕

○7 番（川田敏彦君） 予備費の件でいろいろ予測できないことというのがあると。そういうことで出されたのですけれども、例えば今の決算委員長が決算を住民本位に使われたかどうかと、非常に

すばらしい挨拶をしてくれたのですけれども、そういうところでどういうふうに使われているかというのをこれから審議していくというわけですけれども、例えば、その予備費の使い方だけではないのですけれども、例えば国保の資格証の人たちだとか、短期保険証の人たち、これは渋川北群馬は6か月短期保険があるのですけれども、榛東は1か月と極端に少ないわけですよ。そういう議論も、国保の審議会だとか庁舎の会議の中でされたのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 資格証の方や短期保険証の方の状況を検討したかということのご質問ということですが、毎年資格審査委員会ということで、短期保険証の方、資格証の方、または通常証であっても滞納が発生した方、そういった方に対してどの保険証を発行するかということでの検討は、その委員会の中で検討しまして、例えば資格証になる見込みの方については、こういうことになるので納税相談にお出かけくださいということの納税相談の通知を個々に発送して、納めていただけるかどうか、そういうことも相談できる場を設けるということで、10月の一斉更新前にそういった委員会を開いて検討は毎年しております。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 先ほどの中島議員への答弁につきまして訂正をさせていただきます。

先ほど収入額に対して予算額を決めるという話をしましたが、収入見込額を参考に予算額を設定しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第67号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第4 議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書は3ページでお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書237ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億3,050万8,356円、2、歳出総額1億3,050万8,356円、3、歳入差引額ゼロ円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、238、239ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額9,686万9,300円、収入済額9,641万4,300円、収入未済額45万5,000円、比較81万700円の減。

2 款繰入金、調定額3,313万2,661円、収入済額、同額でございます。比較136万4,339円の減。

3 款諸収入、調定額96万1,395円、収入済額、同額でございます。比較6万4,605円の減。

予算現額1億3,274万8,000円、調定額1億3,096万3,356円、収入済額1億3,050万8,356円、収入未済額45万5,000円、比較223万9,644円の減でございます。

次に、240ページ、241ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額125万8,252円、不用額33万748円、比較、同額でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億2,920万304円、不用額84万8,696円、比較、同額でございます。

3 款諸支出金、支出済額 4 万9,800円、不用額 6 万200円、比較、同額でございます。

4 款予備費、不用額100万円、比較、同額でございます。

歳出合計、予算現額 1 億3,274万8,000円、支出済額 1 億3,050万8,356円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額223万9,644円、比較、同額でございます。

なお、242ページから249ページにつきましては歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、意見書の29ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計についてご報告申し上げます。

決算収支は、歳入歳出ともに1億3,000万円。形式収支、実質単年度収支、いずれもゼロでございます。

歳入でございますが、収入済額で1億3,000万円、最終予算に対する収入率は98.31%、調定に対する収入率は99.65%となっております。不納欠損額はありません。

収入未済額は44万5,000円でございます。

前年と比較しますと、収入済額が700万円増加、不納欠損は3万6,000円、収入未済額は44万5,000円、それぞれ減少している状況でございます。

収入未済及び滞納整理について申し上げます。

滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況等について審査を実施したところ、滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。賦課業務、それから窓口業務、その他の業務と併せて徴収業務への取組を強化することは難しい現状である中、収入未済額を減少させたということは評価するものでございます。財政の健全化及び負担の公平性の観点から、引き続き収納対策に取組み、収入未済額の縮減を一層進めていただきたいと思います。

歳出でございます。

支出済額は1億3,000万円、執行率は98.31%。不用額は224万円でございます。前年と比較すると、

支出済額が700万円、不用額は4万5,000円、それぞれ増加しております。

款別の歳出決算状況は表のとおりです。

抽出検査でございます。

徴収費について審査を実施いたしました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいま健康保険課長からご説明ありましたが、代表監査委員も大変すばらしいと。収入未済率も2.5%昨年より上がっているということでございますが、この後期高齢者というのは75歳以上ということで、寝たきりの人もいますし、ほとんど表と接触のない方もいらっしゃいます。この方が、例えば未済が続いて保険証が出ないというようなことになると、どなたも助けに行けないという状態なので、後期高齢者が始まったときに、榛東村は県内唯一100%の収納率でございました。この44万5,000円というのは、大体何人分ぐらいなのでしょう。この方たちが毎年変わっているのか、それとも同じような方なのか。その方が医療にかかれないということになりますと、皆に福祉をということにならなくなりますので、監査委員がおっしゃるように引き続き頑張ってくれるということでございますが、何人かということをまず1点目お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 何件というご質問でしたが、ちょっと細かい資料を今手元に用意してございませんので、後ほどということよろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

そういった形で常に何人が保険料を払っていないかということを中心において、事務を進めていただければと思います。後ほど教えていただければ結構です。よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第68号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書は4ページをお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書251ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額11億5,738万229円、2、歳出総額11億3,934万6,115円、3、歳入歳出差引額1,803万4,114円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、252、253ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款保険料、調定額 2 億7,951万8,773円、収入済額 2 億7,409万1,152円、不納欠損額146万820円、収入未済額396万6,801円、比較183万7,152円。

2 款国庫支出金、調定額 2 億3,307万94円、収入済額、同額でございます。比較1,674万6,906円の減。

3 款支払基金交付金、調定額 2 億9,439万1,428円、収入済額、同額でございます。比較1,666万4,572円の減です。

4 款県支出金、調定額 1 億5,925万4,867円、収入済額、同額でございます。比較1,352万8,133円の減。

5 款介護予防支援費、調定額736万5,180円、収入済額、同額でございます。比較83万6,820円の減です。

6 款財産収入、調定額 4 万3,620円、収入済額、同額です。比較 1 万6,380円の減。

7 款繰入金、調定額 1 億6,558万5,540円、収入済額、同額です。比較1,611万5,460円の減です。

8 款繰越金、調定額2,310万424円、収入済額、同額です。比較424円。

9 款諸収入、調定額82万5,864円、収入済額47万7,924円、収入未済額34万7,940円、比較33万4,076円の減です。

歳入合計、予算現額12億1,978万5,000円、調定額11億6,315万5,790円、収入済額11億5,738万229円、不納欠損額146万820円、収入未済額431万4,741円、比較6,240万4,771円の減です。

次に、254、255ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額2,053万5,499円、不用額136万3,501円、比較、同額でございます。

2 款保険給付費、支出済額10億4,529万4,089円、不用額5,676万5,911円、比較、同額でございます。

3 款地域支援事業、支出済額5,673万573円、不用額945万6,427円、比較、同額でございます。

4 款基金積立金、支出済額 4 万3,620円、不用額937万9,380円、比較、同額です。

5 款諸支出金、支出済額1,674万2,334円、不用額147万6,666円、比較、同額です。

6 款予備費、不用額199万7,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額12億1,978万5,000円、支出済額11億3,934万6,115円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額8,043万8,885円、比較、同額でございます。

256ページから285ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、286ページは財産に関する調書を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で、令和元年度介護保険特別会計決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、32ページをお願いします。

介護保険特別会計。

決算額は歳入11億5,700万円、歳出11億3,900万円。形式収支、実質収支ともに1,800万円、単年度収支は500万円の赤字でございます。

決算収支の状況は表のとおりでございます。

歳入でございます。

収入済額は11億5,700万円。最終予算に対する収入率は94.88%、調定に対する収入率は99.5%となっております。不納欠損は146万1,000円、収入未済額は431万5,000円でございます。前年と比較すると、収入済額は7万8,000円の増加、不納欠損額は18万3,000円、収入未済額は7万4,000円、それぞれ減少しております。

款別の歳入状況は表のとおりでございます。

歳入の過大・過小でございますが、500万円以上の差がある科目について審査を実施しました。いずれについても額の確定が年度末ということであることから、補正予算に計上することは困難な事案であると認められました。以下の5件がございました。

収入未済及び滞納整理についてでございます。

滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況について審査を実施、いずれの科目も滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。

収入未済額は431万5,000円で、前年と比較して7万5,000円減少。収納対策に関わる人員が十分でない中で、滞納処分の実行停止の実施というふうにならざるに新たに取り組んでいただき、成果が現れていることは大いに評価するものであります。引き続き収納対策に取り組み、収入未済額の縮減を進めていただくとともに、そのノウハウを所属内で共有し、所管する会計の歳入確保につなげていただきたい。また、新たに返納金の収入未済額が発生しています。県その他の関係各所と連絡して、適切に対処されたい。

歳出でございます。

支出済額は11億3,900万円、執行率は93.41%、不用額は8,000万円。前年と比較いたしますと、支出済額で500万円、不用額は2,000万円、それぞれ減少しております。

高額不用額でございます。

事務事業の節単位で250万円以上の不用額を生じているものについて審査を実施しました。不用額が生じた理由は各介護サービス給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費の支出額が明らかになるのは事業を実施した翌々月ということであることから、安全値を考慮したものであり、予算管理は適切に行われているものと認められました。5件ございました。

抽出検査でございます。

包括的支援事業費の審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 先ほどの後期高齢と同じ質問なのですが、この収入未済額は大体何人ぐらいになるのかと。

そして、それに合わせて介護の対象人員ですか。今、主要な成果を見ていると、3,600人とか3,700人とかあるのですけれども、3,700人とすると1,800万円の実質収支、お釣りがあったということであると、その分の保険料が安くできるのか。それとも、来年度に向けて1,800万円を実質収支で残しておく必要があるのか。

そしてあともう1点、3問目ですけれども、基金が最近3万円だとか4万円だとかの積立てになっておりますけれども、7,200万円という基金については、介護の保険の総額が11億円ですから、11億円のうちの7,500万円という基金の準備積立金ですか、準備基金についてどのような見解をお持ちなのか。近隣ではやはり1割から1割5分程度の基金で間に合っているのか。それとも……。

では、3問目ですからここで一回終わります。お願いします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） まず1つ目の、後期高齢と同じく滞納者の方の人数ということでございますが、こちら細かい数字が今手元にご覧にございませんので、後ほどということでお願いします。

それから保険料についてでございますが、こちらは議員もよくご存じかと思っておりますけれども、介護保険は3年ごとの介護保険事業計画を立てて、その後の3年間の保険料、サービスの見込み料等を予測して立てている、3年ごとに見直しをしているというところは、今も変わらず同じでございます。計画の期間としましては、今年度が最終年度となっておりますので、来年度からの第8期の計画を今年度立てているというところで、最後の基金、3つ目の質問にもつながりますが、基金のところは3年間の中でこの基金の積立てができた、皆さんが予測していたよりはお元気で介護サービスを使わずにいていただいたという、大まかな見方であればそういうことかと思っておりますので、この基金も使いながら8期の計画をどのように立てて、そして保険料をどのようにしていくか、今行っているところでございますので、次年度からの保険料については今検討中ということでございます。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 3年間の計画どおりというようなお話がありましたが、大変すばらしい運

営だったのだらうと思います。

というようなことを、今保健課長がおっしゃった、皆さんが健康で過ごしていただいたというようなことを広報等を通じて、そういう見方の決算報告をされたらいかがかんと思うのです。そうすれば保険料も高くなり、必然的に高くなると思われるのですが、広報等で数字のみ以外の、今健康保険課長がおっしゃったようなコメントをちょっとつけていただくとありがたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今の議員のお話については参考にさせていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 決算書の276ページですけれども、3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費です。

これについて減額補正をして、またさらに不用額も500万円ぐらい出ているのですけれども、これについて、サービス事業を受ける方が相当少なくなったということによろしいのでしょうか。総括なので数字は要りません。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議員のおっしゃるとおり、減る見込みで補正も組んだのですが、それよりもさらに少なかったということで、ここは要支援の認定を受けた方の訪問、ヘルパーさんや通所のデイサービスを使うというサービス費用のところになります。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第69号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

続いて、決算書の287ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付特別会計、実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,034万8,156円、2、歳出総額971万1,277円、3、歳入歳出差引額63万6,879円、5、実質収支額63万6,879円です。

決算書の288ページ、289ページをお開きください。

歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款県支出金、調定額9万円、収入済額9万円。

2 款繰入金、調定額3万2,616円、収入済額3万2,616円、比較42万7,384円の減です。

3 款諸収入、調定額4億4,608万6,303円、収入済額1,022万5,540円、収入未済額4億3,586万763円、比較94万6,540円の増です。

歳入合計、予算現額982万9,000円、調定額4億4,620万8,919円、収入済額1,034万8,156円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額4億3,586万763円、比較51万9,156円の増でございます。

続いて、290ページ、291ページをご覧ください。

歳出になります。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款1 項総務費、支出済額12万2,616円、不用額2,384円、比較2,380円の増です。

2 款1 項公債費、支出済額958万8,661円、不用額11万5,339円、比較11万5,339円の増です。

歳出合計、予算現額982万9,000円、支出済額971万1,277円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額11万7,723円、比較11万7,723円の増でございます。

なお、292ページから297ページまでが歳入歳出事項別明細書になります。298ページには地方債に関する内容を記載してございますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、37ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付特別会計について申し上げます。

決算額は歳入が1,034万8,000円、歳出971万1,000円でございます。形式収支、実質収支、単年度収支、いずれも63万7,000円でございます。

歳入について申し上げます。

収入済額が1,034万8,000円、収入率は最終予算に対して105.28%。調定額に対しては収入率は2.32%でございます。収入未済額は4億3,586万1,000円でございます。前年と比較いたしまして、収入済額は101万7,000円減少、収入未済額は99万9,000円増加しております。

次に、収入未済額及び滞納整理についてでございますが、滞納整理は実施されてはいますが、収入未済額は毎年増加している。一般会計部門の業務と、その業務などで収納対策に関わる人員が十分ではありませんが、徴収の取組を強化するという事は難しい現状であると理解いたしますが、債権管理の徹底及び現在の徴収体制並びに収納対策等の再点検を行い、収入未済額の縮減に着実に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、歳出でございますが、決算額は971万1,000円で、執行率は98.8%。不用額は11万8,000円でございます。前年と比較すると、支出済額は165万4,000円減少、不用額は8万9,000円増加しております。

抽出審査については、一般管理費を審査したところ、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいま代表監査委員のご説明がありましたが、収入未済が約4億円と。そして、収入が約1,000万円ということですが、この1,000万円につきましては、来年度と言いましょるか今年度も収納見込みが立つような形なのでしょうか。また、何%か減るとしても、収入が見込める状態があるのか。

あと、4億円という収入未済額があるわけですが、こういった事業は他市町村もあると思いますが、他市町村も同じような状態で収納対策が進められているのか、徴収管理がされているのかということが、2点目。

そして、ここについて先代の議員たちも皆さんいろいろな議論をされてきたと思いますが、国としてどのようなこういった住宅新築資金等貸付特別会計というのですけれども、今新築されているのかどうかと。新築で貸出しが行われている事業なのかどうかということを3点目をお願いします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず1点目、収入未済として令和元年度4億3,500万円を超える金額を計上させていただいております。これにつきましては、今まで貸付けをおこなってきたものの、今現在、現年度分として償還をしていただいているものと、あと償還期限が切れて滞納繰越分として残っているものと、総額をしたものがこの収入未済額ということになっておりますけれども、これについては引き続き徴収事務を進めるようにということで、代表監査委員からの意見にもあったように事務を進めていきたいというふうに考えております。

また、他町村の状況につきましては、県内で研究会などが年に1回ありまして、そういったところで情報交換をしている状況でありますので、そういったものを参考に徴収事務を進めてまいりたいと考えています。

また3点目、貸付けにつきましては、この事業につきましては、平成8年度が貸付けの最終年度となっております。現在はもう貸付けは行っておりません。今は以前貸付けを行ったものの回収事務のみを行っているというものでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 先ほど一般会計のところで不納欠損で1,200万円程度の数字が上がっていたと思うのですが、この場合には不納欠損というものが無い。不納欠損をするほうが良いという意見ではなくて。その違いについて明確な基本があれば教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、収入未済として計上させていて、不納欠損が今されていないというご意見かと思えます。これにつきましては以前からそういったもの、ある程度もう不納欠損しても差し支えないと思われるものについてはしていったほうがよろしいのではないかとということで、定期監査、決算審査の中でも代表監査委員からも意見としてはいただいているところなのですが、今

現在まだちゃんと少額でも償還してくださっている方がいらっしゃるという状況があります。そうした方との公平性なども考えて、今現在としては不納欠損の処理はしていないところなのですが、当然、今後検討していかなければいけないと考えております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 不納欠損をしないでいくと。貴重な財源ですから、そういうこともあろうかと思いますが、不納欠損の必要性と言いましょうか、実際古いものもあると思われるのですが、建物がなくなっているものも、本来はいけないのでしょうかけれども、建物がなくなっているものとか、実際の現場は分かりませんが、そういったようなものについて、現地確認をして種々確認をしながら判断をしているというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今議員がおっしゃるとおりです。

代表監査委員からもいつも監査のたびに、まずは残っているものの実態把握をしてください。その上で回収事務を進めていってほしいということで常々言われておりますので、残っているものに対して、そういった実態調査を進めながら進めたいと考えております。

以上です。

○1番（中島由美子君） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第70号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほど後期高齢者特別会計と介護保険特別会計のところで、滞納繰越者の人数ということでございましたが、後期高齢者医療の令和元年度末の滞納繰越の方の人数ですが、9名ということです。それから介護保険のほうは46名ということになっております。これらは3月31日現在ですので、既に完納されている方もおりますので、3月31日現在ということでお願いいたします。

◎日程第7 議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書299ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4億1,662万7,251円、2、歳出総額4億1,662万7,251円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額ゼロ円でございます。

次に、300、301ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款分担金及び負担金、調定額2,345万6,400円、収入済額2,174万400円、収入未済額171万6,000円、比較87万9,400円。

2款使用料及び手数料、調定額6,327万386円、収入済額6,035万4,874円、収入未済額291万5,512円、比較81万4,874円。

3款国庫支出金、調定額7,050万円、収入済額と同額。

4款県支出金、調定額200万円、収入済額、同額。

5款繰入金、調定額1億7,263万1,977円、収入済額、同額。比較1,450万1,023円の減。

6款繰越金、比較1,000円の減。

7款諸収入、比較5,000円の減。

8款村債、調定額8,940万円、収入済額、同額。比較350万円の減。

歳入合計、予算現額4億3,294万円、調定額4億2,125万8,763円、収入済額4億1,662万7,251円、収入未済額463万1,512円、比較1,631万2,749円の減でございます。

次に、302、303ページをお願いします。

支出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼ

ロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額901万8,044円、不用額14万6,956円、比較、同額。

2 款建設費、支出済額 1 億9,942万4,898円、不用額1,451万1,102円、比較、同額。

3 款管理費、支出済額3,480万6,458円、不用額165万542円、比較、同額。

4 款公債費、支出済額 1 億7,337万7,851円、不用額4,149円、比較、同額。

歳出合計、予算現額 4 億3,294万円、支出済額 4 億1,662万7,251円、不用額1,631万2,749円、比較、同額でございます。

304ページから313ページまでは歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載してございますが、説明のほうにつきましては省略させていただきます。

314ページは財産に関する調書、315ページは地方債目的別現在高、地方債借入先別現在高でございますが、説明は省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、40ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

決算収支でございます。

歳入歳出ともに4億1,600万円で、形式収支、実質収支、それから単年度収支、いずれもゼロでございます。

次に歳入でございますが、収入済額は4億1,600万円、最終予算に対する収入率は96.23%、調定に対する収入率は98.90%でございます。収入未済額は463万2,000円でございます。前年度と比較すると、収入済額は3,100万円、収入未済額は3,192万2,000円、収入未済額は24万9,000円、それぞれ増加してございます。

款別の歳入の決算状況は表のとおりでございます。

収入未済額については、463万2,000円で、前年と比較して24万8,000円増加してございます。このうちで受益者負担金については前年度に続いて減少しておりますけれども、使用料については減年度分、過年度分ともに増加してございます。現在の収納対策を再度点検して、効果的な対策を講じ、収入未済額の縮減に取り組んでいただきたいと思います。

次に歳出でございますが、支出済額4億1,600万円、執行率は96.23%、不用額は1,600万円ござ

います。前年と比較すると、支出済額で3,100万円、不用額で300万円、それぞれ増加してございます。歳出決算概要、款別歳出決算状況等は表のとおりでございます。

高額不用額について申し上げます。

2件ございましたが、額の確定が年度末ということで安全を考慮したものによるものであって、予算管理は適切に行われているものと認められました。

次に抽出検査は、消費的事業では維持管理事業、投資的事業は下記の先を書面審査と現地踏査を実施しました。特に問題はございませんでした。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 決算書の311ページをお願いします。

工事請負費の不用額が1,300万円とあるわけですが、これについては予定した工事ができなかったものがあるのか、また入札差金等も入ったものであるか、それからそれぞれの工事の不用額の積上げになったものがこういう数字になったのか、その辺を伺います。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 今生方議員が言ったとおりでございます。

入札の執行残、また、工事については全て順調に行いました。ただし3月補正、何度も言いますが、けれども1月中旬に査定等を受けまして、議会にかけるわけでございます。その2か月間、下水道工事についてはメインでございますので、完成が見込めなかったためでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 意見書の40、41ページですけれども、歳入の収入未済額ですよ。463万2,000円ですか。41ページに先ほど代表監査委員からあったように、未収済額は463万2,000円で、今年度の増加は24万8,000円と少額だと思われませんが、受益者負担金に関しては前年に続いて減少している。要するに榛東村で水道を使う権利を持たれて、その権利に対してお金を払うのですけれども、毎月生活していく上での使用料ですよ、これの未払いが増えてしまっているということだと思いの

です。これは昨日一般質問のときに税務課長が説明してくれたように、この回収率を上げるのには、できれば口座振替。うっかり払い忘れたとかそういうことがないように、口座振替が一番効率がいいということをお聞きしました。これは毎月毎月発生することなので、うっかりとか払わないことに何となく慣れてしまった人は、ずっとこのまま増えてしまう可能性があるのです、その支払い方法とかはどのようなになっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 支払い方法、基本的には口座振替のほうをなるべく依頼しております。また、月額で支払ってもらうに当たって、口座から引き落とされない方も現にございます。現金で納めてくれる方については、特に最近はコンビニでも収納できるということで納めてもらってはいるのですが、家庭の事情等でまだまだ滞納が増えているところでございます。受益者負担金と下水道使用料についてですので、未済額が増えているということですが、今年度、令和2年度について今職員力を合わせて頑張っておりますので、もうしばらく様子を見て今年度の結果も考慮していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第71号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで昼食休憩といたします。

再開を1時といたします。

午後0時4分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

議案書7ページをお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書317ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億8,003万3,470円、2、歳出総額1億8,003万3,470円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、4、翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越額126万5,000円、5、実質収支額126万5,000円の減でございます。

次に、318、319ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額412万円、収入済額410万円、収入未済額2万円、比較15万円の減。

2 款使用量及び手数料、調定額3,386万6,656円、収入済額3,325万8,909円、収入未済額60万7,747円、比較117万4,909円の増でございます。

3 款県支出金、調定額697万5,000円、収入済額、同額。

4 款繰入金、調定額1億3,429万9,745円、収入済額、同額、比較699万4,255円の減。

5 款繰越金、比較1,000円の減。

6 款諸収入、調定額49万9,816円、収入済額、同額、比較5,816円の増。

7 款村債、調定額90万円、収入済額、同額、比較10万円の減。

歳入合計、予算現額1億8,609万8,000円、調定額1億8,066万1,217円、収入済額1億8,003万3,470円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額62万7,747円、比較606万4,530円の減でございます。

次に320ページ、321ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額1,028万9,207円、不用額33万6,793円、比較、同額。

2 款管理費、支出済額6,731万9,559円、翌年度繰越額126万5,000円、不用額445万9,441円、比較572万4,441円。

3 款交際費、支出済額1億242万4,704円、不用額3,296円、比較、同額。

歳出合計、予算現額 1 億8,609万8,000円、支出済額 1 億8,003万3,470円、翌年度繰越額126万5,000円、不用額479万9,530円、比較606万4,530円でございます。

322ページから331ページまでは、歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載してございますが、説明については省略させていただきます。

また、332ページは財産に関する調書、333ページは地方債目的別現在高、地方債借入先別現在高でございますが、説明は省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、44ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入歳出ともに 1 億8,000万でございます。歳入から歳出を差し引いた形式収支はゼロでございますが、実質収支、単年度収支ともに126万5,000円の赤字でございます。

赤字決算となった理由は、収支の不足額を一般会計から特別会計に繰入れをする際に、翌年度繰越事業の財源とすべき金額を考慮しなかったという事務的誤りによるものであって、経営状態の悪化を示すものではないものを確認いたしました。

次に歳入でございますが、収入済額は 1 億8,000万、最終予算に対する収入率は96.74%、調定に対する収入率は99.65%でございました。

収入未済額は62万8,000円、前年と比較しますと収入済額は2,568万7,000円増加、収入未済額は16万3,000円減少している状況でございます。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

収入未済額の状況でございますが、収入未済額62万8,000円で、前年と比較しますと16万3,000円減少しております。

下水道使用料については、現年度は減少しましたが、滞納繰越分は増加している。現在の収納対策を再度点検の上、効果的な対策を講じて収入未済額の縮減に更に取り組んでいただきたいと思います。

次に、歳出でございます。

支出済額は 1 億8,000万。最終予算に対する執行率は96.74%、翌年度の繰越額は126万5,000円、前年度はございませんでした。不用額は480万でございます。前年と比較すると、支出済額は2,500万、翌年度繰越は126万5,000円、不用額は180万8,000円と、それぞれ増加している現況でございます。

歳出の決算状況、款別の決算状況は下の表のとおりでございます。

抽出検査でございますが、維持管理費を審査したところ、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第72号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

次に、決算書335ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億2,005万6,773円、2、歳出総額1億1,971万582円、歳入歳出差引額34万6,191円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、336ページ、337ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収納未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款事業収入、調定額5,889万9,450円、収入済額5,627万4,810円、収入未済額262万4,640円、比較499万190円の減でございます。

2款使用料及び手数料、調定額7,500円、収入済額、同額でございます。比較500円の増。

3款繰入金、調定額6,342万4,467円、収入済額、同額でございます。比較693万6,533円の減となります。

4款繰越金、調定額31万3,496円、収入済額、同額でございます。比較496円の増でございます。

5款諸収入、調定額3万6,500円、収入済額、同額でございます。比較9万4,500円の減となります。

歳入合計、予算現額1億3,207万7,000円、調定額1億2,268万1,413円、収入済額1億2,005万6,773円、収入未済額262万4,640円、比較1,202万227円の減でございます。

続いて、338ページ、339ページをご覧ください。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款総務費、支出済額5,448万4,097万円、不用額486万9,903円、比較、同額でございます。

2款事業費、支出済額6,522万6,485円、不用額677万2,515円、比較、同額でございます。

3款予備費、不用額72万4,000円、比較、同額でございます。

歳出合計、予算現額1億3,207万7,000円、支出済額1億1,971万582円、不用額1,236万6,418円、比較、同額でございます。

なお、340ページから345ページまでが歳入歳出決算事項別明細書、346ページが財産に関する調書となっております。

以上、令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 48ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入1億2,000万円、歳出が1億1,900万円となっております。形式収支、実質収支ともに34万6,000円でございます。単年度収支については3万2,000円の黒字ということでございます。

次に、歳入でございます。

収入済額は1億2,000万円、最終予算に対する収入率は90.9%、調定に対する収入率は97.86%でございます。収入未済額は262万4,000円、前年度と比較しますと、収入済額は858万2,000円、収入未済額は72万3,000円、それぞれ減少しております。

歳入の決算概要は以下のとおりでございます。

収入未済について申し上げます。

収入未済額は262万5,000円で、前年に比較して72万2,000円減少しています。収入未済額は、近年減少を継続しておいて、その取組は大いに評価するところであります。今後も継続して対策を進め、収入未済額の解消に取り組んでいただきたいと思います。

次に、歳出でございます。

支出済額は1億1,900万、執行率は90.64%、不用額は1,200万でございます。前年度と比較すると、支出済額は800万円減少、不用額は600万円増加しております。

それから、抽出検査を行いました。学校給食センターの維持管理費について審査を実施、適切な執行をされておりました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） それでは、代表監査の意見書の48ページで、歳入が減っていると、昨年からは800万ほど減っているという状況になっているということでございますが、学校給食の食べる生徒の人数が減ったのか、それとも単純に給食費が安くなったのかということをお尋ねしたいと思っております。

そして、次の2点目は、学校給食実施上で努力したことということで、今、私見ているのは主要施策の成果説明書なんですけれども、安心・安全な給食の提供ということですが、1,200万、先ほど不用額が出たということですが、それであれば、今の建物ではありますけれども、もっと安心・安全な給食の資材を購入して、子どもたちにより、榛東村は安全なものを食べさせていると、給食を心がけることができるのではないかと。給食費も金額も適当であるということであつたら、そこについてご検討いただけるのかなということなんです。

あと食材の購入ですけれども、1年に1回とか2回、たしか村の日とかとあつたと思うんですけども、非常に少ない材料で村民の方にお願ひするのも大変だと思いますけれども、安全なものという食べる意識というのは、むらづくりにもつながると思うので、そういうものをお考えになっていただくとありがたいと思っておりますが、現状といたしまして、説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、3点ございました。お答えさせていただきます。

歳入減につきましては、昨年度3月がコロナ感染症拡大のために学校が臨時休校の処置を取りました。ですので、3月については、給食を提供していないということから、減になってございます。ですので、直接的な集金もしてございません。そういうことでございます。

2番、安全・安心な給食につきましては、これはもう給食の提供する側としましては、一番大事なことだということで考えてございます。

ただ、その1,000万等のお金につきましては、当然収入としてございませんので、直接的な何か改善を施設内で図るということはいたしておりませんが、十分業者等の指導しながら、安全・安心な給食の提供については、これからも努めてまいりたいと考えています。

榛東産の食材を利用した榛東づくしの日というのは、年間2回行っております。村の子どもたちが、村でつくられたものを食べる非常にいい機会だと考えてございます。これからも村の農産物をより多く活用できるように、いろいろな業者さん、また農業従事者の皆様と情報交換をしながら、そのようなことについて、さらに進めていきたいと考えております。

以上です。

○1番（中島由美子君） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第73号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第10 議案第74号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第74号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議案第74号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書347ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額3,108万8,844円、2、歳出総額3,108万8,844円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額ゼロ円でございます。

次に、決算書348ページ、349ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄について、ゼロ以外の欄を順に朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1、事業収入、調定額3,064万3,878円、収入済額、同額、比較135万6,122円減。

2款財産収入、調定額1,412円、収入済額、同額、比較7,588円の減。

3款繰越金、調定額35万9,314円、収入済額、同額、比較686円の減。

4款諸収入、調定額8万4,240円、収入済額、同額、比較11万5,760円の減。

歳入合計でございます。予算現額3,256万9,000円、調定額3,108万8,844円、収入済額、同額、比較148万156円の減でございます。

次に、350ページ、351ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄について、ゼロ以外の欄を順に朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款総務費、支出済額2,640万2,210円、不用額130万8,790円、比較、同額でございます。

2款管理費、支出済額468万6,634円、不用額17万1,366円、比較、同額でございます。

歳出合計、予算現額3,256万9,000円、支出済額3,108万8,844円、不用額148万156円、比較、同額でございます。

なお、352ページから355ページまでは、歳入歳出決算事項別明細書、356ページは財産に関する調書でございます。

以上、雑駁ではございますが、令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、51ページをお願いいたします。

太陽光発電事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入歳出ともに3,100万でございます。形式収支、実質収支ともにゼロでございます。単年度収支は35万9,000円の赤字となっております。

次に、歳入でございますが、収入済額は3,100万、最終予算に対する収入率は99.46%、調定に対しては昨年と同じ100%でございます。不納欠損、収入未済額はともございません。

前年度と比較しますと、収入済額は184万7,000円減少しております。

次に、歳出でございます。

決算額は3,100万、歳出予算に対する執行率は95.46%、不用額は148万円となっております。前年に比較すると、支出済額は148万8,000円減少、不用額は110万円、これは減少ではなくて増加でございます。ここは訂正しておいてください。

次、抽出検査でございますが、一般管理費について審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 単年度収支が赤字という決算になっておるんですが、一般会計の繰出金が1,200万もあると考えると、この単年度収支の赤字の出方といいましょうか、出し方といいましょうか、もう少し詳しく説明してください。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 意見書の51ページ、上のほうの表ですか。単年度収支が、単年度のところが一番右側ですか、三角の35万9,000円と載っていますが、あくまでこれ計算式で、当年度の実質収支から前年度の実質収支引くから、ゼロマイナス35万9,000円ということで、三角の35万9,000円というものが出てくるものでございます。

前年度から、30年度から35万9,000円の繰越金があったために、当年度、歳入歳出ゼロになりますのでマイナスが出てきますが、前年度30年度が繰越しがなかったとしたら、元年度も歳入歳出もゼロになりますので、ここはゼロになると思っております。

ですので、赤字になったからといって、通常赤字ですと、公営企業の場合、経営の悪化とか、そういうふうに考えがちですが、ここはそういうことはございません。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） そうしましたら、表記の仕方はこれしかないということでしょうか。それとも、もっと村民が見て気持ちのいい表記の仕方はあるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） あくまでこの意見書につきましては、財政上の計算方法でやるものですから、こういう項目について、一般的といいますか、こういう項目について、こういう計算式でやっているの、これしかないと思います。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） それであれば、そこが分かるような意見をもしかしたら付していただけるとありがたいという要望ですので、回答は結構です。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第11 議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について説明申し上げます。

議案書10ページをお願いします。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書357ページをお願いします。

1、概況、（1）総括的事項、（2）予算及び決算に係る議会議決等の事項は、記載表のとおりでございます。

2、業務、（1）業務内容の主なものにつきましては、給水人口1万4,592人、給水件数5,742件、

新規加入件数92件、総有収水量165万2,017立方メートル、有収率71.8%。

なお、この数値は令和2年3月31日現在のものがございます。

(2) 事業収支、損益に関する事項につきましては、経常利益3,727万472円、特別損失26万25円、当期純利益3,701万447円となっております。

358ページをお願いします。

(3) 一時借入金に関する事項につきましては、当年度の借入れはございませんでした。

(4) 議会の議決を経なければ流用のできない経費に関する事項につきましては、流用はございませんでした。

(5) たな卸資産の購入に関する事項につきましては、執行額464万988円、量水器の購入でございます。

(6) その他の事項につきましては、消火栓維持管理収益181万9,000円、他会計負担金18万円、弁償金2,332円、雑収益6,640円となっております。

359ページをお願いします。

3、企業債の概況でございます。本年度償還高2,907万8,670円、本年度末残高3億183万69円でございます。

4、令和元年度榛東村上水道事業会計決算報告書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

款の合計につきまして朗読させていただきます。

第1款水道事業収益、予算額の合計3億1,290万9,000円、決算額3億1,399万9,564円、予算に比べ決算額の増減109万564円の増。備考欄の仮受消費税相当額は2,116万4,292円となっております。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額の合計2億8,099万円、決算額2億7,379万1,094円、不用額719万8,906円。備考欄の仮払消費税相当額は1,346万5,664円となっております。

360ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款の合計につきまして朗読させていただきます。

第1款資本的収入、予算額の合計ゼロ円、決算額はゼロ円、備考欄の仮受消費税相当額はゼロ円となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額の合計6,579万2,000円、決算額6,463万5,455円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額115万6,545円、備考欄の仮払消費税相当額は284万8,135円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,463万5,455円の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額284万8,135円及び過年度分損益勘定留保資金6,178万7,320円で補てんしております。

361ページをお願いいたします。

令和元年度榛東村上水道事業損益計算書でございます。

下段から3行目の当年度純利益は3,701万447円の黒字となっております。前年度繰越利益剰余金がゼロ円でございますので、当年度末未処分利益剰余金は当年度純利益と同額で3,701万447円となっております。

362、363ページをお願いします。

令和元年度榛東村上水道事業剰余金計算書でございますが、説明は省略させていただきます。

364、365ページをお願いいたします。

令和元年度榛東村上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、下段の資産合計は33億3,954万5,462円でございます。

負債の部につきましては、下段の負債合計16億8,488万7,642円でございます。

366ページをお願いします。

資本の部につきましては、下段から2行目の資本合計16億5,465万7,820円でございます。

また、下段の負債資本合計は33億3,954万5,462円となっております。

367ページ、368ページについては、重要な会計方針に係る事項に関する注記の事項でございます。

369ページにつきましては、令和元年度榛東村上水道事業キャッシュ・フロー計算書となっております。

370ページ、371ページ、令和元年度榛東村上水道事業収益費用明細書でございます。

372ページ、373ページ、令和元年度榛東村上水道事業資本的収支明細書でございます。

374、375ページは企業債明細書でございます。

376ページは固定資産明細書でございますが、説明は省略とさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、令和元年度榛東村上水道事業会計決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、73ページをお願いいたします。

地方公営企業法第30条の2項の規定によって、榛東村長から審査に付された令和元年度榛東村上水道事業会計について、同法の定めるところにより審査を実施いたしました。

期間でございますが、2年7月20日に行いました。

審査の方法でございます。村長から、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成され、計数の誤りがないか確認し、また予算の執行及び関連事務は

適正に行われているかについて、関係職員から直接説明を受けるとともに聞き取りをし、審査を行いました。審査に当たっては、その事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかについて、特に意を用いて行いました。また、例月現金出納検査及び定期監査結果について、本審査の参考といたしました。

次に、審査の結果でございますが、村長から審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

審査の概要でございますが、業務実績について申し上げます。給水人口は、前年と比較して19人減少、給水件数は47件、総排水量は230万1,000立米で、前年と比較して16万7,000立米、それから総有収水量は165万2,000立米、前年と比較して2,499立米、それぞれ増加しております。また、有収率は71.77%で、前年と比較して5.52ポイント減少しております。

次のページは、業務の概要が27年度から明記されております。表の下から2番目の有収率を見ていただきたいんですが、71.77で前年から5.51ポイント減少でございます。同規模の平均は80.93%ということでございますので、当年度のは9.1%平均より下がっているということでございます。

次に、予算の執行状況等について申し上げます。

収益的収入及び支出についてでございます。収益的収入の決算額は3億1,400万円、予算に対して収入率は100.35%、109万1,000円増加でございます。収益的支出の決算額は2億7,300万円、予算に対して執行率は97.44%、不用額は719万9,000円となっております。前年と比較しまして、収入は全体で297万5,000円増加、支出は208万7,000円減少しておる状況でございます。

次に、78ページをご覧ください。

経営成績でございます。当年度の総収益は2億9,200万円でございます。前年度と比較して75万5,000円増加。総費用は2億5,500万円で、前年と比較して303万7,000円減少でございます。総収益から総費用を引いて、金額はプラスでございます3,701万円。これが純利益ということでございます。

少し飛んでいただいて、86ページを見てください。

企業債の状況でございます。

当年度においては企業債の発行はございません。償還額は2,900万円。当年度末における未償還残高は3億183万円でございます。

それから、水道料金に係る未収金の状況でございます。

当年度における未収金は2,751万7,000円、前年と比較して12万9,000円増加でございます。なお、当年度においては不納欠損はございません。未収金の状況と不納欠損の状況は表のとおりでございます。

次に、審査意見を申し上げます。

当年度における業務実績を見ますと、前年度と比較して給水人口は減、給水件数、総排水量はとも

に増加しております。経営成績を見ますと、当年度の総収益は2億9,200万、総費用は2億5,500万で、前年と比較して総収益は75万5,000円増、総費用は303万7,000円減少でございます。純利益については3,701万円の確保ができました。前年と比較して379万1,000円の増加でございます。当年度の有収率は71.77%、前年と比較しても5.51ポイント低下してございます。過去5年間を見ても80%を超える年はなく、全国と同規模団体平均である80.93%と大きく乖離しております。非常に憂慮すべき数値であることを強く認識し、水道水がより有益に活用されるよう、有収率の向上の対策を早急に講じていただきたいと思います。

水道料金に係る未収金については、現年度分の未収金は減少したものの、滞納繰越分の未収金は増加しております。前年度からの増額幅は大きく縮小されてはいますが、過去からの継続的な未収事案が散見されることから、収納対策へなお一層の取組は欠かせないものと考えております。

水道料金収入は、上水道事業収益の根幹をなすものであります。水道料金を確実に収納することは、事業の健全経営にとって不可欠であるということは当然でございますが、効果的な収納対策を幅広く検討の上、実践し、未収金の縮減に着実に取り組んでいただきたいと思います。

上水道は、生活に欠くことのできない極めて重要なライフラインであることから、確実かつ安定した施設管理はもとより、これを支える水道技術管理の継承及び人材育成に取り組んでいただきたいと思います。水道事業の広域化など、水道事業を取り巻く状況や水道需要も変化している昨今、安心・安全かつ良質な水道水が今後も安定供給されることを望んで、審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

5番蜂巣實議員。

〔5番 蜂巣 實君発言〕

○5番（蜂巣 實君） 86ページの水道料金に係る未収金等の状況について、ちょっとお聞きいたします。

平成29年度において、かなり1,000万円ほど下がっている未収金が、30年度にはまた1,000万円増え、元年度についても横ばいというふうになっている数字だと思っておりますが、これは、その1,000万円が減額された理由と、今後この2,700万円、多額な金額だと思います。これを解消していくための努力について、ちょっとご説明お願いいたします。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 蜂巣議員に対して回答します。

29年度の前年度との増減については、水道会計、3月31日で締めというか、あくまでも目安で決算をしておるところでございます。そのときに、調定は起きている水道料金が3月31日までに入らなかったというものでございますので、特別、未収金はその年に増えたよ、その次の年減ったよというわけではございません。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

監査委員から再三、有収率のお話がありました。5.51%の前年度より下がった、この要因をつかんでおったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 要因というか、これについては、漏水と思われます。地上に上がってこない漏水がまだ発見されていないものと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 昨年的一般質問でもお話しさせていただきましたが、配水管の整備が必要ではないかと考えておりますが、この年度はどのぐらいやったのか教えてください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時56分休憩

午後1時57分休憩

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 建設改良費としまして2,900万円ほど、布設替え等で行っております。この2,900万円の中には、ほかの建設とか流量計等の更新等もございしますが、目的、また有収率を上げるために日々努力をしながら、最小の経費で最大の効果を出していきたいと令和元年度については頑張っております。2年度についても、引き続き頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 代表監査委員からも、安心・安全な水を安定的に供給というふうなお話がありました。この様子でいくと、非常にロスが大きくて、1年前に山口担当課長からもお話がありましたように、老朽化した管が10キロぐらいあるという話なんです、その対応を今後どのようにやっていくのか、安定した飲み水を供給するためにどのように進めていくのかお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 山口議員が言うように、老朽化した管を全て更新をしたい気持ちはございます。しかし、10キロの老朽化した配水管を更新工事すると、簡単に5億円等、もっとかかってしまうと思っております。

この費用を創出するためには、お客様、要は水道を使っているお客様からの収入、料金を改定して費用を捻出していかなければならないことになってしまいますので、今、水道課は、お客様に迷惑をかけないように料金改定をせず何とか経験と実績、また数値、I D Iシステム等を毎日見比べまして、朝ミーティングをし、どこの管が不明水、また有収水量がきちんと出ているか、配水量が出ているか等、毎日ミーティングをしております。

老朽化した管というよりも、漏水をしている箇所が、例えば1路線で何回も漏水をしているところについては更新していき、また初めて漏水をしたところについては、修繕で改修をし、何とか料金のほうを上げずにこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、更新計画を立てる前に、もう一度職員と一丸となって有収率が上がるように努力してまいります。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 先ほどとは同じことですがけれども、これはもう毎年、提案して改善策を求めているところですがけれども、若干数字で見ればポイント幾つですけれども、今、監査委員が言うように80.93%と71.7%ですから、大きく乖離しています。

課長の説明でいえば、だいたい10キロぐらいの交換しなくてはいけないところがあって5億円かかると。この料金体制を変えないことを前提に努力しているというお話ですがけれども、これ、榛東村だけではなくて、日本全国が老朽化した水道管に関しては大きな危惧を持っていて、これがもし、この災害がない榛東村でも唯一心配される地震等々で、一気にこれが使えないようなことになったら、先ほど皆さんが質問されているように、安心・安全な水は住民に供給できなくなる、ストップするんですよ。そのときには、5億ぐらいの金では全然桁違いに対応できません。

村でも公共施設の改善計画等々は前から出されていますけれども、それでも質問しているように、不明水があったら、それを監査委員が指摘しているように、コストをかけて作ったお水がお金ももら

えずに流れています。この金額は大きいじゃないですか。前々から言うように、これを当てて少しずつでも判明しているところでも直していければ、コストを水道料金を上げなくても、その費用が使えるという計算が私は成り立つと思いますし、今、ほかの大都市も含めて水道料金の一気に値上げというのがあります。それは先ほど課長が言ったように、安全な水を供給するためには、施設をちゃんと整備しなくてはならないがためにコストがかかった、イコール供給されている住民が費用負担する。

それだから、早く手を打たないと、一気にいったときは、これ何度言うように、課長認識しているように、水って何かあったときに一番最初に必要なものでしょう。これがなかったら人間死にますから。これを努力していますと簡単な意見だけでは、もう4年同じような質問をさせてもらっていますけれども、済まないで、この若干乖離化していくというやつはもう極端に減らすように、これは担当課だけでなく、村全体としてぜひ考慮されて、早急に、今もう判明しているところの改修はされるし、ぜひ監査委員が言っているように、不明水でコストがかかってももらえないお金を改修のほうに使っていただければ、課長心配しているように住民からの料金改修をアップしなくても済ませると思うので、これは村の問題として大きく取り上げて、慎重に、それも即急に取りかかっていたいただきたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 村上議員、質疑なので質疑をしていただけますか。

6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 私が今言ったようなことを早急に村として考えてもらいたいので、村としてはどのように考えてくれて実行してくれるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議員の皆様、心配していただきありがとうございます。

有収率について、また有収水量については、本当に村を挙げて、水道課だけでは無理だとは思っております。

ただ、上下水道課、先ほども言いましたが、職員一丸となって今、有収率を上げるために努力しているところでございます。7月末時点、月別ですけれども、78%まで上がっております。昨年度からというか、平均が74.5%と、4、5、6、7で4か月で3%以上、今、数字を上げております。これも職員が、最初に言ったように毎朝ミーティングをして、このエリア、このエリアということで重点的に排泥弁が開いていないか、また漏水していないか、そういうのを早期発見、また緊急修理ということで、土日、昼夜問わず漏水修理をし、今努力をしているところでございます。言葉だけではなく、努力をしていますので、もう少し見ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 最初に、この審査意見書の87ページ、先ほど岩崎さんが丁寧に説明してくれました。これは、本当に全体のところを村に言っていると思います。ただのこういう審査意見書の枠を超えて、村への政策提言というふうになっていると思います。

特に最後のところ、最後の5行目から下あたりのところ、先ほどから出ているんですけども、この上下水道、生活に欠くことができない極めて重要なライフラインだと。それだけでなく、これを支える水道技術管理の継承及び人材育成に取り組んでいただきたいと、ここまで踏み込んで言っているんです。本当に丁寧に、またこれからどういう方向でやったらいいかというのを言っている意見書だと思います。

それで質問は、先ほどから、これはみんな心配しているわけです。漏水のことで、答弁ですか、これで、有収率が71.8%で、消防の訓練だとか、消防で水を使うのも入っているみたいにちょっと聞いたんですけども、そこ、はっきりとした漏水のこれが71.何%でしたっけ、その数なのか、そういう消防なんかで使うのも含めての漏水なのかと。それ、ちょっと確認です。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 有収率、有収水量については、浄水場から出る配水量から、各家庭、会社等のメーター機をくぐったものを割ったものが含まれております。消火栓、防火水槽等は、メーター機をくぐらず、給水管、配水管から直接使っている水道水でございます。もちろん飲める水でございますが、こちらについては村の安全、防犯防災のために、水道管で飲める水を消火栓、防火水槽、また消防団が一生懸命、ポンプ操法等で訓練に使っている水、20区等で自治体で防災活動等しているときに消火栓を開けている水も含まれていることは承知していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） そういう水も含まれているということだと思います。

しかし、それにしても、この間、昨年からも大きく後退をしているわけです。有収率、これは後退していると。これは、本当にすぐ手を打たなければならないということだと思います。

この決算書の357ページに、概要のところ（1）に総括的事項というところであるんですけども、そこで不明水の早期の発見というのがあるんです。これ、不明水、かなりの量が不明なんですけれども、今、毎日ミーティングをしているんだという話、それから10キロメートルとかとあるんですけども、不明水がどこだということを見るというんですか、例えば我々素人だと、地下なんか見えな

いわけです。どこで水が漏れているんだか分からないんです。それを不明水の早期発見、それから修理もするわけだから、どこというのを特定するわけですね。それはどういう方法、具体的な方法を今やっているか、考えているんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 先ほども言いましたが、毎朝職員、私が I D I システムという各浄水場から出ている飲める水が配水されている数値が報告、毎時上がっております。その数値によって、前日、または前々日とを比べながら、今日ここが多めに出ているよと。それは天気の問題なのか、または急に管が破裂して漏水してしまっているのか等を検討しながら、毎朝その地区を重点的に、漏水の早期発見に向けて毎朝行っていることとございます。ルーティーンとなっております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） そうすると、場所の特定というのが、数値は測ってもいいかと思うんですけども、最後に管路の修繕というのがあるんです。管路を修繕して、それで、より有収率の向上を目指す。持続的かつ安定的な水道水の供給を目指すというんですけども、管路の修繕というのが、例えば今使われている塩ビのやつがある程度弱くなっているようなんです。それで、ほかの自治体では、前橋や高崎や吉岡なんかは、塩ビでないのを、新しいやつを更新して使っているというようなも聞いたんですけども、この管路の修繕のとき使うパイプ、管、それはどういう管を今計画している、使っているんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 今、修繕に使われている管は、昔の V P 塩ビ管ではございません。H I V P という硬質な頑丈な管でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第75号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時30分休憩

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第 1 2 議案第 7 6 号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第76号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第76号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について説明申し上げます。

議案書11ページをお願いします。

令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金3,701万447円を建設改良積立金の積立てとして処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書12ページをお願いします。

剰余金処分計算書でございます。

当年度末残高の建設改良積立金は1億4,036万5,008円、未処分利益剰余金は3,701万447円、議会の議決による処分額として建設改良積立金に3,701万447円を積み立て、未処分利益剰余金の3,701万447円を減額とし、処分後の残高は建設改良積立金が1億7,737万5,455円となり、また繰越利益剰余金をゼロ円とするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についての説明に代えさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第76号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 1 3 報告第 3 号 令和元年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第 1 4 報告第 4 号 令和元年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（南 千晴君） 日程第13、報告第3号 令和元年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率に

ついて及び日程第14、報告第4号 令和元年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率については、関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第13及び日程第14を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第3号 令和元年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について説明申し上げます。

議案書につきましては70ページ、それから議案参考資料につきましては120ページ、お願いいたします。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。

初めに、実質赤字比率、この比率は普通会計で求められるもので、本村におきましては、一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計、それから学校給食事業特別会計の合算の実質収支が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率で求められます。この3会計の実質収支につきましては、いずれも黒字でございまして、赤字は生じておりません。数値は算出されず、「－」該当なしというふうになっております。

次に、連結実質赤字比率、この比率は、本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率で求められます。令和元年度におけます全会計の実質収支額の合計は黒字でございますので、こちらも「－」該当なしというふうになっております。

次に、実質公債費比率、この比率は、一般会計等が支出いたしました公債費はもちろんでございますが、繰出金等で一般会計等が実質的に負担いたしました全会計の公債費などの標準財政規模に対する比率で求めます。過去3年間の比率で表しますが、10.0でございました。

最後に、将来負担比率でございます。この比率は、将来負担すべき実質的な負担額から充当可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率で求められます。こちらにつきましても、負担額を上回る充当可能基金であるため、数値は算出されず、「－」該当なしというふうになっております。

以上の1つでも早期健全化基準以上となった場合につきましては、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなっております。

続いて、報告第4号 令和元年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について、これについて説明させていただきます。

議案書は71ページ、それから議案参考資料につきましては122ページ、お願いいたします。

こちら先ほどと同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、今度は第22条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。

この比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合で求められます。対象となる会計につきましては、上水道事業会計のほか、公共下水道事業、農業集落排水事業及び太陽光発電事業の3特別会計でございます。

上水、公共下水、太陽光の各事業につきましては、資金不足は生じておりませんので、数値は算出されず、「－」該当なしというふうになっております。農業集落排水事業につきましては、実質収支がマイナスという決算になってしまいましたので、3.8%という数値が算出されておりますが、基準内でございます。

以上、説明申し上げましたとおり、令和元年度決算におけます一般会計、特別会計、企業会計において、国が定めた指標によります財政の健全化は図られているものでございます。

また、監査委員の審査意見につきましては、令和元年度榛東村決算等審査意見書の91ページに財政の健全化に関する審査、それから92ページに経営の健全化に関する審査がそれぞれ掲載されているので、後ほどご覧ください。

以上、報告いたします。

○議長（南 千晴君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

◎日程第15 報告第5号 債権の放棄について

○議長（南 千晴君） 日程第15、報告第5号 債権の放棄についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第5号 債権の放棄について説明いたします。

議案書のほうは72ページ、それから議案参考資料につきましては123ページ、併せてご覧ください。

榛東村債権管理条例第14条第1項の規定を適用いたしまして、昨年度中に村が放棄いたしました債権について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

債権といたしましては、土地建物貸付収入で、株式会社榛名カントリークラブとの間に締結いたしておりました土地賃貸借契約に係ります平成15、16年度分の土地賃借料の未納分でございます。この件に関しましては、会社本体と連帯保証人、それぞれに対して未払いとなっております賃借料等の支

払いにつきまして提訴いたしましたが、いまだ賃借料1,217万9,849円が収入未済のままとなっております。

株式会社榛名カントリークラブにつきましては、平成17年度以降営業を行っておらず、同社が所有しておりました土地につきましても、既に競売となっております。また、会社法で定められております休眠会社のみなし解散の規定によりまして、平成28年12月に解散の登記がなされております。このため、今後の納付見込みはないと考えられまして、未納であった賃借料とこれに付随いたします延滞金及び遅延損害金を併せまして、昨年度、榛東村債権管理条例第14条第1項第4号の規定を適用いたしまして、当該債権を放棄したものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（南 千晴君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） この報告第5号、この議案名の形式で決まっていると思いますが、ただいまの説明では榛名カントリークラブというのがありましたけれども、報告の中にそういった名称が入らない理由を、法的根拠を教えてください。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず1点目に様式等は決まっております。

それから第2点目に、社名、確かに私、今申し上げましたが、公文書等のときに社名等はあまり出たくなかったので、入れておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

◇

◎日程第16 議案第78号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第78号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第78号について説明申し上げます。

議案書は13ページ、議案参考資料は2ページになります。

議案参考資料により説明申し上げます。

公職選挙法の改正に伴いまして、村議会議員及び村長の選挙における公費負担に関し、新たに条例を制定しようとするものでございます。

初めに、改正法の概要でございますけれども、大きな改正が3点ほどあったということで、その3点について説明をさせていただきます。

1点目ですけれども、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大ということで、町村議会議員及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、それと選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成につきまして、条例により選挙公営の対象とすることとされました。

2点目としては、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁ということで、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を1,600枚とすることとされました。

3点目ですけれども、町村議会議員選挙における供託金制度の導入ということで、これまでありませんでした町村議会議員選挙における供託金制度が導入され、その額が15万円とすることとされました。また、供託金没収点は市議会議員選挙と同様とすることとされております。

この今、説明申し上げました公職選挙法の改正の1点目、選挙公営の拡大というものに対応した条例を新たに制定しようとするものでございます。

条例は12条建てとなっております。

第1条では趣旨規定を置いております。

第2条から第5条では、選挙運動用自動車の仕様の公費負担についての規定。

6条から8条で、選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る規定。

第9条から第11条にかけては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規定でございます。

また第12条で、この条例に定めるもののほか、細目について、選挙管理委員会規則への委任をするという旨を定めてございます。

施行日でございますけれども、先ほど説明申し上げました改正法は本年12月12日から施行されるということになっております。この改正法の施行と同日から施行をさせるというものでございます。それが附則第1項で規定をしてございます。

また、附則第2項におきまして、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用する旨を定めてございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第78号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第17 議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について説明させていただきます。

議案書は18ページから29ページです。

説明は、議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料の8ページをお開きください。

条例の概要について説明をいたします。

初めに、趣旨・目的です。

群馬県では、建設工事に伴い排泄された土砂等による埋立て等について、有害物質の混入や堆積された土砂等の崩壊を抑制することを目的として、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例を制定し、平成25年10月1日から施行しています。この群馬県の条例では、3,000平米以上の土砂等による埋立て等について規制を行う内容となっておりますので、本村におきましても、この県条例の規制が及ばない範囲、3,000平米未満の埋立て等の事案に対応するため、条例を新規に制定するものです。

条例案の概要です。

当該条例では、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止するとともに、面積が500平米以上3,000平米未満の埋立て等を行おうとする事業者は、原則として村長の許可を受けなければならないとするものです。

条例の構成につきましては、記載のとおり、第1章から第5章、附則により構成をしております。

施行日につきましては、令和2年10月1日から施行とさせていただきます。

また、適応関係、経過措置といたしまして、附則の第2項に、この条例の施行の際、現に小規模特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から3か月間は第7条第1項の規定にかかわらず、当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、

当該申請に対し、許可または不許可の処分があるまでの間も同様とする旨を規定してございます。

以上で、説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第79号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第18 議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

今回の改正は、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正議案文は議案書30ページから、新旧対照表は議案参考資料の11ページからとなります。

なお、説明については、議案参考資料にて説明させていただきます。

議案参考資料10ページをお願いいたします。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。なお、説明するに当たり、表記の部分を前後して説明することがございますが、ご容赦ください。

第1条関係は、令和2年10月1日から施行とするもので、第94条は、たばこ税の課税標準の改正に伴う改正で、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、2段階で見直しを図るものです。

第2条関係は、令和3年1月1日から施行とするもので、第24条は、個人の村民税の非課税の範囲の改正に伴う改正で、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものです。

第34条の2は、個人の村民税の所得控除の改正に伴う改正で、ひとり親控除額を追加するものです。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例の改正に伴う改正で、租税特別措置法の延滞金等の特例

規定の改正に伴うものです。

第3条関係は、令和3年10月1日から施行するもので、第94条関係は、たばこ税の課税標準の改正に伴う改正で、第1条関係で説明した2回目の見直しです。

第4条関係は、令和4年4月1日から施行するもので、第23条は村民税の納税義務者等の改正に伴う改正です。

関係法令、予算措置についてはご覧のとおりです。

なお、本改正案は、国から示された準則に基づき作成しましたこと申し添えます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第80号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第19 議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案書は35ページから45ページです。説明は議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料の30ページをお開きください。

改正の趣旨・目的でございます。

今回の条例改正は、内閣府令第8号により村の基準条例の一部改正を行うものですが、これは昨年10月1日からスタートしている幼児教育・保育の無償化制度根拠法令では、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものですので、既に運用が開始されている部分や用語の整理をすることを目的としております。

改正の内容でございますが、大きく分けて2点ございます。

まず、1点目ですが、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの変更、条例第13条第4項の規定に係る部分の改正です。この規定では施設、施設とは保育園やこども園などのことですが、施設が保護者から受けることのできる食事の提供に要する範囲を定めているものですが、昨年10月1日からスタートした幼児教育・保育の無償化制度によりまして、以前は保育料の一部に含まれていた副食費が実費徴収となったことや、世帯所得が一定金額未満の子ども及び第3子以降の子どもの副食費を免除とすることなどを規定する内容となっています。

続いて、2点目ですが、これは子ども・子育て支援法の一部改正に伴う用語の整理やその他、所要の改正を行うものです。

附則関係でございますが、この条例の施行日は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用とさせていただきます。およそ1年前に遡及して適用させていただきますものですが、これは内閣府で第8号の附則第2項において、条例整備の猶予に関する経過措置が置かれていることから、この経過措置を適用させていただいたものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第81号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第20 議案第82号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第20、議案第82号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第82号について説明申し上げます。

議案書については46ページでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。61ページをお願いします。

趣旨・目的でございますが、土地基本法、地方税法等の一部改正により、榛東村国民健康保険条例の規定内容について所要の改正を行うものでございます。併せて、国民健康保険税の納期限を改正しようとするものでございます。

改正の概要ですが、1つ目としまして、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されることに伴い、国民健康保険税の所得の算定における控除について、所要の改正を行うものでございます。こちらは法改正に伴う改正となります。

2つ目として、第12条関係の改正でございます。

国民健康保険税の納期を、現行は第1期を6月から第8期1月までの納期としているものを、第1期7月から始まり、第8期を2月末日までに改正するものでございます。国民健康保険税の算定は所得額の確定後に行いますが、その時期が6月上旬であるため、納税通知書の発送から第1期納期限までの日数に余裕がなく、納税の成立に支障を及ぼす場合が想定されるため、改正をお願いするものです。

附則でございます。令和3年4月1日から施行するものでございます。ただし、1つ目の内容につきましては、令和3年1月1日から施行するものでございます。

62ページからは新旧対照表となりますが、説明は省略させていただきます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第82号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第21 議案第83号 村道の路線の廃止について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第83号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、議案第83号 村道の路線の廃止について提案理由をご説明申し上げます。

議案書は48、49ページ、議案参考資料は64ページから66ページでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。議案参考資料の65ページ、路線廃止調書をご覧いただきたいと思っております。

道路法第10条第3項の規定に基づき、路線の廃止の議決をお願いする路線は1路線でございます。路線番号は5050、路線名は大手4号線、路線の起点は山子田字大手2081番1地先、終点も山子田字大手2081番1地先、延長は93.33メートル、幅員は9.9メートルから6.5メートルでございます。

66ページをお願いいたします。

大手4号線の廃止路線図でございます。この路線は、しんとう総合グラウンドの西約300メートルに位置し、民間企業の間を南北に通る行き止まりの路線でございます。路線の周囲は、同企業及び企業の関連企業が所有しております。路線の廃止によります一般公益上の支障はないものと考えております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第83号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第22 議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（南 千晴君） 日程第22、議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

議案書は50ページ、お願いいたします。

一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ2億6,454万円を加え、総額を81億6,358万7,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入におきましては、地方交付税、地方特例交付金等の交付額の確定、前年度繰越金の増額などであります。

歳出におきましては、畜産農家への補助金支出、コロナ禍での開催となるため、成人式経費の増額、前年度繰越金に係る減債基金への積立金の増額などをお願いするものでございます。

併せまして、コロナウイルス感染症のため、本年度予定しておりました事業の中止によります減額なども計上させていただいております。

議案書55ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

臨時財政対策債の借入限度額の確定を受けての補正といたしまして、借入限度額を1億5,000万円から1億7,374万7,000円に変更するものでございます。

続いて、議案参考資料の70ページ、お願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。主だったものを説明させていただきます。

70ページ、11款1項1目地方特例交付金928万1,000円の増、説明欄にございますように個人住民税減収補填特例交付金、それから自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金。

それから、次の12款1項1目地方交付税1億8,539万7,000円の増、これらの増額につきましては、それぞれ本年度の算定が終わり、額の確定通知に伴います補正でございます。

同じく70ページの一番下、16款2項5目土木費国庫補助金で、同じく説明欄で社会資本整備総合交付金、こちらは減額となっております、次のページなのですが、道路メンテナンス事業補助金、こちらが増となっております。これは、国庫補助金の制度改正によるものでございまして、予定していた工事箇所が変更になったものではございません。

続いて、73ページ、お願いいたします。73ページの上段です。

21款1項1目繰越金1億7,354万3,000円の増額は、令和元年度からの繰越金でございます。

続いて74ページ、お願いいたします。

23款村債の補正は、先ほど説明させていただいたとおり、臨時財政対策債の借入限度額が確定したことによります補正でございます。

続いて歳出に移らせていただきます。

75ページ、お願いいたします。

2款1項3目財政管理費8,700万円の増額につきましては、決算剰余金の2分の1以上の積立てを行うこととしておりますが、繰越金が当初予算の見込みより多かったため、減債基金積立金を増額するものでございます。

続いて82ページ、お願いいたします。上段のほうです。

6款1項4目畜産業費124万8,000円は、豚熱予防ワクチン、それから肉牛農家の生産効率向上のためICT機器導入に対します補助金を計上してございます。

続いて、86ページお願いいたします。上段のほうです。

10款1項2目事務局費1億円、これは複合施設の整備や学校の修繕に当てるため、教育施設整備基金を積み増そうとするものでございます。

同じく86ページ、10款1項4目複合施設の整備費293万7,000円、これは複合施設整備予定地の面積増に伴いまして、用地測量委託料を増額しております。

続いて88ページ、お願いいたします。一番下のほうです。

10款2項3目小学校費の学校建設費335万5,000円は、当初予算にも計上してありましたが、南小学校校舎の修繕工事に係ります設計委託料の増額でございます。校舎の長寿命化を図るため、修繕箇所を増やそうとするものでございます。

続いて90ページ、お願いいたします。

10款5項1目社会教育総務費、12節委託料248万4,000円は、コロナ禍での開催となるため、成人式経費の増額を計上してございます。

榛東村一般会計補正予算（第6号）の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 88ページです。

ただいまご説明のありました88ページ、学校建設費、これは800万の当初予算がありましたけれども、300万上乘せと。長寿命化修繕ということですが、どういった経緯で増額になったのか。何かが発見されたのか、新たに壊れたのか。それとも、金額単価が上がったのか、設計ミスだったのか。お願いします。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

本件につきましては、これまで村の単費で改修工事を考えてございました。ただ、今年度より新設された文科省の補助メニューを確認したところ、さらによりよい補助が与えられると、いただけるということが確認されまして、そのための設計見直しによる増額でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） そうしますと、それに見合うだけの補助金が歳入で入っているということよろしいですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） お答えいたします。

本件につきましては、工事について補助は出ます。ですので、まだ本件につきましては、設計業務

の委託ということでございますので、具体的な補助金が今年度入っていることはございません。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第84号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第23 議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について

○議長（南 千晴君） 日程第23、議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について説明申し上げます。

議案書は56ページでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ306万5,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億384万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料94ページをお願いします。

主要事項について説明申し上げます。

まず、初めに歳入です。

7款2項国民健康保険基金繰入金、補正額2,970万3,000円の減、こちらは前年度繰越金により基金からの繰入金を減額するものでございます。

8款1項前年度繰越金3,257万2,000円は、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出です。

5款1項保健衛生普及費、補正額86万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施しています歩け歩け大会を中止といたしました。そのため、参加記念品や豚汁の食材費等を減額し、代替事業として、生活習慣を見直すための啓発資料を国民健康保険世帯の方に配布をするためのものでございます。

7款1項保険税過誤納還付金、補正額200万円、こちらは新型コロナウイルス感染症による保険税の減免申請等により、還付の増額が見込まれるための増額でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

す。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第85号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第24 議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書59ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,282万3,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億6,308万3,000円とするものでございます。

説明については、議案参考資料で説明させていただきます。100ページをお願いします。

主要事項について説明申し上げます。

初めに、歳入です。

1款1項特別徴収保険料、補正額775万2,000円と、同じく1款1項普通徴収保険料、補正額298万1,000円ですが、こちらは介護保険料本算定後の保険料見込みにより増額をするものでございます。

次に、4款1項介護給付費負担金過年度分、補正額301万5,000円の増は、前年度実績に基づき精算した結果、介護給付費県費負担金等の不足額を追加交付されるものでございます。

それから、8款1項前年度繰越金、補正額1,803万3,000円は前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款4項高額医療合算介護サービス費、補正額98万8,000円ですが、こちらは平成30年度高額医療合算介護サービス費の支給予定額が当初見込みより多いための増額をお願いするものです。

4款1項介護給付費準備基金積立金、補正額2,590万2,000円は、前年度繰越金から基金に積み立てるものでございます。

5款1項国県支出金償還金、補正額583万3,000円は、前年度実績に基づき、国庫負担金と支払基金の交付額が決定され、超過額を返納するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第86号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第25 議案第87号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第25、議案第87号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第87号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書の62ページをお開きください。

今回の補正は、令和元年度の事業確定に伴い、歳入予算において繰入金と繰越金の補正をするものです。

63ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。

2款1項繰入金、補正額63万6,000円の減です。これは、令和元年度の事業確定に伴い、一般会計からの繰入金を減じるものです。

4款1項繰越金、補正額63万6,000円の増です。これは、令和元年度の事業確定に伴い、前年度繰越金を計上するものです。

以上で、説明といたします。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第87号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第26 議案第88号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第26、議案第88号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を申し上げます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第88号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

それでは、議案書64ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,332万8,000円とするものでございます。

議案参考資料により説明いたします。議案参考資料110ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算でございますが、4款1項繰入金、補正額121万円、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出予算でございますが、2款1項管理費、補正額121万円、工事請負費を増額するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。お願いします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第88号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第27 議案第89号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第27、議案第89号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算

(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 井口克三君発言]

○教育委員会事務局長(井口克三君) それでは、議案第89号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第1号) について説明をいたします。

議案書67ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,174万円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,407万6,000円とするものでございます。

続きまして、説明につきましては、議案参考資料115ページをご覧ください。

主要事項につきましてご説明申し上げます。

1款1項事業収入990万円の減でございます。これは、令和2年度4、5月の臨時休校に伴う給食費の未収金の部分でございます。

3款1項一般会計繰入金218万5,000円の減でございます。原因につきましては同様でございます。

4款1項繰越金34万5,000円、これは令和元年度からの繰越金でございます。

歳出予算。

2款1項事業費1,174万円の減でございます。

これで説明を終わりにいたします。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第89号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第28 陳情について

○議長(南 千晴君) 日程第28、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情つづりにより付託いたします。

陳情第2号 群馬県町村議会議長会会長、仲澤太郎氏から陳情のあった「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして、令和2年第3回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時24分散会

令和 2 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

9 月 1 6 日 (水)

令和2年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

令和2年9月16日（水曜日）

議事日程 第3号

令和2年9月16日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第77号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 2 議案第66号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 発委第 3号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について
- 日程第 4 議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第74号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第76号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第14 議案第78号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第82号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第83号 村道の路線の廃止について
- 日程第20 議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第21 議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 2 3 議案第 8 7 号 令和 2 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 8 8 号 令和 2 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 8 9 号 令和 2 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 総務産業建設常任委員会に付託の陳情第 2 号について
- 日程第 2 7 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告について
- 日程第 2 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 0 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 2 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 2 まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 発委第 1 号 榛東村議会基本条例の制定について
- 追加日程第 2 発委第 2 号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 3 発委第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 発議第 5 号 榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約
手続きに関する特別委員会の設置に関する決議

出席議員（13名）

1番	中島由美子君	2番	小板橋尚君
3番	生方勇二君	4番	善養寺孝君
5番	蜂巣實君	6番	村上慎一君
7番	川田敏彦君	8番	小野関治義君
9番	清水健一君	10番	小山久利君
11番	山口宗一君	12番	岸昭勝君
14番	南千晴君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	清村昌一君	企画財政課長	早川弘行君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	山口誠一君
建設課長	久保田邦夫君	上下水道課長	狩野宏記君
会計課長	浅見英一君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 会長	井口克三君	代表監査委員	岩崎唯雄君

事務局職員出席者

事務局 局長	飯塚邦守	書 記	志岐英代
--------	------	-----	------

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

1番中島でございます。おはようございます。

9月1日の会議における私の発言のうち、次の部分について訂正をしたいので、議長において許可されるよう、会議規則第61条の規定により申し出ます。

それでは、この理由は、JA北群渋川農協からの要望ということでございますが、私も納得しましたので、じゃ、それでは、申し上げます。

9月1日の会議録、39ページ、12行目、「今年の農協理事会で」を、これを「今年農協は」に訂正いたします。

続きまして、39ページ、12行目、「撤廃」、これは私のほうで撤退と申し上げたと思うんですが、テープ起こしで撤廃となっておりますが、文字の意味に違いがありますので、あえてここで訂正させていただきます。

続きまして、39ページ、13行目、「それには理事会からあるんですが、」という、点までです。これについて削除させていただきます。

40ページ、上から2行目でございます。「中央農林金融公庫」は「農林中央金庫」に訂正させていただきます。

続きまして、40ページ、3行目、「農協計画」を、意味は同じなんですが、「農協改革」に訂正させていただきます。

41ページ、下から10行目、「農協の中期計画で」を「農協は」に訂正させていただきます。

最後に、41ページ、下から8行目、「榛東村民」を「榛東村」に訂正させていただきます。

以上、議長において許可されるよう、申出します。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） ただいま中島議員から、9月1日の会議における発言について、会議規則第61条の規定により、発言を訂正及び削除したいとの申出がございました。

お諮りいたします。

これを許可することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、中島議員からの発言の訂正の申出を許可することに決定いたしました。

◇

◎日程第1 議案第77号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第77号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議案第77号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

これまで長きにわたりまして人権擁護委員を務めていただきました富澤礼子さんが、本年の9月30日をもって任期満了となります。新任の人権擁護委員の候補者を推薦しようとするものでございます。

今回推薦する篠原勝代さんは、昭和37年3月18日お生まれです。広馬場498番地にお住まいであります。

篠原さんは、平成7年4月から平成25年7月まで榛東村社会福祉協議会に勤務され、平成26年5月から平成31年2月までは、村の介護認定調査員として勤務されました。同年の3月からは、障害者福祉サービス事業所、NPO法人あゆみに勤務されております。

介護福祉士や社会福祉主事、介護支援専門員などの資格を有しておりまして、村の母子保健推進員や生活安全推進員を務めていただくなど、これまでも村の様々な分野においてご尽力をいただいております。その豊富な知識と経験を本村の人権教育や相談活動の場で発揮していただけるものと確信しております。

人権擁護委員法の第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をお伺いし、人権擁護委員の候補者として推薦したいと考えております。ご同意くださいますようお願い申し上げます。提案に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第77号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第66号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第66号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

9番清水健一議員。

[決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） 令和2年第3回定例会決算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、本委員会に付託されました議案第66号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、9月4日、7日の2日間にわたり、村長、議長をはじめ、執行及び委員出席の下、慎重に審査を行いました。

4日は、総務課、企画財政課、税務課、住民生活課、産業振興課、会計課、議会事務局のそれぞれの歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、防災無線やしんとう安全・安心メールなどについて質疑がありました。また、村税については、税務課の収納対策等が大きな成果を上げており、その取組は大いに評価するものであります。

7日は、健康保険課、建設課、上下水道課、教育委員会事務局の歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、村営住宅の未収金や空き家対策などについて質疑がありました。また、農業用水維持管理に関わる電気料の削減が担当職員の努力によって図られたことから、さらなる職員の人材育成を要望するところであります。

採決の結果、賛成多数により本委員会は令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算を認定することに決定しました。委員会終了後に、委員長、副委員長において審査内容の整理を行い、委員会として次の3点について改善要望事項をまとめました。

改善要望事項、1点目、保育料や住宅使用料に係る未収金については、更なる徴収強化に努めること。

2点目、農業用水維持管理費は、職員の努力により昨年度より削減されている。今後も、経費の削減につながる人材育成を図ること。

3点目、村民の安全安心な暮らしに役立てるため、村民に対し、しんとう安全・安心メールの登録者数を増やすための周知に努めること。

以上、改善要望事項とし、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、決算審査特別委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する審査の経過及び結果についての質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

委員長報告ございまして、農業用水の電気料が努力によって減ったということございまして。そのような説明も受けました。

その中で、委員長、主要な成果説明書の64ページです。

今おっしゃられた電気使用料なんですけど、私もそのとき拝見しておってよく分からなかったんですけど、申し訳ないです。この中で、農事契約というのと一般契約という電気のくくりがございます。

64ページの上です。4、新幹線揚水機場電気使用料ということございまして、これが減ったということは、お話の中でありました井戸水、長岡地域の一部で使っている井戸水の用水がなくなったことで減ったこともあるのではなかろうかと思うんですけど、そもそも農業用水に使っている電気なのに、ここで一般契約、農事契約というのは僅かに3つ、3か所ほどで、それ以外は全部一般契約となっているんですけど、その一般契約というのは電気料も高いわけでございます。これが農事契約に変わりますと、全て農業用水ということと考えられるんですけど、この一般契約というのは何だったんですかねということで、ちょっと1つ質問をしたいんですけど、お願いします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時13分休憩

午前9時15分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

今の質疑につきまして、委員長への質疑ではないので、取り下げさせていただきます。お願いします。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

一般会計、令和元年度の決算に対しまして、反対討論を申し上げます。

反対討論、2 点ほどございます。

まずは、新幹線の揚水機場電気使用料の中で、農事契約、農業用水ですから、農事契約ですと随分、電気料の単価が安いということでございますが、一般契約のものがあると。これが農業用水で使われているのであればいいですけれども、それであると、電気料を無駄に払っているということになりますので、この1 点と、あとは、ふるさと納税の寄附者、全国の寄附者様が5 つの項目について、寄附をどのように使ってくれというものについての区分けというような予算の使われ方がしていない、この2 点において反対いたします。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を行います。討論ございませんか。

8 番小野関治義議員。

〔8 番 小野関治義君発言〕

○8 番（小野関治義君） 令和元年度一般会計決算額は、歳入が58億8,052万円、歳出が55億7,962万円でした。

内容につきましては、保健医療の充実、子育て支援、高齢者福祉の充実、農林業の振興、社会資本整備の充実が図られております。住民のためになったものだと認識しているため、賛成します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第66号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成11人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第3 発委第3号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について

○議長（南 千晴君） 日程第3、発委第3号 令和元年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改

善要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の改善要望事項について、村長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、要望書を村長宛てに提出することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

一般被保険者高額療養費が高額であることについて質疑があり、必要な医療を必要な時期に受けられるようにしなければならない、また、村として、検診等を充実し、疾病の早期発見、早期治療につなげられるよう努めていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第67号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第5 議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

審査の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第68号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第6 議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

保険給付費の不用額について質疑があり、見込みよりも利用が少なかった結果であるが、利用者の申請に応じ、必要なサービス、給付費を支出していると答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第69号 令和元年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第7 議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

収入未済額に対して質疑があり、少額でも返納を続けている対象者もいる、今後は、個々の状況把握に加え、これを整理し、収入未済額の縮減に取り組みたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第70号 令和元年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



◎日程第8 議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月9日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

下水道使用料等の未収金について質疑があり、受益者負担金の未収金は減少しているが、使用料は増加している、今年度は計画的に滞納整理を行っていきたいと回答がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第71号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



◎日程第9 議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月9日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

赤字決算となった要因や今後の対応について質疑があり、事務的ミスによるものであり、大いに反省しなければならない、令和4年から公会計に移行するに当たり、今後は厳正に処理していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第72号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



◎日程第10 議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

食材提供者の割合について質疑があり、村内農家からは13.5%の割合で提供を受けている、今後より多くの村内農家などから提供を受けられるよう努めていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第73号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第 1 1 議案第 7 4 号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第74号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第74号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第74号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月9日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

榛東村第3太陽光発電所の9月の発電量及び売電金額について質疑があり、落雷によるブレーカーがトリップし、パワーコンディショナーの復旧作業までの間、発電が行えず、発電量及び売電金額が減少した、なお、これに係る費用は発生していないとの回答がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第74号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



◎日程第12 議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、9月9日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

水道管敷設工事の状況において質疑があり、工事は老朽化に伴う漏水の多い路線を中心に計画的に実施している、今後は浄水場ごとの推計を見極め、路線を決めて重点的に漏水調査を実施していきたいとの説明がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

監査委員の意見にもございますように、榛東村の有収率、これは有収率は全国の同団体に比較して9ポイント余り低いと、3割近い不明水を出している。これは、やはり老朽化の原因があるのではないかと、そういうふうを考えております。これから何年後、なりますが、安全で安心した飲料水が安定して供給できるような対策、これを講じるべきと考え、この認定には反対し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を行います。討論ございませんか。

8番小野関治義議員。

〔8番 小野関治義君発言〕

○8番（小野関治義君） 本議案の資料、その他、精査したところ、間違いもございませんし、監査委員の報告もありましたとおり、何ら落ち度がございません。

よって、賛成します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 反対討論を申し上げます。

本年の監査委員の監査において、公営企業法第30条で決められている書式が提出されておりました。中身については、供給単価、給水原価というような資料と、あとは口径別の件数、有収水量、収益と、そのような内容があらうかと思いますが、そのような資料が長より提出されておらず、監査が受けていないということ、それと、今回、水道施設の水源施設、水源には、表流水、湧水、伏流水、地下水とございますが、そのような内容についてのご説明もなかったわけでございますが、単純な老朽化といいましょうか、神薬師の貯水池、これ農業用水でございますけれども、神薬師の貯水池に入

ってくるべき表流水が、全く今年1年間は入ってこなかったと、そういうような現場を確認してまいりました。水道施設においても、表流水がしっかり入っているのかと。

そして、先ほどの農業用水の電気料の中で、もし一般の上水の水を揚げていたとしますと、もっとこの供給単価や給水原価は安くなったのではないかと。2億2,800万円でしょうか、水道料金で収入を得ておりますけれども、有収水量が、不明水が約7,000万円近い、売れば7,000万円ということですが、その内容について、約5,000の給水件数で割ると、4か月の基本料金、各世帯の基本料金が4か月分無料になるというような給水料金を安くすることができます。

このように、水源施設、水道施設の管理において、書類の整理等を行って、それぞれの有収水量、または有効水量ということが本決算の中で出てまいりませんでした。有効水量という考え方も取り入れて決算をしない限り、給水原価というものが正しく把握できていない。よって、村民の水道料金が明確に計算できていないということで、この決算、認定を反対いたします。

以上です。

〔「議長、休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時49分休憩

午前9時49分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

次に、賛成の討論を行います。討論ございませんか。

9番清水健一議員。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 賛成の立場から討論を行います。

上下水道課長からも、不明水、そういった対策等、しっかり取り組んでいる、こういった説明もありました。また、監査委員からも、審査の結果ということで、適正に決算報告書は適正に表示しているものと認められた、こういった審査結果であります。

以上、適正な決算として賛成をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 反対討論をします。

先ほど皆さんが言われているんですけども、文教厚生常任委員会では、産業建設での質疑、回答の中身は分からないんですけども、……………と、あと、専門的な委員の育成というのもありましたけれども、それも果たしてどのよう

にやっていくという明確な意見がありません。それと、何度も出ているように、監査委員の指摘のように、不明水の率は上がってしまいました。これは村民にとっては何らプラスになる要件が見られませんので、明確な計画を立てた水道管の点検、補修等々の意見が見当たりませんでしたので、反対とします。

○議長（南 千晴君） ほかに賛成の討論ございませんか。
4番善養寺孝議員。

〔4番 善養寺 孝君発言〕

○4番（善養寺 孝君） 本件に賛成の立場から討論いたします。

総務産業建設常任委員会に付託され、執行を交えて皆さんで検討した結果、不備はないということで、賛成の立場から討論します。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 1人1回です、討論は。

〔「訂正をお願いしたい」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時52分休憩

午前9時56分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 先ほどの私の発言で、……………は、実際には総務産業建設常任委員会の中で説明があったということでしたので、訂正いたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第75号 令和元年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成9人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第 13 議案第 76 号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第76号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第76号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第76号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、9月9日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 今回の決算認定に当たりまして、1日の最大配水量というものがありません。7,429立方とありますが、決算書では7,249と訂正になっております。このようなこと、また、先ほどの農業用水の電気料、農業用水の水源から、この水道にもし入っているとすると、このような剰余金は生まれなければならないはずであると考え、正しい水利系、正しい水源の決算において行われるよう、今回、反対いたします。

以上です。

〔「休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時休憩

午前10時1分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

次に、賛成の討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第76号 令和元年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開を10時20分といたします。

午前10時2分休憩

午前10時21分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第14 議案第78号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第78号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第78号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第78号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、9月9日午前9時より、301会議室において、

委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

町村議会議員選挙における公費負担制度の導入経緯に対し質疑があり、全国町村会及び全国町村議会議長会からの要望を受けて、法改正がされたものであるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 委員長報告について、ちょっと質問なんですけれども……

○議長（南 千晴君） 質疑をお願いします。質疑をお願いします。

○7番（川田敏彦君） 質疑なんですけれども、さっき今、全会一致というふうに言われたんですよ。だけれども、先ほどの例で見ると、全会一致という報告をしたけれども、そこにいる委員は反対しているというのがありましたので、この全会一致というのがちょっとどういう状況なのか、どういう論議でそうなっているのか。これ間違いなく全員一致で賛成と、認定となっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君発言〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 説明をいたします。

委員会では、質疑、討論、採決という流れで行っております。そのとき、委員は全員挙手をいただき、全会一致ということでございます。

○議長（南 千晴君） よろしいですか。

暫時休憩といたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかに委員長報告に対し、質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第78号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

村内事業者への周知について質疑があり、ホームページや庁舎窓口で周知徹底を図りたいとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第79号 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、9月9日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第81号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第82号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第82号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第82号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第82号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第82号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第83号 村道の路線の廃止について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第83号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第83号 村道の路線の廃止について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託された議案第83号 村道の路線の廃止について、9月9日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

現地確認を行った後、当該路線の残存する消火栓の処置について質疑があり、主な用途は工場用に設置された村の消火栓であるが、路線廃止後は使用不可となることに支障はないとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第83号 村道の路線の廃止について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第20 議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（南 千晴君） 日程第20、議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について、9月9日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

産業祭の実施の可否について質疑があり、現状のコロナ禍では、村民の安全・安心を考慮すると、開催は困難であるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 先ほど委員長から報告いただきました。

慎重に審議いたしました。コロナ禍ではありますが、産業祭、……等、何の代替案も出ずに全額減額、その他にもあろうかと思うんですけれども、そのほか、複合施設整備事業、図書館、中央公民館に当たる施設と説明があったと思いますけれども、その中で、図書館についての設置について、まだ検討段階ということでは、まだ測量作業に入るのは早いのではないかということ、以上、3点を申し上げて、今回の一般会計補正予算を反対いたします。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

4 番善養寺孝議員。

〔4 番 善養寺 孝君発言〕

○4 番（善養寺 孝君） 本議案に賛成の立場から討論いたします。

本議案は、普通交付税や地方債の確定により、予算補正とともに、村民福祉の向上と生活の安定のため、様々な予算が計上されています。

よって、本議案に賛成いたします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 先ほどの発言の中で、……という文言がありましたけれども、そのところを削除してください。お願いします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 今回の一般会計の補正予算に反対です。

これは、前回、8月の臨時会のときには、コロナ対策があったんですよね。プレミアム商品券、ありました。ただ、今回は、コロナ対策、特に全住民への対策というのは全くないんですよね。今、委員会でも調査しているということですが、まだ一般的には、まだ住民のいろんな経済的な負担、それから精神的なストレス、これがまだまだあるわけです。対策としても、例えば現金給付だとか、今回も商品券の発行とか給付だとか、それから医療従事者への給付というのもあります。

前回、私が質問したときに、村外も含めてと、こう質問したものですから、答弁で、村外の医療機関に勤めている人は把握ができないというのがあったんですけれども、例えば村内だけでも、これは分かるわけですよね。事業所は分かっているわけですから、そういう人への給付、それから同じように、介護施設や障害者施設や保育園、こども園、学童保育所、こういうところの職員も非常なストレスの中で奮闘してやっているわけですから、細かい注意もしてやっているわけですから、給付も必要だし、それから村税の猶予がありましたけれども、これも水道料、下水道の猶予、これもやっている自治体もあります。

また、国民健康保険でも、資格証明書の発行者へ短期保険証の発行をするということもあります。これ、コロナと診断されない人に対してでも、こういうのをやっているところもあります。また、その短期保険証も、渋川北群馬のように、1か月じゃなくて6か月にするとか、いろいろこういうふうに対策はいっぱいあるわけですよね。だけれども、今回、一つもないんです。

前回、臨時会のときに、プレミアム商品券ができて、あれはあれでいいと思います。できれば、やはりプレミアム商品券だと1万円で5,000円なので、それを買えない人がいるんですよね。また、4人家族になると4万円で買ってというふうになりますから、やっぱり全員に給付できるような形がやっぱり望ましいと思います。そういう配慮といいますか、やっぱり税金をそういうところでやっぱり使っていくというのが大事だと思います。

特に商品券については、吾妻の中之条と嬭恋だとか、それから利根郡だと片品とか昭和村とかみなかみとか、ああいうところはもう全部配っちゃうんですよね。買うんじゃなくて、その中にプレミアムがついているんじゃなくて、もう1万円とか配っちゃうわけですよね。そういうふうにして、全員にやっぱり給付をすると、そういうのをやるべきだと思います。

財源の問題では、今回も決算書を見ると、現金で21億8,500万円あるわけですよね。これ財調基金が。ですから、例えば1万円の商品券を使ったって、1万5,000円でいろんなこともできますから、それだって20億円の上あるんですよね。だから、こういうときこそ、やっぱり住民の要求、財調基金も、目的が困ったとき使うというのがあるわけですから、やっぱりそれは使うべきだというふうに思います。

以上、反対討論です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時56分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

次に、賛成の討論を認めます。討論ございませんか。

8番小野関治義議員。

〔8番 小野関治義君発言〕

○8番（小野関治義君） 賛成の討論をします。

この補正予算案には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した予算も含まれます。村民の安全・安心な生活のため様々な予算がされており、これら全て村民のためと考えられることから、本議案に賛成します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第84号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第85号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第22、議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予

算（第2号）について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第86号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第87号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第23、議案第87号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第87号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第87号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、

村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第87号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第24 議案第88号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第88号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第88号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第88号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、9月9日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第88号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 議案第89号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第1号）

○議長（南 千晴君） 日程第25、議案第89号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第89号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第89号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、9月11日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第89号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第26 総務産業建設常任委員会に付託の陳情第2号について

○議長（南 千晴君） 日程第26、総務産業建設常任委員会に付託の陳情第2号についてを議題といたします。

過日、付託を行いました陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出について、小山総務産業建設常任委員会委員長より審査経過及び結果について報告を求めます。

小山産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、令和2年陳情第2号。付託年月日、令和2年9月2日。件名、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出について。

本委員会の意見、9月9日、本委員会において審査した結果、新型コロナウイルス感染症は、甚大な経済的・社会的影響をもたらし、今後の地方財政はかつてない厳しい状況に予想される。地方自治

体は地域の実情に合わせた行政サービスを安定的かつ継続的に提供していかなければならず、全国町村議会議長会や群馬県町村議会議長会をはじめ、他町村との足並みをそろえて粘り強く要請を行っていくことが重要であることから、趣旨に賛同し、全員賛成で採択とする。

審査結果、採択です。

以上です。

○議長（南 千晴君） ただいま、小山総務産業建設常任委員会委員長より、陳情第2号については採択との報告がございました。

ここで審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

今、総務委員長のご説明の中で、受理番号2とおっしゃった後に、9月2日という年月日が出てきたんですけれども、その脈絡がちょっとおかしかったと思ったんですけれども、9月2日というのは付託をした日なんですけれども、その文言はもう一度聞かせていただくとありがたいんですけれども。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君発言〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 当委員会に付託されました日付は、9月2日付で付託を受けました。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかに委員長報告に対する質疑ございませんか。

6 番村上慎一議員。

〔6 番 村上慎一君発言〕

○6 番（村上慎一君） 質疑です。

件名に、下のほうに、地方税財源の確保を求める意見書として件名がなされていて、委員会の意見

として、他町村と足並みをそろえて粘り強く要請を行っていくことが重要であることから、本旨に賛同して採択する。これは、例えば、全国自治会が国に対してコロナ対策に対する財源不足からもっと交付金が欲しいと要望していますけれども、それと同じような趣旨ということで判断されたんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君発言〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 先ほど述べたとおり、全国町村議会議長会、群馬県議会議長会をはじめということで、県内、群馬県と全国の議長会に賛同してということでございます。

○議長（南 千晴君） 休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時19分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり採択に賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第27 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告について

○議長（南 千晴君） 日程第27、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告についてを議題といたします。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会、蜂巢實委員長から中間報告をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

中間報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定しました。

蜂巢實委員長の発言を許可いたします。

5番蜂巢實議員。

〔新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長（蜂巢 實君） それでは、新型コロナの中間報告を行います。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置しまして、本委員会は令和2年第2回定例会において、新型コロナウイルス感染症拡大による村民生活及び地域経済への影響と対策に関する調査を行うことを目的に設置いたしました。

委員会は、9月14日までに8回開催いたしました。

活動内容といたしましては、7月8日に社会福祉協議会を訪問し、学童保育所やふれあい館の運営における新型コロナウイルス感染症の影響などについて聞き取りを行いました。

また、7月13日には、国の第2次補正予算に係る交付金による支援事業の実施及び補正予算の編成に当たり、5項目にわたる本委員会としての要望事項を村長に提出いたしました。

さらに、7月中旬から末日にかけて、新型コロナウイルス感染症による村内の事業者への影響を調査するため、218の事業者に対し、委員自らアンケート調査用紙を配布し、事業者の皆様のご協力をいただき、95件の回答をいただきました。

8月27日、本アンケート結果を分析し、冊子にまとめた上、本委員会といたしまして、4項目にわたる要望事項とともに村長に提出いたしました。

いまだ終息の見通しもせず、県内においても感染が拡大している中、本委員会の目的を果たすよう今後も活動してまいります。

皆さん、よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 以上で蜂巢實新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長の中間報告を終了し、本件は報告のみといたします。



◎日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第29 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第30 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第31 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第31、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第28から日程第31までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付しました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第32 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第32、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

小山久利広域議員から報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告。

令和2年7月16日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催され、報告1件、議案3件が上程されました。

報告につきましては、令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、議案につきましては、高規格救急自動車1台等の取得、組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定及び令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算の3件でございます。

以上、4件の議案に対し、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） 小山議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

ここで休憩といたします。

再開を11時40分といたします。

午前11時27分休憩

午前11時40分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 発委第1号 榛東村議会基本条例の制定について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、発委第1号 榛東村議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番岸昭勝議員。

〔12番 岸 昭勝君登壇〕

○12番（岸 昭勝君） 発委第1号 榛東村議会基本条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法109条第6項及び第7項並びに榛東村議会の会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提出の理由につきましては、本村議会に関する基本的な事項を定めることによって、公正で民主的かつ有効な議会運営を図り、もって榛東村村民の福祉の向上と村政の発展に寄与するとともに、本村議会における最高規範として議会基本条例を制定するものでございます。

本条例の制定に当たりましては、平成29年第4回定例会において特別委員会を設置し、今日まで特別委員会や小委員会において検討を重ね、群馬県町村議会議長会職員による研修、精華町・久御山町の視察研修を実施するとともに、山梨学院大学の江藤俊昭教授にも助言をいただきました。

以上、各議員の賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

委員長、ただいま、すばらしい条例ができるということで、ありがとうございます。

その中で、1点、私もその委員会に出ておった、最後の委員会に出ておったわけなんですけれども、4ページの第4条ですかね。3、議会は村民や各種団体と意見交換の場を多用に設け、村民の声を広く政策立案につなげるため、地域懇談会等の実施に努めるものとするということがあるんですが、この基本条例、全会一致で賛成した暁には、いつこのような意見交換会、懇談会が開かれる、基本条例をお示ししながらということもあると思うんですが、年内に行われるのか、年明けに行われるのか、それもお聞きして、賛成をしたいと思っておるんですが、よろしくをお願いします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 先ほどの質問ですが、委員長がいつするかというように聞こえたということでございますので、この3年間、基本条例制定のためにご議論いただいた中で、こういった地域懇談会等をなるべく早く開きたいとか、年何回開きたいとかという議論はありましたか。よろしくお願ひします。

○議長（南 千晴君） 12番岸昭勝議員。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 具体的に何回やるとか、いつやるかというのは、まだ話し合っておりません。ただ、この制定ができましたら、委員会を設けて、その日程やら回数やらというのを決めていきたいと思っています。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、榛東村議会基本条例調査検討特別委員会からの発委ですので、委員会付託を省略し、直ちに討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

8月27日の全員協議会でもお話をしましたが、全体的には、全文はよくできているなどは考えますが、末尾に不統一がございます。これを統一性を持たせてもう一度見直しを行ってもらいたく、この制定に反対いたします。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 賛成討論で。

これが、今、山口議員からも言われたように、全体としては本当に私もまとまったというふうに思います。末尾の言葉の件なんですけれども、確かにいろいろあるんですよ。全体の意見でも、努めるということを行うとか、それから、何々しますとか、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかとか、そういう意見も出ました。それから委員会の中でも、最後の言葉をどういうふうにするかというの、これも一応、一つずつ一応検討してみたいんですよ。それで、ちょっともう少し議論をする必要があるというの何か所かあります。

それは、一番最後の第18条、一番最後なんですけれども、見直し規定というのを設けました。6ページが一番最後ですね。そこで、この条例案をいろいろ村民の意見があったり、また、もちろん議員の中の意見、それから情勢の変化、必要なことがあると、そういうときには、少なくとも任期中1回はこの条例を検討しようというのは入れました。

ですから、先ほど出た末尾の言葉、それから、ほかにも、ここはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかというのが当然出てくると思いますので、これは第18条の見直し規定、これで対応するというふうにしています。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第1号 榛東村議会基本条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 賛成11人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発委第2号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 追加日程第2、発委第2号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 発委第2号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第109条及び榛東村議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由につきましては、町村議会を取り巻く近年の社会情勢を鑑み、議会改革の推進と議会活性化を図るため、議員定数の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議員定数につきまして、令和元年第3回定例会で設置されました榛東村議会のあり方検討特別委員会で調査検討を行ってまいりました結果、委員からの多様な意見を踏まえ、本則中、14人を12人に改めるものでございます。

この条例は公布の日から施行し、施行の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 今、改正の案が出ましたけれども、町村議会議員の議員報酬等のあり方、最終報告というのが31年3月に生まれて、これは議員全体に配られたわけですよね。これは、先ほど出ました江藤山梨学院大教授が委員長、そして、全国の町村を調査して、アンケートを全町村から取ってやった報告書なんですけれども、これの討議はどんな内容がされたんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 報酬に関しても、あり方検討特別委員会でいろいろ調査、研究をいたしました。今回はコロナ関係ということで、報酬に関しては見送ってございます。定数に関して、14名から12名に改めるというものでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君）

.....
.....
.....
.....
○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、議会のあり方検討特別委員会からの発委ですので、委員会付託を省略し、直ちに討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 反対の立場で討論します。

議員の数ということで、いろいろ前から言われているんですけども、今出たこの最終報告、町村議会議員の議員報酬のあり方、これは定数と報酬をやっています。この江藤教授がこれをまとめた、まとめたところも江藤教授がまとめたんですけども、江藤教授の委員会としてのまとめは、まず、討議をするのが必要なんだと。最初から人数を決めるんじゃなくて、どういう討議ができるかというところから議論していくと。討議として必要だと、各常任委員会は少なくとも7人から8人を定数基準としたいと、こういうふうに提案をしているんですよ。全国の町村に提案しているわけです。

その理由が、やっぱり十分議論ができる人数は最低これだという数なんです。そうすると榛東村は、2つ常任委員会ありますから、14から16人……

○議長（南 千晴君） 常任委員会は3つです。

○7番（川田敏彦君） 失礼しました。3つ常任委員会あるわけですよ。これでだぶっていないのは総務と文教なんですよ。そうすると、1つの常任委員会に7人から8人は最低と、少なくともというわけですから、そうすると14から16ということになりますので、榛東村では減らす必要はないということになります。

それから、榛東村の元議長もこれについては発言をされていて、やっぱり委員が少ないと、議員が少

ないと、視察に行ってもやっぱり人数が少ないし、向こうが来たときも、何だ、これぐらいしかいないのかと言われるというんですよね。やっぱり今の人数は必要だと言うんです。それから、私自身も実感としてそれは思います。これ、2人減ったりしたときがあったわけですよね。14を切っちゃったときがあるわけですよね。そのときやっぱり、委員会で議論がやっぱり前のようなようではなかったというのが実感です。やっぱりいろんな意見を委員会の中で議論をすると、これは最低必要だと。なので、今、14という数は最低必要だというふうに思いまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

9番清水健一議員。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

議会が住民の信頼を得るためには、議会運営のあり方はもちろん、議員定数の問題など、議会自らが改革に取り組む強い覚悟と行動が必要です。私たちは、住民の立場に立ち、住民自治を強化する観点から議会改革を進め、さらに議員力アップに努めなければならないと考えます。議員一人一人がさらに研さんを積み、活動範囲を広げ、少数精鋭に徹することで、定数削減をカバーしていく努力をしていくことが大事だと思います。

削減の体制については適正な判断として、賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、提出者の委員長より多様な意見ということで、また、今の賛成討論でも少数精鋭でというお話ございましたが、榛東村の議会の早稲田大学でやっているマニフェスト研究所では、総合順位1,358位と、情報共有が1,327位、住民参画が1,255位、議会機能強化が1,222位と。この定数削減の流れというのは、地方分権一括法の中で出てきたものでございますが、それは政策立案能力を高めるといって、執行も議会もということでございましたが、実際、1,358位ということと、私、何日か議会に参加させていただいたんですが、ほとんどが質疑なしと。もうどんな小さなところでも、暗くなるまで質疑をして討議をしていると。何でそんなに質疑をしているのかと聞いてみると、村民の声を届けていると。議員は代弁者として届けて、それぞれの議案に対して質疑を行って討論をしているということでございますが、今の状況というのは、識見、見識も含めて、少数精鋭で何も議論をしない、それはちょっとやめましょう、削除しますね。

質疑があまりなく、というのは、村民の声が届いていないのではないかと。14名より少な

くなってしまうと、21行政区ございますから、ほとんどの区から議員がおらないというような状況もあります。

マニフェストの研究所で1,358位、県内には1桁のところもございます。そのような状態まで情報共有、住民参画、議会機能の強化というものが行われて初めて、議員の定数の削減、少数精鋭ということで、研さんを積むといいでしょうか、議員は研さんを積むというよりかは、村民の声をどのくらいたくさん聞いて、自分で咀嚼して政策に結びつけられるかというようなことが第一義だと思いますので、今の14名より定数を削減するということは反対いたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

12番岸昭勝議員。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 賛成の立場から討論いたします。

本村の議会は、定数は、昭和59年に22人から20人になりました。また、平成12年には20人から18人になり、平成20年に18から16人になりました。平成25年に16から現在の14になったわけですがけれども、この削減によって議案の審議が不十分となることはなく、また、村民の意見や要望を村政に反映されることが不十分になることはないと思います。

他町村の動向や社会情勢を考え、議員定数の削減によって、効果的な議会運営がなされることにより、村の財政にも多少の改善が図れると思います。

以上の理由により、本案に賛成の討論といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 榛東村議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後0時4分休憩

午後0時5分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

7番川田敏彦議員。

[7番 川田敏彦君発言]

○7番(川田敏彦君) 先ほどの定数削減の件での2問目の質問ですか、……………
……………は取り消します。

◇

**◎追加日程第3 発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の
急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
の提出について**

○議長(南 千晴君) 追加日程第3、発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

[10番 小山久利君登壇]

○10番(小山久利君) 先ほどは陳情2号をご決いただきまして、ありがとうございます。

それでは、発委第4号の提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、別紙のとおり意見書を提出することによって、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに榛東村議会会議則第13条の第3項の規定により、本議会へ上程するとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関へ提出するものでございます。

以上、各議員のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり意見書を関係機関宛てに提出することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(南 千晴君) 全員賛成。

よって、本案は意見書を提出することに決定いたしました。

◇

◎追加日程第4 発議第5号 榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の設置に関する決議

○議長(南 千晴君) 追加日程第4、発議第5号 榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） ただいま上程いただきました議員提出議案第5号 榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の設置に関する決議についてご説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和2年9月1日、榛東村議会議長宛てであります。

提出者は、私のほか、賛成者は、川田敏彦議員、蜂巢實議員、生方勇二議員、小板橋尚議員であります。

別紙を朗読し、説明に代えさせていただきます。

発議第5号 榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会を設置する。

1、名称、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する調査。

4、委員の定数、5名。

5、調査期間、本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続調査することができる。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

この造成工事が行われたのが8年ほど前と記憶しております。今、なぜこの特別委員会をつくって調査、研究をするのかお聞きします。

○議長（南 千晴君） 10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 渋川広域でもこの問題は取り上げられております。吉岡町、高崎市に水源があるということで、広域で問題視されているのが現状でございます。北群馬議長会でも現地を訪れ、視察した結果、そのものがあるということで承知いたしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君）

.....
.....
.....
.....

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後0時17分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

休憩します。

午後0時17分休憩

午後0時17分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 2問目に関しては執行のほうの関係になったかということで、取消しさせていただきます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 特別委員会が設置されるということで、特別委員会は地方自治法によらない委員会なんですけれども、先ほどの新型コロナウイルス感染症対策特別委員会という中でも、中間報告とありながら、もう既に要望とか報告とかが、他の議員が知らないうちに行われていると、そう

いう委員会独立の原則があるというそうですけども、この特別委員会も榛東村議会においては、その特別委員会の中で話し合われたものが要望になったり報告になったり、他の議員が知らないうちに上がっていく特別委員会ができるということによろしいでしょうか、委員長。

○議長（南 千晴君） 10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） お答えします。

特別委員会の設置に関しましては、先ほどの条例や法令にのっとりたものでございます。

なぜこの特別委員会を設置するかといいますと、大同特殊鋼跡地スラグ碎石が基準値をはるかに超えていると村に報告に来ています。これが、村が隠蔽していたとすれば、到底そのままにしておくはいきません。先ほども申しましたが、吉岡町の水源ということで、吉岡町議会もこれにつきましては相当な怒りをお持ちでございます。本村の責任は重大で、後世まで安心して暮らしていけるよう必要な処置を講じなければならないと考え、この特別委員会の設置を提案しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午後0時20分休憩

午後0時23分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 委員会の中間報告等についての説明でございますが、委員会は独立しているということで、中間報告の義務はございませんが、全員協議会や懇談会におきまして、暫時報告していきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時23分休憩

午後0時24分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君）

.....
.....
.....
.....
○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後0時25分休憩

午後0時26分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 先ほど質問をいたしました。その質問について削除をして、改めて発言させていただきます。

先ほどの提案者の小山議員が、調査の結果について大変な問題だということがございましたが、その問題については、既に9月1日の川田議員の一般質問の中で、2015年12月9日の全員協議会で報告を受けたという内容の議事録を読んだというようなご発言がありました。

ということから考えると、小山議員は2015年にもその調査の結果をお聞きになっていて、今、特別委員会を立ち上げるということですが、その間は何も問題がなかったのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 問題がなかったかということ、その間も調査、研究はしておりました。

どうしてこの委員会を立ち上げたかということなんですが、その具体的な年月日とか契約内容に疑義が持たれる、それを調査、研究するための委員会です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「終わり」の声あり〕

○議長（南 千晴君） いや、3問目。これでやれば3問目です。

〔「じゃ、結構です」の声あり〕

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第5号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、発議第5号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

発議第5号 榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成11人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き特別委員の選任を行います。

特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、小山久利議員、川田敏彦議員、蜂巢實議員、生方勇二議員、小板橋尚議員の5名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、特別委員は、ただいま指名いたしました5名の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

今の5人は、301で正副委員長の互選を行ってきてください。

10分間休憩しますので、ほかの方はトイレ行くなりしてください。

再開を12時40分といたします。

午後0時30分休憩

午後0時38分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定いたしました榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に小山久利議員、副委員長に川田敏彦議員が就任いたしました。

ここで就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長、小山久利議員、よろしくをお願いいたします。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） ただいま、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長に仰せつかりました小山でございます。

県内にもスラグ問題は多々発生してございます。榛東村でも後世に残らないように、全身全霊をもって調査、研究をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（南 千晴君） 続きまして、副委員長、川田敏彦議員、よろしく願いいたします。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君登壇〕

○7番（川田敏彦君） 7番川田敏彦です。副委員長ということになりました。

委員会の名前が長いので、ちょっと持ってきたんですけども、途中で飛ばしちゃうんで。榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会ができました。これは、村は非常に積極的に今やっけてきているわけですね。これ、群馬県内の町村よりもずっと進んでいると思います。

ただ、現在、榛名カントリークラブ跡地に、現状的にもう産業廃棄物ともう認定された廃棄物があるわけですね。本来、これはあってはならないですね。榛東村の土地にあってはならないです。もうすぐ持って行ってもらわなくちゃならないやつなんですね。それから、土壌汚染の対策法でも決められた重金属、特にあそこはフッ素が出たんですけども、それもありますから、これは早く撤去しなければなりませんから、村、それから議会、これが力を合わせて、これを早く撤去させると、これが一つの目的です。

それから、もう一つ、契約手続に関するというのも入っているんですね。これは、工事の契約のときと、いつもと違うんですね。普通だったらいろんな書類があるわけなんです。設計書だとかいろんなのがあると。それが今回、ないんですね。それが結ばれていない可能性もあるし、それから、工事の写真もないんですよ。普通、だから、こんな工事はないんですね。これは普通の公共工事ではありません。ですから、それも含めてなんですけども、それはどういうことなんだということも含めて、ここに契約手続というのものがこれになったんだということだと思っております。

委員長、小山さんで、いろいろ前のこともご存じですから、小山委員長を支えて、一緒にこの特別委員会をやっていききたいと思います。

それから、委員会は、先ほど質問にもありましたけれども、これは公開ですし、それから、一定のこういうことが決まったり分かったりすれば、それはその都度、必要なところで議員の皆さんには報告をしていくということで、皆さんのお力を借りて進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。
ここで、閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

9月1日の開会以来、本日までの16日間、5名の議員による一般質問、令和元年度決算認定や補正予算などについて、慎重審議の上、議決いただき、本議会が閉会できますことに対し、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、依然として終息の見通しは立っておりません。この感染症は誰もが感染し得る感染症であり、また、誰もが気づかないうちに他人に感染させてしまう可能性があります。日夜、医療従事者をはじめ、感染リスクと隣り合わせで働いている人々に敬意を払うとともに、感染された方やそのご家族、濃厚接触者、医療従事者やそのご家族に対する誤った情報で、人権侵害につながることはないよう、公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めるようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、健康には十分ご留意され、議員としての役割と責任を自覚し、村民の福祉の向上及び増進のため、なお一層ご尽力賜りますようお願い申し上げます。



◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上で令和2年第3回榛東村議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後0時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 川 田 敏 彦

榛東村議会議員 小 野 関 治 義